

# 1 防災組織に関する資料

## 1-1 いちき串木野市災害対策本部条例（平成17年10月11日） （条例第138号）

（趣旨）

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項及びいちき串木野市自治基本条例（平成25年いちき串木野市条例第32号）第25条の規定に基づき、いちき串木野市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部事務を掌理する。

（委任）

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成25年6月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第11号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 1-2 いちき串木野市防災会議委員名簿

(令和6年度)

区 分	機 関 及 び 職 名	区 分
会長	市長	
1号委員	串木野海上保安部長	指定地方行政機関の職員
2号委員	鹿児島地域振興局 総務企画部長	鹿児島県の知事の部内の職員
	鹿児島地域振興局 農林水産部長	
	鹿児島地域振興局 建設部長	
	鹿児島地域振興局 保健福祉環境部長	
3号委員	いちき串木野警察署長	鹿児島県警察の警察官
4号委員	副市長	市長部内の職員
	まちづくり防災課長	
	総務課長	
	福祉課長	
	市民生活課長	
	農政課長	
	水産商工課長	
	都市建設課長	
	上下水道課長	
	教育総務課長	
5号委員	教育長	
6号委員	消防長	消防長及び消防団長
	消防団長	
7号委員	J R九州川内駅長	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
	N T T西日本鹿児島支店災害対策課長	
	九州電力川内配電事業所長	
	日本郵便株式会社串木野郵便局長	
	いちき串木野市医師会長	
8号委員	串木野市漁業協同組合代表理事組合長	その他公共的団体等
	さつま日置農業協同組合串木野支所長	
	いちき串木野商工会議所会頭	
	市社会福祉協議会長	
	市まちづくり連絡協議会会長	
	市地域女性団体連絡協議会会長	
	県議会議員	
	市議会議長	
	市議会総務厚生委員長	
	市建設業協会会長	
	陸上自衛隊 第12普通科連隊 第2中隊長	
	県看護協会 南薩地区 串木野地域	
	市民生(児童)委員	

## 1-3 防災関係機関

関係機関名	電話番号	関係機関名	電話番号
<b>市の機関施設等</b>			
いちき串木野市役所串木野庁舎	32-3111	海洋センター体育館	32-8994
〃 市来庁舎	36-3111	海洋センター艇庫	32-8548
いちき串木野市消防本部	32-0119	冠岳交流センター	32-0760
〃 いちき分遣所	21-5077	生福交流センター	32-4869
串木野ダム管理事務所	32-3081	上名交流センター	32-8770
市来防災ダム 〃	36-3181	中央交流センター	33-1231
いちき串木野市山之神浄水場	32-2470	照島交流センター	32-0768
市民文化センター	33-5655	本浦交流センター	33-2371
いちきアクアホール	21-5800	野平交流センター	32-3050
市立図書館	33-3755	旭交流センター	32-8811
〃 市来分館	24-8112	荒川交流センター	32-8809
串木野環境センター	32-2388	羽島交流センター	35-0014
串木野衛生センター	32-3612	土川交流センター	35-0887
串木野高齢者福祉センター	32-9570	市来地域公民館	21-5800
市来高齢者福祉センター	36-4558	湊交流センター	—
働く女性の家	32-7130	湊町交流センター(市来保健センター)	—
西薩火葬場	32-5781	川南交流センター	—
学校給食センター	33-0239	川北交流センター	—
串木野クリーンセンター	32-3860	川上交流センター	36-4334
串木野体育センター	32-1899		
市来体育館	36-2881		
<b>県の関係</b>			
鹿児島県庁 道路建設課	099-286-3534	鹿児島地域振興局総務企画部	099-805-7203
〃 危機管理課	099-286-2256	鹿児島地域振興局農林水産部 農政普及課日置市駐在	099-273-3113
〃 災害対策課	099-286-2276		
〃 広報課	099-286-2093	鹿児島地域振興局建設部 土木建築課日置市駐在	099-273-3452
〃 市町村課	099-286-2225		
〃 保健医療福祉課	099-286-2656	伊集院保健所(鹿児島地域振興局保健福祉環境部)	099-273-2332
〃 監理課	099-286-3483	鹿児島教育事務所	099-805-7392
〃 河川課	099-286-3586	伊集院公共職業安定所	099-273-3161
<b>県出先機関</b>			
いちき串木野警察署	0996-33-0110	いちき串木野警察署市来駐在所	36-2004
〃 串木野駅前交番	32-3992	串木野食肉衛生検査所	32-5387
〃 羽島駐在所	35-0004		

関係機関名	電話番号	関係機関名	電話番号
<b>国関係機関</b>			
串木野海上保安部	0996-32-3592	串木野駅	0996-32-2005
串木野航路標識事務所	32-2362	串木野郵便局	32-2505
<b>気象台</b>			
鹿児島地方気象台	099-250-9911		
<b>国土交通省</b>			
鹿児島国道事務所	099-216-3111		
<b>自衛隊関係</b>			
陸上自衛隊西部方面総監部	096-368-5111	海上自衛隊第1航空群指令部	0994-43-3111
〃 第8師団司令部	096-343-3141	〃 (FAX)	0994-42-2636
〃 第12普通科連隊	0995-46-0350	自衛隊鹿児島地方協力本部	099-253-8920
〃 第8施設大隊	0996-20-3900		
<b>海上保安部</b>			
第十管区海上保安本部	099-250-9800	鹿児島海上保安部	099-222-6680
<b>隣接市町村</b>			
日置市 東市来支所	099-274-2111	薩摩川内市 上甕支所	09969-2-0001
薩摩川内市	0996-23-5111	〃 下甕支所	09969-7-0311
〃 樋脇支所	0996-37-3111	〃 鹿島支所	09969-4-2211
〃 里支所	09969-3-2311		
<b>報道関係</b>			
NHK鹿児島放送局	099-805-7110	共同通信社鹿児島支局	099-256-1777
MBC南日本放送	099-254-7111	時事通信社鹿児島支局	099-226-0565
KTS鹿児島テレビ	099-258-1111	南海日日新聞社鹿児島総局	099-285-1257
KKB鹿児島放送	050-3816-5111	NHK薩摩川内支局	0996-23-2900
KYT鹿児島読売テレビ	099-285-5555	MBC薩摩川内支社	0996-23-7230
エフエム鹿児島	099-239-1133	KTS薩摩川内支局	0996-23-6150
南日本新聞社	099-813-5001	KKB報道情報センター	090-3327-1590
西日本新聞社鹿児島支局	099-222-9255	KYT薩摩川内支局	0996-23-4540
読売新聞社鹿児島支局	099-222-7370	FMさつませんたい	0996-20-3871
毎日新聞社鹿児島支局	099-223-7331	南日本新聞社薩摩川内総局	0996-23-2009
朝日新聞社鹿児島総局	099-222-3151	読売新聞社薩摩川内通信部	0996-23-2070
日本経済新聞社鹿児島支局	099-222-2322		
<b>その他機関</b>			
NTT西日本鹿児島支店	099-258-8211	鹿児島交通(株)川内営業所	23-3181
日本赤十字社鹿児島県支部	099-252-0600	さつま日置農業協同組合串木野支所	32-1112
県赤十字血液センター	099-257-3141	串木野市漁業協同組合	32-4111
九州電力川内営業所	0996-23-2171		

## 1-4 市内各種民間団体組織

(令和6年4月1日)

名 称	規 模	所 在 地	電話番号	備 考
いちき串木野市まちづくり 連絡協議会	143公民 館	昭和通133番地1	32-3111	まちづくり防災課
いちき串木野市地域女性団 体連絡協議会	12団体	八房4162番地	32-0694	代表者宅
串木野建設業協会	15名	緑町122	32-0723	串木野市建設会館
市来建設業互助会	8名	大里5944番地1	36-3141	代表者宅(松崎建設)
トラックいちき串木野分会	11業者	大里4955番地1	36-4646	代表者宅(久保建材土木)
いちき串木野商工会議所	557名	旭町178番地	32-2049	いちき串木野商工 会議所内
市来商工会	110名	湊町1丁目254番 地	36-2145	市来商工会内
ライオンズクラブ国際協会 串木野クラブ	47名	元町236番地	32-2587	中央交流センター 内
本浦青年友交会	11名	生福8237番地1	090-1924-5857	会長宅

## 1-5 住民による自主防災組織

(令和6年4月1日)

名 称	区域	隊(会)員数(名)	装 備	備 考
照島地区婦人防火クラブ	照島	1,200	特になし	
下山地区自衛消防協力隊	下山	26	軽可搬消防ポンプ一式	
土川地区自衛消防協力隊	土川	35	軽可搬消防ポンプ一式	
冠岳地区自主防災会	冠岳	129	特になし	
芹ヶ野公民館自主防災会	芹ヶ野	110	特になし	
金山公民館自主防災会	金山	96	軽可搬消防ポンプ一式	
白浜自治公民館自主防災会	白浜	58	特になし	
猪之鼻公民館自主防災会	猪之鼻	16	特になし	
別府公民館自主防災会	別府	191	特になし	
湊地区自主防災会	湊	620	特になし	
湊町地区自主防災会	湊町	456	特になし	
戸崎公民館自主防災会	戸崎	90	特になし	
堀公民館自主防災会	堀	39	特になし	
島内公民館自主防災会	島内	65	特になし	
池ノ原公民館自主防災会	池ノ原	27	特になし	
汐見町公民館自主防災会	汐見町	287	特になし	
東塩田町公民館自主防災組織	東塩田町	92	特になし	
西浜町公民館自主防災会	西浜町	94	特になし	
島平上公民館自主防災組織	島平上	122	特になし	
田中中村公民館自主防災会	田中中村	129	特になし	
木屋公民館自主防災会	木屋	67	特になし	
港町公民館自主防災会	港町	86	特になし	
木場迫公民館自主防災組織	木場迫	80	特になし	
駅前公民館自主防災組織	駅前	140	特になし	
小瀬公民館自主防災会	小瀬	79	特になし	
野中楯自主防災組織	野中楯	43	特になし	
御倉町公民館自主防災会	御倉町	162	特になし	
文京町自治公民館自主防災会	文京町	53	特になし	
福菌公民館自主防災会	福菌	66	特になし	
中央地区自主防災会	中央	1,552	特になし	
大六野自主防災会	大六野	135	特になし	
れいめい羽島協議会自主防災会	羽島	1,422	特になし	

## 2 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料

### 2-1 鹿児島県消防相互応援協定

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域の区分及び代表消防機関等)

**第2条** この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

2 県内を5地域に区分し、区分した地域ごとにそれぞれ地域代表消防機関を選任するものとする。

3 代表消防機関及び地域代表消防機関は、それぞれ代行消防機関を選任するものとする。

(対象とする災害)

**第3条** この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(応援隊の登録)

**第4条** 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して一の応援隊を登録することができる。

(応援要請)

**第5条** この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

**第6条** 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

(1) 第1要請 隣接市町村等の間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分された地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防ぎょが困難な場合に、第1要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

**第7条** 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）が、第1要請については地域代表消防機関を通じて地域内の市町村等に対し、第2要請については地域代表消防機関を通じて代表消防機関に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、第2要請を行うことができる。

2 第2要請を受けた代表消防機関は、地域代表消防機関を通じて応援要請を行うものとする。

3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

(1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況

(2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等

(3) 応援隊の集結場所及び活動内容

(4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名

(5) 使用無線系統

(6) その他必要な事項

4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときは、直ちに県及び代表消防機関に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

**第8条** 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては地域代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては地域代表消防機関及び代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。

3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

(応援の中断)

**第9条** 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議の上応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

**第10条** 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

**第11条** 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

- (1) 応援側市町村等の負担する費用
    - ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
    - イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
    - ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
    - エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用
  - (2) 要請側市町村等の負担する費用
    - ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
    - イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
    - ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用
  - (3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用
    - ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
    - イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
    - ウ 協定に定めのない経費
- 2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続きは、応援側市町村等において行うものとする。

(協定の効力)

**第12条** この協定は、平成18年11月1日からその効力を生じる。

(改廃)

**第13条** この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

**第14条** この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書60通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成18年10月25日

県下市町村及び消防組合で締結

## 2-2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

(目的)

**第1条** この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

**第2条** 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

**第3条** この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

**第4条** この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

**第5条** 応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第5第2項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

**第6条** 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

**第7条** 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

**第8条** 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

**第9条** この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

(その他)

**第10条** この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

**第11条** この協定は、平成10年6月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年6月26日

鹿児島県知事

串木野市長

## 2-3 串木野海上保安部と串木野市との船舶火災の消火に関する業務協定

船舶火災の消火に関し、串木野海上保安部（以下「保安部」という。）と串木野市との間に次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

**第1条** この協定は船舶火災の消火に関する海上保安庁の機関と、消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）にもとづき、船舶（消防法第2条の「舟」を含む以下同じ。）の火災について、保安部と串木野市消防機関（以下「消防機関」という。）が協力し円滑な消火活動をはかることを目的とする。

（協定適用区域）

**第2条** この協定を適用する区域は、港則法第2条の規定による串木野港域その他串木野市の沿岸水域とする。

（消防責任）

**第3条** 次に掲げる船舶の消火活動は、主として消防機関が担任するものとし、保安部はこれに協力するものとする。この場合、消防機関は保安部の意見を尊重するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁に繫留された船舶、及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川における船舶

2 前項各号以外の船舶の、消火活動は保安部が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

（原因等調査責任）

**第4条** 前条第1項各号に規定する船舶火災の原因、並びに火災及び消火活動により受けた損害の調査は、保安部と消防機関が協議してこれを行い、同条第2項の船舶については、保安部がこれを行うものとする。ただし、調査に必要な情報及び調査の結果は、相互に通報するものとする。

（火災の通報）

**第5条** 保安部又は消防機関のいずれかが船舶の火災を知った場合は、相互に直ちに通報するものとする。

（単独消火の連絡）

**第6条** 保安部又は消防機関が単独で船舶火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

（資料等の交換）

**第7条** 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

（経費の負担）

**第8条** 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

（特殊事故対策）

**第9条** タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行う為、保安部及び消防機関は、串木野市防災会議を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の収集
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な機材器具等の整備計画の作成  
(疑義)

**第10条** この協定の実施について疑義を生じた場合は、その都度両者が協議して決定するものとする。

(協定書)

**第11条** この協定を証するため本書2通を作成し、両者において各1通を保管するものとする。

**附 則**

この協定は昭和45年6月15日から効力を生ずる。

**附 則**

この協定は平成6年8月19日一部改正し施行する。

平成6年8月19日

串木野海上保安部長

串 木 野 市 長

## 2-4 自衛隊災害派遣（撤収）要請

### 1 自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号  
年 月 日

鹿児島県知事 様

いちき串木野市長 印

#### 自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

#### 記

#### 1 災害の状況及び派遣を要請する事由

- (1) 災害の状況
  
- (2) 派遣を要請する事由

#### 2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

#### 3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 活動希望区域
  
- (2) 活動内容

#### 4 その他参考となるべき事項

2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

第 号  
年 月 日

鹿児島県知事 様

いちき串木野市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収理由
- 3 その他必要事項

## 2-5 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

**第2条** 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
  - ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
  - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
  - ウ 救助活動に必要な車両、船艇等
- (2) 救助及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
- (3) 以下に掲げる施設等の提供
  - ア 被災者の一時収容のための施設
  - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

**第3条** 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援項目の種類及び内容
  - ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあっせん  
物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
  - イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣  
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
  - ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供  
被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
  - エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供  
依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の順序)

**第4条** 応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。

- (1) 隣接市町村に対し応援要請する。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場

合は、被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。

- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

（県支部等の応援要請）

**第5条** 県支部等は、前条第2号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

- 2 県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。

（自主応援）

**第6条** 被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部に対し、応援の内容を報告するものとする。

（経費の負担）

**第7条** 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときは、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 第6条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その都度協議する。

（情報の交換等）

**第8条** 市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

（職員の公務災害補償）

**第9条** 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めによるものとする。

（補則）

**第10条** この協定に関し必要な事項については、県又は県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

## 附 則

- 1 この協定書は、平成19年6月27日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長からの委任を受けた鹿児島県市長会会長及

ひ鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写しを保管するものとする。

平成19年6月27日

鹿児島県知事

鹿児島県市長会会長

鹿児島県町村会会長

## 2-6 災害時における応急対策に関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と串木野建設業協会及び市来建設業互助会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、甲の管理する市道、河川、農道及び林道（以下「公共施設」という。）における災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

**第2条** この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法建第223号)第23条第1項及び同法第40条第1項の規定により作成されたいちき串木野市地域防災計画に基づき、いちき串木野市災害対策本部が設置された場合
- (2) その他乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

**第3条** 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共施設からの障害物の除去及び応急の復旧
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

**第4条** 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

**第5条** 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し、甲に報告するものとする。

（業務の報告）

**第6条** 乙は、応急対策業務を実施した場合には、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

**第7条** 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した経費のうち、(2)及び(3)については、甲が負担するものとし、(1)については甲は負担しないものとする。

(協定の効力)

**第8条** この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

**第9条** この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年 8月25日

甲 いちき串木野市

乙 串木野建設業協会

市来建設業互助会

## 2-7 災害時における応急対策に関する協定書

いちき串木野市水道事業（以下「甲」という。）といちき串木野市管工事組合（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、甲の管理する水道施設（以下「施設」という。）における災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

**第2条** この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び同法第40条第1項の規定により作成されたいちき串木野市地域防災計画に基づき、いちき串木野市災害対策本部が設置された場合
- (2) その他乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

**第3条** 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 施設の応急復旧
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

**第4条** 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

**第5条** 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策用資機材の確保）

**第6条** 甲は、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、乙に要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合は、甲に協力するものとする。

（業務の報告）

**第7条** 乙は、応急対策業務を実施した場合には、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

**第8条** 第3条に規定する応急対策業務を実施に要した経費のうち、(2)及び(3)並びに第6

条第1項については、甲が負担するものとし、第3条（1）については、甲は負担しないものとする。

（協定の効力）

**第9条** この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年6月5日

甲 いちき串木野市水道事業

乙 いちき串木野市管工事組合長

## 2-8 災害時におけるLPガス等の応急生活物資の供給に関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と鹿児島県LPガス協会川薩支部及び同支部日置分会（以下「乙」という。）とは、災害時に必要なLPガス等応急生活物資（以下「LPガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

**第1条** 甲は、いちき串木野市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、LPガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能なLPガス等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

**第2条** 前条の要請は、災害協力支援要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付することができる。

（要請に基づく乙の措置）

**第3条** 第1条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置を取るとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（LPガス等の指定）

**第4条** この協定の対象となるLPガス等は、LPガス、容器（LPガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（LPガス等の運搬及び引渡し）

**第5条** LPガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議の上、決定する。

2 甲は、引渡し場所に職員を派遣し、LPガス等を確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

**第6条** 乙が供給したLPガス等の費用負担は、次のとおりとする。

（1）避難所への供給に係る経費は、乙が負担する。

（2）仮設住宅が建設され、入居が開始された後の経費は、入居者負担とする。

（担当者等の報告）

**第7条** 甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙3）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

**第8条** 甲は、乙がLPガス等を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（補償）

**第9条** この協定に基づき応急対策業務に従事した物が、当該応急対策業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合は、その他の関係法律に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した乙の会員が協議するものとする。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。

(効力)

**第11条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌月から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年1月21日

甲 いちき串木野市長

乙 鹿児島県LPガス協会川薩支部長  
同日置分会長

## 災害協力支援要請書

年 月 日

鹿児島県LPガス協会川薩支部長 殿  
同 日置分会長 殿

いちき串木野市長

## 災害時における協力要請について

災害時におけるLPガス等応急生活物資の供給に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

## 記

- 1 要請内容
- 2 要請場所
- 3 要請する応急資器材

資器材要請予定期間	資器材名・要請数量	搬入場所
年 月 日から	①LPガス容器 ( )	
年 月 日まで	②調整器 ( )	
	③接続具一式 ( )	
	④ガスコンロ ( )	

- 4 その他必要事項

注 資器材要請数量は、避難所当たりの数量とする。

## 措置状況報告書

年 月 日

いちき串木野市長 殿

鹿児島県LPガス協会川薩支部長  
同 日置分会長

災害時におけるLPガス等応急生活物資の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、措置状況を下記のとおり報告します。

## 記

- 1 措置状況内容
- 2 措置対応場所
- 3 応急資器材使用状況

資器材使用予定期間	資器材名・使用数量	用 途
年 月 日から	①LPガス容器 ( ) ②調整器 ( )	
年 月 日まで	③接続具一式 ( ) ④ガスコンロ ( )	

- 4 処置状況（必要に応じて図面又は写真を添付）
- 5 その他必要事項

## 担当者連絡先報告書

年 月 日

殿

報告者 職  
氏 名

災害時におけるLPガス等応急生活物資の供給に関する協定書第7条の規定に基づき、緊急時の担当者連絡先を下記のとおり報告します。

## 記

所属部課名等	担当業務	担当者名	緊急連絡先・FAX等
			電 話 F A X 携 帯
			電 話 F A X 携 帯
			電 話 F A X 携 帯
			電 話 F A X 携 帯

注1 担当業務については、具体的に記入してください。

注2 電話、FAX、携帯電話については、緊急時に連絡するために使用します。

## 2-9 いちき串木野市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）といちき串木野市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

**第1条** 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

**第2条** いちき串木野市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局といちき串木野市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員をいちき串木野市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

**第3条** 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

**第4条** 市長は、いちき串木野市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局鹿児島国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙—1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けたいちき串木野市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙—2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

**第5条** いちき串木野市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要する場合、かつ、応援要請に時間を要するときは、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長はあらかじめ別紙—3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、

連絡網が寸断されている等のため、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

**第6条** 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則としていちき串木野市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

① 大規模な災害と認められる場合

② 国土交通省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合

③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）

④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

**第7条** 九州地方整備局企画部防災課といちき串木野市自治振興課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

**第8条** この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、いちき串木野市においては、自治振興課長とする。

(運用)

**第9条** この協定書は、平成23年9月6日から適用する。

平成23年9月6日

国土交通省九州地方整備局長

いちき串木野市長

別紙—1

文 書 番 号  
令和 年 月 日

国土交通省 九州地方整備局 殿

いちき串木野市長

大規模な災害時の応援について（要請）

「いちき串木野市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

- 1 期 間
- 2 場 所
- 3 要請内容
- 4 そ の 他

別紙—2

文 書 番 号  
令和 年 月 日

いちき串木野市長 殿

国土交通省 九州地方整備局

大規模な災害時の応援について（通知）

年 月 日付け 第 号で要請のあったことについては、「いちき串木野市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期 間
- 2 場 所
- 3 要請内容
- 4 そ の 他

別紙—3

文 書 番 号  
令和 年 月 日

いちき串木野市長 殿

国土交通省 九州地方整備局

大規模な災害時の応援について（通知）

「いちき串木野市における大規模な災害時の応援に関する協定書」第4条に基づき、下記のとおり応援する旨通知します。

- 1 期 間
- 2 場 所
- 3 要請内容
- 4 そ の 他

## 2-10 災害時における物資の供給に関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と日之出紙器工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に必要な物資（以下「物資」という。）の緊急調達に関し、次のとおり、協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、いちき串木野市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の協力を得て行う物資の供給を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して物資の供給を要請することができるものとする。

### （物資の種類）

第3条 物資の種類は次のとおりとし、乙は甲から要請のあった物資の供給を行うものとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケースなど要請のサイズにて供給）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取扱い商品

### （協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、優先的に物資の供給を行うものとする。

### （要請手続）

第5条 第2条の要請は、書面により行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、口頭又は電話等により要請することができるものとする。

### （物資の供給）

第6条 乙は、甲から要請を受けて原則72時間以内に、甲の指定する市内の場所に物資を供給するものとする。

### （物資の買取り価格）

第7条 甲が乙から物資を買い取る価格は、甲、乙協議の上、災害発生直前の適正な実勢価格をもって決定するものとする。

### （乙が被災の場合）

第8条 乙は、被災のため、鹿児島工場から物資の供給が出来ないときは、近隣の工場を含め、関連グループ会社の工場より迅速に供給、運搬を行う。

### （協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

### （有効期間）

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもってこの協定を終了する旨の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年 1月 21日

甲 いちき串木野市  
いちき串木野市長

乙 日置市伊集院町麦生田2158  
日之出紙器工業株式会社  
代表取締役社長

## 2-11 災害時における物資供給に関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

### （引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 1月24日

甲 鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1  
いちき串木野市長

新潟県新潟市南区清水4501番地1  
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長

別表		災害時における緊急対応可能な物資					
大分類	主な品種						
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、						
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ						
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク						
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ						
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ						
トイレ関係等	救急ミニトイレ						

## 2-12 いちき串木野市及び阿久根市の住民の安全に関する協定書

いちき串木野市及び阿久根市（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が設置する川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、甲区域の住民の安全を確保するとともに、環境の保全を図ることを目的として、乙が鹿児島県及び薩摩川内市との間に締結している「川内原子力発電所に関する安全協定書（昭和57年6月12日締結）」（以下「県との協定書」という。）を尊重のうえ、鹿児島県立会いのもと次のとおり協定を締結する。

（関係法令等の遵守等）

第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令等及びこの協定を遵守し、甲区域の住民の安全の確保及び環境の保全のため万全の措置を講ずる。

2 乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所の職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、常に安全管理体制の強化に努める。

3 乙は、発電所の保守運営に伴って生ずる放射性廃棄物中の放射性物質の低減化のため、新技術開発の促進導入及び設備の改善に積極的に努める。

（事前説明等）

第2条 乙は、県との協定書に基づき協議を行う、原子炉施設及び復水器の冷却に係る取放水施設の増設又は変更、並びに新核燃料、使用済核燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）については、甲に対して事前説明を行うものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の説明の内容について、意見を述べるができるものとし、この場合において、乙は誠意をもって対応する。

3 乙は、発電所の運転（試験運転を含む。以下同じ。）の状況及び安全対策に関して、特別な広報を行う場合は、甲に対して事前に連絡する。

（平常時における連絡）

第3条 乙は、次の各号に掲げる事項について、県との協定書に基づき鹿児島県に連絡を行う場合、その写しを甲に対して提出する。

- (1) 発電所の運転状況
- (2) 環境放射線の測定結果
- (3) 温排水の調査結果
- (4) 発電所職員に対する教育訓練の実施計画及びその実施状況

（異常時における連絡）

第4条 乙は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、甲に対して直ちに連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき若しくはそのおそれがあるとき。

- (2) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
- (3) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (4) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。
- (5) 発電所内で放射線業務従事者又は放射線業務従事者以外の者であって管理区域に業務上立ち入る者の被ばくが、法令で定める線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
- (6) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。
- (7) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。
- (8) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限等の措置を講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき若しくはそのおそれがあるとき。
- (9) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。
- (10) 発電所敷地外において、放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (11) その他国に報告を要する事態が発生したとき。

(立入調査)

第5条 甲は、前条に定める場合において、県との協定書に基づき、鹿児島県が発電所敷地内その他必要な場所に立入調査を実施するときは、同行することができる。

2 前項の規定による立入調査の同行に当たっては、甲は乙に対し、立入調査に同行する者の職、氏名その他必要な事項を通知する。

(措置の要請)

第6条 甲は、前条の規定に基づく立入調査の結果、甲区域の住民の安全の確保及び環境の保全のために必要があると認めた場合には、乙に対して鹿児島県を通じて適切な措置を講ずるよう求めることができる。

2 乙は、前項の規定による求めがあったときは、誠意をもって措置する。

(連絡の方法等)

第7条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡する。

- (1) 第2条の事前説明等及び第3条の平常時における連絡は、文書をもって行う。
- (2) 第4条の異常時における連絡は、電話等で通報した後文書をもって行う。

2 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ、連絡責任者を定める。

(防災対策)

第8条 乙は、防災業務計画を樹立し、発電所の防災体制の充実強化を図るとともに、発電所に係る甲の地域防災計画の策定及びその実施に積極的に協力する。

2 甲は、鹿児島県が防災対策に関し、発電所施設内その他必要な場所に立入調査を実施する場合であって、原子力災害対策特別措置法の施行に必要なときは、同行することができる。

3 前項の規定による立入調査の同行に当たっては、甲は乙に対し、立入調査に同行する者の職、氏名その他必要な事項を通知する。

(諸調査への協力)

第9条 乙は、甲が実施する安全確保対策についての諸調査及び資料の提出要請に積極的に協力する。

(無過失責任)

第10条 乙は、発電所の保守運営に起因して、甲区域の住民に損害を与えた場合は、補償しなければならない。

(協定の改訂)

第11条 この協定に定める事項について改訂すべき事由が生じたときは、甲、乙いずれからもその改訂を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は誠意をもって協議する。

(疑義又は定めのない事項)

第12条 この協定に定めた事項について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書4通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 いちき串木野市  
いちき串木野市長 田畑誠一

阿久根市  
阿久根市長 西平良将

乙 九州電力株式会社  
代表取締役社長 瓜生道明

立会人 鹿児島県  
鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 2-13 災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と社団法人鹿児島県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の行政区域内（以下「管内」という。）において災害が発生した場合に、甲が乙に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分（以下「処理等」という。）の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、地震、風水害等による災害に伴い発生した廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）で、甲が生活環境の保全上、特に処理等が必要と判断したものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、災害廃棄物について生活環境の保全上、特に処理等が必要と判断したときは、災害廃棄物の処理について、乙に協力を要請するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の処理に当たっては、専門的な知識や技能を活用するとともに、再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に管内の被災、復旧状況等必要な情報提供をするものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ情報提供するものとする。

（協力要請の手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理すべき災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 協力希望日時
- (5) 収集及び処分場所
- (6) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 対象地区名
- (2) 処理した災害廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 実施日時
- (5) 収集及び処分場所
- (6) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する要請に基づき、乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その額は、当該会員と甲が協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においてはいちき串木野市生活環境課、乙においては社団法人鹿児島県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要な資機材の確保可能台数等の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(適用)

第12条 この協定は、平成25年8月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方各1通を保有する。

平成25年8月26日

甲 鹿児島県いちき串木野市昭和通1-3-3番地1  
いちき串木野市長 田畑 誠一

乙 鹿児島県鹿児島市錦江町1-1-40号  
社団法人鹿児島県産業廃棄物協会  
会 長 三谷 純夫

## 2-14 特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

鹿児島県いちき串木野市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、被災者等の通信の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、災害発生時または、災害が発生するおそれがあり甲において避難所開設を行う必要がある場合、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（通信設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）や保安器、引込線とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や保安器、引込線の設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できる

よう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(開設)

第9条 特設公衆電話の開設が必要となった場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、特設公衆電話の撤去後乙へ設置期間の連絡を行うこととする。

(利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した施設場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設した場合を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合の撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年12月25日

甲	(住所)	鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1	
		いちき串木野市長	田畑誠一 印
乙	(住所)	鹿児島県鹿児島市松原町4番26号	
		西日本電信電話株式会社	
		鹿児島支店	
		支店長	中島馨生 印

## 2-15 災害時の医療救護活動に関する協定

いちき串木野市（以下「甲」という。）と公益社団法人いちき串木野市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、いちき串木野市地域防災計画及び災害時医療救護活動マニュアルに基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、いちき串木野市地域防災計画及び災害時医療救護活動マニュアルに基づき、医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた時は、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（医療救護活動）

第3条 乙は、前条に定める医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 県医師会や近隣医師会及び関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療資機材等の備蓄
- (6) その他必要な事項

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難所、避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への搬送の要否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他状況に応じた処置

（医療救護班に対する指揮）

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮は、鹿児島県災害派遣医療チーム指定病院からDMATが派遣されている救護所にあつてはDMATが、その他の救護所にあつては甲が指定するものが行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医療救護活動に係る関係機関の調整)

第7条 甲は、乙の派遣する医療救護班が効果的に医療救護活動を行えるように医療救護関係機関の総合調整を行うものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(搬送医療機関の確保)

第9条 甲及び乙は、協力して災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(実費弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

平成26年 5月 1日

甲 いちき串木野市長 田畑誠一

乙 公益社団法人いちき串木野市医師会  
会 長 野邊修明

## 2-16 災害発生時におけるいちき串木野市といちき串木野市内郵便局の協力に関する協定

いちき串木野市（以下「甲」という。）といちき串木野市内郵便局（以下「乙」という。）は、いちき串木野市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

この協定において、いちき串木野市内郵便局及び関係局は、別紙1記載の郵便局をいい、代表郵便局は、羽島郵便局をいう。

### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、いちき串木野市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
  - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
  - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
  - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
  - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集、交付等並びにこれらを実行するための必要な事項（注）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注） 避難者情報確認シート（避難先届）別紙2及び別紙3又は転居届の配布、回収を含む。

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他

に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外に漏らしてはならない。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 いちき串木野市まちづくり防災課長

乙 串木野浜町郵便局長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(協定の効力)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年12月14日

甲 いちき串木野市昭和通133-1

いちき串木野市長 田畑 誠一

乙 いちき串木野市口之町29

日本郵便株式会社

代表 羽島郵便局長 富永 伸博

## いちき串木野市内郵便局一覧

いちき串木野市内の代表郵便局 羽島郵便局 電話番号35-0042

	郵便局名	所在地	電話番号
1	羽島郵便局	〒896-0063 口之町29	35-0042
2	芹ヶ野郵便局	〒896-0075 金山14103-16	32-5494
3	生福郵便局	〒896-0078 生福8542-1	32-5493
4	串木野浜町郵便局	〒896-0043 港町115	32-5491
5	市来郵便局	〒899-2101 湊町3-115	36-2042
6	島平郵便局	〒896-0031 東島平町94	32-5492
7	市来川上郵便局	〒899-2102 川上1215-1	36-2221
8	市来大里郵便局	〒899-2103 大里5631-2	36-2222
9	串木野郵便局	〒896-8799 大原町156	32-2042

別紙2

(いちき串木野市用)

避難者情報確認シート（避難先届）

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日現在

御記入いただいた個人情報に関しては、市の業務だけに使用し、厳正に管理します。

また、次に承諾いただいた場合は、「災害発生時におけるいちき串木野市といちき串木野市内郵便局の協力に関する協定」に基づき、いちき串木野市内郵便局に提供します。

なお、承諾されるときは、□にレを付してください

□このシートの記載情報をいちき串木野市内郵便局へ提供することを承諾します。

1 届出者氏名 \_\_\_\_\_ (ふりがなをお願いします。)

2 届出事項

(1) 今までの住所

(アパート等集合住宅の場合は、部屋番号まで記入してください。)

〒 \_\_\_\_\_

(2) 郵便物の配達先の希望について (いずれかに、○をしてください。)

ア 現在、避難している場所 ( \_\_\_\_\_ )

イ その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

(3) 上記で、アに○をした方は、避難先の住所の記入をお願いします。

〒 \_\_\_\_\_

(4) 家族の状況等 (ふりがなをお願いします。)

氏名等	姓	名	備考
世帯主氏名			
ご家族又は同居人の氏名			
事業所名			

お問合せ先 いちき串木野市まちづくり防災課 電話33-5631 (直通)

別紙3

(いちき串木野市内郵便局用)

避難者情報確認シート (避難先届)

\_\_\_\_\_年 月 日現在

御記入いただいた個人情報に関しては、郵便業務だけに使用し、厳正に管理します。

また、次に承諾いただいた場合は、「災害発生時におけるいちき串木野市といちき串木野市内郵便局の協力に関する協定」に基づき、いちき串木野市に提供します。

なお、承諾されるときは、□にレを付してください

□このシートの記載情報をいちき串木野市へ提供することを承諾します。

1 届出者氏名 \_\_\_\_\_ (ふりがなをお願いします。)

2 届出事項

(1) 今までの住所

(アパート等集合住宅の場合は、部屋番号まで記入してください。)

〒 \_\_\_\_\_

(2) 郵便物の配達先の希望について (いずれかに、○をしてください。)

ア 現在、避難している場所 ( \_\_\_\_\_ )

イ その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

(3) 上記で、アに○をした方は、避難先の住所の記入をお願いします。

〒 \_\_\_\_\_

(4) 家族の状況等 (ふりがなをお願いします。)

氏名等	姓	名	備考
世帯主氏名			
ご家族又は同居人の氏名			
事業所名			

お問合せ先 串木野浜町郵便局 電話32-5491

## 2-17 災害時等における仮事務所施設利用に関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と串木野海上保安部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、乙が管理する庁舎が災害等の発生により使用不能となり、又は使用不能のおそれがある場合に、甲が管理する庁舎の一部を乙が仮事務所として利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### （対象施設）

第2条 本協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地	鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1
施設名	いちき串木野市役所串木野庁舎

### （設置の要請）

第3条 乙は、災害時に前条の施設を仮事務所として利用する必要があるときは、文書を甲に提出し、仮事務所の設置を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を提出するものとする。

### （仮事務所の開設）

第4条 甲は、前条の規定により仮事務所設置の要請を受けたときは、施設のうち、仮事務所として利用する範囲を指定するものとする。

2 乙は、前項の指定のあった範囲内において、仮事務所を開設することができる。

### （仮事務所の管理）

第5条 仮事務所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

2 乙は、仮事務所の管理運営について必要があると認めるときは、甲に協力を求めることができるものとする。

3 備蓄物資の保管等に関する取扱いについては、別途協議するものとする。

### （使用料及び費用負担）

第6条 第4条第2項の規定により乙が仮事務所を開設した場合において、使用料は、いちき串木野市行政財産の目的外使用料条例（平成17年いちき串木野市条例第58号）第4条の規定により免除するものとする。

2 仮事務所の管理運営に要する費用は、別途協議するものとする。

(開設期間)

第7条 仮事務所の開設期間は、災害等が発生した日から3ヶ月程度とする。ただし、災害等の状況により期間を延長する場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(仮事務所利用解消の努力)

第8条 乙は、早期に通常業務を再開できるよう仮事務所利用の早期解消に努めるものとする。

(仮事務所の閉鎖)

第9条 乙は、仮事務所を閉鎖するときは、その利用した施設を速やかに原状に回復しなければならない。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定の効力は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了前30日までに、甲又は乙が、それぞれの相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 3月11日

甲 鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1

いちき串木野市長 田 畑 誠 一

乙 鹿児島県いちき串木野市浦和町54-1

串木野海上保安部長 有 馬 雄 一

## 2-18 災害時における応急対策に関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）とかごしま森林組合、有限会社萬造寺林業及び有限会社古川木材興業（以下「乙」という。）は、風水害及び地震等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の管理する市道、農道、林道及び公園等（以下「公共施設」という。）における災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法建第23号）第23条第1項及び同法第40条第1項の規定により作成されたいちき串木野市地域防災計画に基づき、いちき串木野市災害対策本部が設置された場合
- （2）その他乙の協力が必要であると認めた場合

### （応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1）公共施設の被害情報の収集及び甲に対する報告
- （2）公共施設からの障害物の除去及び応急の復旧
- （3）その他甲が必要と認める業務

### （協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前条の要請があったときは、甲に協力するものとする。

### （協力体制の整備）

第5条 乙は、甲からの協力要請に迅速に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

### （業務の報告）

第6条 乙は、応急対策業務を実施した場合には、速やかに甲に報告し、業務を終了した後に業務報告書を甲に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した経費のうち、(2)及び(3)については、甲が負担するものとし、(1)については、甲は負担しないものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月29日

甲 いちき串木野市昭和通133番地1  
いちき串木野市 市長 田畑 誠一

乙 南九州市川辺町平山6140番地1  
かごしま森林組合 代表理事組合長 田中 光一

いちき串木野市春日町178番地5  
有限会社 萬造寺林業 代表取締役 萬造寺 輝男

いちき串木野市生福9842番地  
有限会社 古川木材興業 代表取締役 古川 幹

## 2-19 災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書

災害時における福祉避難所の開設等に関し、いちき串木野市（以下「甲」という。）と医療法人杏林会、医療法人慈正会、医療法人親貴会、医療法人聖愛会、株式会社光里苑、社会福祉法人慈昂会及び社会福祉法人照島会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害、台風の接近等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に、乙の協力を得てその所有する施設の一部を福祉避難所としていちき串木野市民（以下「市民」という。）に使用させるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

## （福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害発生時等において、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために開設する避難所をいう。

## （福祉避難所の指定及び周知）

第3条 甲は、この協定による施設を、民間協力による福祉避難所として指定し、市民に周知する。

## （使用施設）

第4条 乙は、次に定める施設を公共福祉の立場から福祉避難所として市民に使用させるものとする。ただし、乙の被災等のやむを得ない事情により、市の協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

施設名称	介護老人保健施設 ライフハーバーいちき
所在地	いちき串木野市大里 2901 番地 2

施設名称	介護老人保健施設 さるびあ苑
所在地	いちき串木野市春日町 63 番地

施設名称	介護老人保健施設 ゆくさ白浜
所在地	いちき串木野市羽島 265 番地 15

施設名称	介護老人保健施設 希望
所在地	いちき串木野市春日町 116 番地

施設名称	高齢者多機能福祉施設 光里苑
所在地	いちき串木野市湊町 2744 番地 1

施設名称	特別養護老人ホーム 吹上園
所在地	いちき串木野市大里 992 番地

施設名称	養護老人ホーム 市来松寿園
所在地	いちき串木野市大里 992 番地

施設名称	地域密着型小規模特別養護老人ホーム 吹上園ふもと
所在地	いちき串木野市上名 2775 番地 1

施設名称	特別養護老人ホーム 潮風園
所在地	いちき串木野市別府 3570 番地

(使用範囲及び受入れ可能人数)

第5条 福祉避難所としての施設の使用範囲及び受入れ可能人数は、福祉避難所の開設時における施設の状況に応じ、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、施設の増改築により、施設の面積等に変更が生じる場合又は事情により施設の使用が不可能となる場合は、甲に連絡するものとする。

(福祉避難所の開設要請)

第7条 甲は、災害発生時等において、福祉避難所を開設する必要があると認める場合は、乙に対して施設を福祉避難所として開設するよう要請することができる。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、あらかじめ電話等で確認の上、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして、書面により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、口頭により行うことができる。

(要配慮者の受入れ等)

第8条 施設への要配慮者の受入れ等については、次のとおりとし、乙は、可能な範囲で協力を行うものとする。

- (1) 施設への要配慮者の移送については、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が行う。
- (2) 要配慮者を施設に受け入れる際は、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が同伴するものとし、施設内においても当該同伴する者が責任を持って要配慮者の介助を行う。

(避難者の誘導)

第9条 乙は、施設への避難者に対し、当該施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(福祉避難所の運営)

第10条 乙は、福祉避難所の運営について、施設の通常の運営に支障のない範囲で甲に協力するものとし、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる相談員等の配置及び要配慮者への食品の給与、生活必需品の給与・貸与等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変時における対応協力

(開設期間)

第11条 福祉避難所の開設期間は、乙が要配慮者等を受け入れた日から原則として7日以内とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(費用の負担)

第12条 福祉避難所の設置及び管理運営に要する費用で甲が必要と認めるものは、甲が負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、食事、日常生活用品等に係る費用は、施設を使用した要配慮者等が負担するものとする。
- 3 前2項の規定による経費の額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第13条 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対し書面により通知するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、福祉避難所の運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年7月6日

甲 いちき串木野市昭和通133番地1

いちき串木野市長 田畑 誠一

乙 いちき串木野市旭町83番地

医療法人 杏林会

理事長 丸田 修士

いちき串木野市春日町63番地

医療法人 慈正会

理事長 宮之原 浩

いちき串木野市東塩田町35番地

医療法人 親貴会

理事長 海江田 正史

いちき串木野市春日町116番地

医療法人 聖愛会

理事長 春田 壽英

いちき串木野市湊町2744番地1

株式会社 光里苑

代表取締役 折田 志津子

いちき串木野市大里992番地

社会福祉法人 慈昂会

理事長 丸田 大剛

いちき串木野市別府3570番地

社会福祉法人 照島会

理事長 和田 力

## 2-20 災害時における隊友会の協力に関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会鹿児島いちき串木野支部（以下「乙」という。）は、乙の社会貢献活動の一環として、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力活動（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、いちき串木野市において、地震、風水害等の大規模な災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、大規模な災害等とは、自然災害により市民の安全に重大な影響を及ぼす事態をいう。

### （協力内容）

第3条 甲が乙に対して要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市災害対策本部等の運営に必要となる災害関連情報の収集及び整理業務の補助
- (2) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達の補助
- (3) 給水、炊き出しその他の救助活動の補助
- (4) 避難所の開設及び運営の補助
- (5) がれきの撤去、清掃及び防疫の補助
- (6) 物資、資材の運送及び配分の補助
- (7) その他甲が必要と認める業務

### （協力要請）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、前条に定める協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による協力の要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請することができるものとし、事後において速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

4 乙は、甲の要請に基づき、可能な限り協力に応ずるものとする。

### （協力方法）

第5条 乙は、甲の指示する方法に基づき、協力を行うものとする。

(安全確保)

第6条 甲は、協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ、安全の確保に十分配慮するものとする。

2 甲は、乙に対し、協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報の提供に努めるものとする。

(協力のための準備)

第7条 乙は、平常時から緊急の事態における連絡体制を整備するものとする。

2 甲は、協力を資する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

(損害補償)

第9条 甲は、その要請により第3条各号の協力をした乙の会員が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）その他関係する法律又は条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(防災訓練への参加)

第10条 乙は、この協定の実効性を確保するため、甲が主催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年8月22日

甲 いちき串木野市昭和通 133 番地 1  
いちき串木野市長 田 畑 誠 一

乙 いちき串木野市川上 3604 番地 4  
公益社団法人 隊友会  
鹿児島県隊友会 いちき串木野支部  
支 部 長 古 川 清 行

## 2-21 災害時における物資供給に関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

### （要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) いちき串木野市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) いちき串木野市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

### （協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(価格)

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

(運搬および引渡し)

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を、その他甲の指定する者に代行させることができる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においてはいちき串木野市まちづくり防災課 とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要が

ある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年10月18日

甲 いちき串木野市昭和通133番地1  
いちき串木野市長 田畑 誠一 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号  
株式会社ナフコ  
代表取締役 石田 卓巳 印

別紙①

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土嚢袋、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、鋏、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着、紙オムツ（大人用・子供用）、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶など
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

## 2-22 災害時における物資供給及び応急対策に関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と南薩砂利株式会社（以下「乙」という。）とは、地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として、必要な物資の供給及び重機等を使用した土砂撤去等の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域において発生した災害時において、応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法建第223号）第23条第1項及び同法第40条第1項の規定により作成されたいちき串木野市地域防災計画に基づき、いちき串木野市災害対策本部が設置された場合
- （2） その他乙の協力が必要であると認めた場合

### （応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1） 災害において使用する土のう砂の供給
- （2） 災害により発生した土砂流出等の除去及び応急の復旧
- （3） その他甲が必要と認める業務

### （協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

### （協力体制の整備）

第5条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施するものを選定し、甲に報告するものとする。なお、緊急を要し、報告のいとまがない場合は事後報告とする。

(業務の基準)

第6条 乙は、応急対策業務を実施する場合は、甲の指示のもと業務を遂行し、業務を終了した場合は、業務内容を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した経費のうち、(1)については、甲が負担するものとし、(2)及び(3)については、実費等を勘案し甲と乙が協議のうえ、負担額を決定するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年7月21日

甲 いちき串木野市昭和通133番地1  
いちき串木野市長 田畑誠一

乙 いちき串木野市平江16725番地1  
南薩砂利株式会社  
代表取締役 北山和博

## 2-23 災害に係る情報発信等に関する協定

いちき串木野市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、いちき串木野市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、いちき串木野市がいちき串木野市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かついちき串木野市の行政機能の低下を軽減させるため、いちき串木野市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、いちき串木野市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、いちき串木野市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、いちき串木野市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) いちき串木野市が、いちき串木野市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) いちき串木野市が、いちき串木野市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) いちき串木野市が、災害発生時のいちき串木野市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) いちき串木野市が、いちき串木野市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. いちき串木野市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、いちき串木野市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づくいちき串木野市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、いちき串木野市から提供を受ける情報について、いちき串木野市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、いちき串木野市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、いちき串木野市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、いちき串木野市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年9月28日

いちき串木野市：鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1  
いちき串木野市長 田 畑 誠 一

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川 邊 健 太 郎

## 2-24 防災パートナーシップに関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と株式会社南日本放送（以下「乙」という。）は、自然災害による被害の軽減に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して自然災害の被害を軽減するための防災情報の発信及び防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（緊急時の放送の要請）

第2条 甲は、避難勧告や避難指示等、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、電話又は電子メール等により、テレビ及びラジオ等（以下「テレビ等」という。）による防災情報の放送を乙に直接要請することができる。乙は甲から要請を受けた際は、当該情報のテレビ等での速やかな放送に努める。

（データ放送及びアプリによる災害時の情報発信）

第3条 甲は、乙のテレビのデータ放送を通じて、行政情報を発信できる。災害時又は災害が発生する恐れのある場合、甲はこのデータ放送に防災情報を送信できる。乙は、甲の送信した防災情報をデータ放送で放送するほか、乙のテレビ等での発信に努める。また、甲が発信した防災情報を乙はMBCアプリを通じて地域住民に通知し、重層的に防災情報の伝達を図る。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、甲が見舞われた災害の映像や写真、画像等の提供を、防災のため使用する目的のもと、互いに相手方に要請することができる。要請があった場合、甲と乙は、提供に関する条件等を協議の上、いずれも可能な範囲でそれぞれが保有する映像や写真、画像等を相手方に提供する。

2 甲は、小中高生や住民を対象に防災に関する学習会等を開催する際、乙に協力を要請することができる。乙は学習会への講師の派遣や災害映像の提供等、可能な範囲でこれに協力する。

（連絡担当者）

第5条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

2 甲及び乙は、人事異動等によりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

(協定の期間)

第6条 この協定は締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管する。

令和2年11月27日

甲 鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1  
いちき串木野市長 田畑誠一

乙 鹿児島県鹿児島市高麗町5番25号  
株式会社南日本放送  
代表取締役社長 中野寿康

## 2-25 災害時におけるレンタル機材の供給協力に関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、いちき串木野市内において地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル機材の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力してレンタル機材の安定供給を行うことにより、市民生活の安定を図ることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して乙の所有する当該レンタル機材の供給について協力を要請することができる。

### （協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有レンタル機材の優先供給及び運搬に対する協力を行うよう積極的に努めるものとする。

### （レンタル機材の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請するレンタル機材は、仮設トイレ、発電機、その他機材とし、乙が保有するレンタル機材とする。

### （要請手続等）

第5条 第2条の要請は、災害時におけるレンタル機材の供給協力要請書（別紙様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

### （レンタル機材の運搬）

第6条 第2条の要請に基づくレンタル機材の提供は、甲の指定する場所で引き渡すものとする。その際、甲は当該引渡場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、当該レンタル機材を確認するものとする。

### （費用負担）

第7条 乙のレンタル機材の供給及び運搬の前（緊急を要する場合にあっては、レンタル機材の供給及び運搬終了後）に災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （請求及び支払）

第8条 乙は、レンタル機材の引渡し又は納入が完了したときには、前条の価格によるレンタル機材の代金について、明細書等を作成し、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認し、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合はこの限りではない。

(報告)

第9条 甲乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後遅滞なく相手方に報告するものとし、変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づき業務に従事した者が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合は、その他の関係法令に基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、レンタル機材について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から1年とする。ただし、期限満了の3月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに1年引き続き同一の内容をもってその効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月23日

甲 住 所 いちき串木野市昭和通133番地1

氏 名 いちき串木野市

いちき串木野市長 田畑 誠一

乙 住 所 福岡県博多区博多駅前三丁目2番8号

氏 名 株式会社 アクティオ

上席執行役員九州支店長 橋爪 正一

## 2-26 災害時における燃料供給等に関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と鹿児島県石油商業組合いちき串木野支部（以下「乙」という。）とは、いちき串木野市内において地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における燃料の供給に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、被災者及び避難者に対する救援の円滑化を図るため、甲と乙が協力し、災害時の燃料の優先供給を円滑に行うことを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において、次の各号に掲げる施設及び車両等で必要があると認めるときは、乙に対し、燃料の供給を要請することができるものとする。

- (1) 災害応急対策を行うために必要な施設・車両（緊急通行及び借上車両を含む。)
- (2) 福祉避難所など医療・福祉関係施設のうち特に緊急度が高いもの
- (3) ライフラインの維持に重要な施設・車両
- (4) 市内に設置された避難所
- (5) その他、特に必要とされる重要施設等

### （協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有燃料の優先供給及び運搬に対する協力を行うよう積極的に努めるものとする。

### （燃料の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する燃料は、ガソリン、軽油、灯油、A重油等とする。

### （要請手続等）

第5条 第2条の要請は、災害時における燃料の供給協力要請書（別紙様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

### （燃料の運搬）

第6条 乙は、第2条の要請に基づき、乙の供給できる範囲内で乙の店舗において甲に引き渡すものとする。ただし、乙による輸送が可能なときは、甲の指定する場所へ燃料を運搬するものとする。

### （費用負担）

第7条 第2条の要請により乙から供給される燃料の費用負担は、乙の燃料の供給及び運搬の前（緊急を要する場合にあっては、燃料の供給及び運搬終了後）に災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （請求及び支払）

第8条 乙は、燃料の引渡し又は納入が完了したときには、前条の価格による燃料の代金につ

いて、明細書等を作成し、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認し、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合はこの限りではない。

(報告)

第9条 甲及び乙は、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後遅滞なく相手方に報告するものとし、変更があった場合には速やかに相手方に報告するものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づき業務に従事した者が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは死亡し、又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定による災害補償が困難な場合は、その他の関係法令に基づく災害補償について、甲乙協議するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 この協定に定める事項のほか、燃料等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限は、この協定の締結の日から1年とする。ただし、期限満了の3月前までに甲乙いずれからも申出がない限り、さらに1年引き続き同一の内容をもってその効力を有するものとし、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月23日

甲 住 所 いちき串木野市昭和通133番地1  
氏 名 いちき串木野市  
いちき串木野市長 田 畑 誠 一

乙 住 所 いちき串木野市浦和町63番地  
氏 名 鹿児島県石油商業組合いちき串木野支部  
支部長 寺 田 徳 一 郎

## 2-27 災害時における福祉避難所の開設等に関する協定書

災害時における福祉避難所の開設等に関し、いちき串木野市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人てんとうむし（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害、台風の接近等により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に、乙の協力を得てその所有する施設の一部を福祉避難所としていちき串木野市民（以下「市民」という。）に使用させるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、災害発生時等において、一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために開設する避難所をいう。

（福祉避難所の指定及び周知）

第3条 甲は、この協定による施設を、民間協力による福祉避難所として指定し、市民に周知する。

（使用施設）

第4条 乙は、次に定める施設を公共福祉の立場から福祉避難所として市民に使用させるものとする。ただし、乙の被災等のやむを得ない事情により、市の協力の要請に応じられない場合は、この限りでない。

施設名称	てんとうむし
所在地	いちき串木野市上名2571番1

（使用範囲及び受入れ可能人数）

第5条 福祉避難所としての施設の使用範囲及び受入れ可能人数は、福祉避難所の開設時における施設の状況に応じ、甲乙協議の上、定めるものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、施設の増改築により、施設の面積等に変更が生じる場合又は事情により施設の使用が不可能となる場合は、甲に連絡するものとする。

（福祉避難所の開設要請）

第7条 甲は、災害発生時等において、福祉避難所を開設する必要があると認める場合は、乙に対して施設を福祉避難所として開設するよう要請することができる。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、あらかじめ電話等で確認の上、要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を明らかにして、書面により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、口頭により行うことができる。

（要配慮者の受入れ等）

第8条 施設への要配慮者の受入れ等については、次のとおりとし、乙は、可能な範囲で協力を行うものとする。

(1) 施設への要配慮者の移送については、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が行う。

(2) 要配慮者を施設に受け入れる際は、原則として家族等の当該要配慮者を介助する者が同伴するものとし、施設内においても当該同伴する者が責任を持って要配慮者の介助を行う。

(避難者の誘導)

第9条 乙は、施設への避難者に対し、当該施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(福祉避難所の運営)

第10条 乙は、福祉避難所の運営について、施設の通常の運営に支障のない範囲で甲に協力するものとし、次に掲げる業務を行う。

(1) 要配慮者への相談等に応じる相談員等の配置及び要配慮者への生活必需品の給与・貸与等の日常生活上の支援

(2) 要配慮者の状況の急変時における対応協力

(開設期間)

第11条 福祉避難所の開設期間は、乙が要配慮者等を受け入れた日から原則として7日以内とする。ただし、災害の状況等によりこれを超えて使用する場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(費用の負担)

第12条 福祉避難所の設置及び管理運営に要する費用で甲が必要と認めるものは、甲が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、日常生活用品等に係る費用は、施設を使用した要配慮者等が負担するものとする。

3 前2項の規定による経費の額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第13条 甲は、福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対し書面により通知するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、福祉避難所の運営に当たり、業務上知り得た要配慮者等の個人情報を漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申出がないときは、有効期間は、同一の内容で更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年6月28日

甲 いちき串木野市昭和通133番地1  
いちき串木野市長 田畑 誠一

乙 いちき串木野市上名2571番1  
特定非営利活動法人 てんとうむし  
代 表 福 菌 好子

## 2-28 森林災害協定

鹿児島県いちき串木野市（以下「甲」という。）と鹿児島県鹿児島地域振興局（以下「乙」という。）及び鹿児島県森林土木協会日置支部（以下「丙」という。）とは、地震、台風、集中豪雨等に伴い発生する、森林・竹林の風倒被害や山地崩壊、土砂流出等の被害及び治山・林道施設の被害状況の情報収集活動及び情報の伝達に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、台風、集中豪雨等に伴い発生する、森林・竹林の風倒被害や山地崩壊、土砂流出等の被害及び治山・林道施設の被害状況等の情報収集活動に関し、甲及び乙が丙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において、丙のいちき串木野市における組織員の応援が必要であると認めるときは、丙に

対し次条の情報収集活動についての協力を要請することができるものとする。

2 丙は、前項の協力要請があったときは、特別の理由がない限り、情報収集活動を実施するものとする。

3 丙が行う自主的な情報収集活動については、これを妨げない。

### （情報収集活動の内容）

第3条 本協定に基づき、丙は民有林における次の情報を無償で収集するものとする。

- (1) 森林・竹林の風倒被害に関する事
- (2) 山地崩壊、土砂流出等の被害に関する事
- (3) 治山・林道施設等の被害に関する事
- (4) (1)(2)(3)の被害箇所における二次災害発生の兆候
- (5) その他甲が必要と認める情報収集活動

なお、収集活動には障害物の除去や復旧作業は含まない。

### （協力体制の整備）

第4条 丙は、甲からの協力要請に迅速にかつ的確に対応するため、協力体制を整備するとともに、別記第1号様式に組織員を明記するものとする。

2 丙は、前項の組織員に変更が生じた場合は、遅滞なく甲及び乙へ届けるものとする。

3 甲は、大規模災害等で組織員のみでの収集活動が困難な場合、丙に対し、他地区の組織員の応援を要請することができる。

### （情報収集活動の報告）

第5条 丙は、第3条に規定する情報収集活動を実施した場合、すみやかに甲に報告書を提出し、状況を報告するものとする。

また、甲は丙から情報の報告があった場合、乙に対して迅速かつ的確な情報伝達に努めることとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に基づく情報収集活動を円滑に実施するため、甲においては鹿児島県いちき串木野市農政課長、乙においては鹿児島県鹿児島地域振興局農林水産部林務水産課長、丙においては鹿児島県森林土木協会日置支部事務局長を連絡責任者とする。

(協定の効力)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲、乙、丙のいずれかから文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間はその期間は延長されるものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第8条

この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲、乙、丙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、各自その1通を保持する。

令和4年1月19日

甲 いちき串木野市長

中 屋 謙 治

乙 鹿児島県鹿児島地域振興局長

松 本 俊 一

丙 鹿児島県森林土木協会日置支部長

松 崎 透

## 2-29 いちき串木野市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

いちき串木野市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人いちき串木野市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、いちき串木野市内において災害救助法の適用となる大規模災害が発生した時（以下「災害発生時」における、災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、いちき串木野市地域防災計画に基づき甲が行う災害支援活動の一環として実施するセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動が円滑に行われ、もって被災者及び被災地の復旧・復興支援に寄与することを目的とする。

### （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害発生時には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

### （センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙がセンターを設置するものとする。

### （センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

### （センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

### （協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

### （センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) いちき串木野市災害対策本部等との以下の情報の共有
  - ①被災状況・避難情報
  - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報

③ボランティアによる支援活動の状況

④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）

⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1

いちき串木野市長 中屋謙治 印

乙 鹿児島県いちき串木野市新生町183番地  
いちき串木野市社会福祉協議会

会 長 内屋照男 印

## 2-30 災害時における災害復旧支援業務に関する協定

いちき串木野市（以下、「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会九州支部（以下、「乙」という。）は、地震・風水害その他災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における甲の管理する上下水道施設が被災したときの災害復旧に係る災害査定資料作成等、復旧支援協力に関して、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害時に甲が管理する上下水道施設の復旧支援協力に関する基本的事項を定め、甲乙が協力して被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （復旧支援協力の範囲）

第2条 支援協力の実施範囲は、甲の管理する上下水道施設における被災箇所又は災害が発生する恐れのある箇所に対して、甲から要請された範囲を基本とする。

### （支援要請）

第3条 甲は、災害時に乙の支援が必要であると認めるときは、乙に対して復旧支援協力を要請することができるものとする。

2 乙は、復旧支援内容について、甲と調整及び確認を行うものとする。

3 乙は第1項に基づき、甲から要請があった場合は速やかに乙を構成する会員（以下「会員」という。）から派遣可能な会員を甲へ通知するものとする。  
ただし、第2項の調整、確認により派遣困難な場合はこの限りではない。

4 甲は、前項により通知された会員の中から協力を要請する会員を特定するものとし、その結果を乙及び特定した会員（以下「業務実施者」という。）に通知するものとする。

5 災害の状況等により甲が乙に連絡することが不可能な場合又は緊急を要する場合は、第4項を省略して、甲は業務実施者に直接協力要請を行うことができるものとする。その場合においては、甲はその旨を事後、乙に通知するものとする。

### （経費負担）

第4条 甲は、業務実施者と業務内容を協議し速やかに業務委託契約を締結するものとする。

2 復旧支援協力にかかる費用は、甲がその経費を負担するものとする。

### （労務災害）

第5条 復旧支援協力において、労務災害が発生した場合は、業務実施者の労災保険により補償するものとする。

### （損害補償）

第6条 業務の実施に伴い、甲及び業務実施者の責に帰することかできない事由により、第三者

に損害を及ぼした場合又は業務実施の従事者に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その措置について甲及び業務実施者は協議のうえ、決定するものとする。

(訓練)

第7条 乙は、甲が実施する情報伝達訓練等への参加依頼があった場合には協力するものとする。

(連絡体制)

第8条 復旧支援業務の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

(実施細目)

第9条 本協定の実施に関して必要な事項については、甲と乙が協議して確認するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定は、令和6年4月1日からその効力を有するものとし、有効期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第11条 各条項に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項について、甲乙双方による協議のうえ、決定するものとする。

- 2 甲又は乙が、この協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

令和 6年 3月25日

甲 鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1  
いちき串木野市水道事業管理者  
いちき串木野市下水道事業管理者  
いちき串木野市長 中屋 謙治

乙 福岡県北九州市八幡東区西本町二丁目5番5号  
公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会九州支部  
九州支部長 松尾 禎泰



### 3 危険箇所等に関する資料

#### 3-1 急傾斜地危険予想箇所及び急傾斜地崩壊危険予想区域

##### 1 串木野地区 (50箇所)

※ 地質の種類区分

- ① 亀裂が発達、開口しており転石、浮石が点在する。
- ② 風化、亀裂が発達した岩である。
- ③ 礫混じり土、砂質土。
- ④ 粘質土。
- ⑤ 風化、亀裂が発達していない岩である。

箇所番号	箇所名	位置		地形			オーバーハングの有無	地質		湧水等の有無	崩壊の有無	地被物の状況	人家	公共的建物		公共施設		崖下人家戸数	他事業の区域指定	危険度ランク	急傾斜地崩壊危険区域の指定			前回調査の有無
		大字	小字	傾斜度	長さ	高さ		種類(※)	表土の厚さ					種類	数	種類	数				年	月	日	
811	田之平	羽島	田之平	度	m	m	無	③	100cm	有	無	広葉樹	戸			市道	180	戸		B	S53	2	3	有
812	立石鼻	〃	立石鼻	35	220	27	無	②	50cm	無	無	竹林	18			市道	290	6		A				有
813	萩元中平	〃	萩元中平	45	200	15	無	③	100cm	有	無	針広混交	8			市道	80	5	砂	A				有
814	光瀬	〃	光瀬	35	140	15	無	③	100cm	有	無	竹林	6			市道	50	2		A	S51	11	17	有
815	海土泊	〃	海土泊	35	170	16	無	③	100cm	無	無	草地	13			市道	90	8	砂	A	H8	7	29	有
818	古菌	荒川	古菌	45	160	12	無	③	100cm	無	無	広葉樹	7			市道	150	1	砂	B				有
819	井戸ノ上	下名	井戸ノ上	43	230	18	無	③	100cm	有	無	針広混交	11			市道	60	6		A	H13	3	23	有
820	仙右衛門山	〃	仙右衛門山	45	170	18	無	③	50cm	有	無	竹林	7					6	保施	A	H13	3	23	有
821	捨里塚	〃	捨里塚	40	260	33	無	③	100cm	無	無	草地	17	小・幼	2	市道	320	10		A	H15	5	6	有
822	弥助ケ尾	〃	弥助ケ尾	50	260	33	無	③	100cm	無	無	広葉樹	9			国道	270	3		B				有
823	龍ノ駒	〃	龍ノ駒	45	270	30	無	②	50cm	有	無	針広混交	14			国道	170	10		B	H16	8	6	有
826	小瀬	小瀬町	小瀬	40	170	14	無	③	30cm	無	無	針葉樹	22	公民館	1			8	保施	A	S49	1	30	有
827	栄町	栄町	栄町	47	130	16	無	③	50cm	無	無	草地	9	公民館	1			2		A	S49	1	30	有
828	浦和	浦和町	浦和	45	180	14	無	③	50cm	無	無	草地	18			市道	140	9		A	S51	5	10	有
831	住吉	住吉町	住吉	50	180	15	無	③	100cm	有	無	竹林	25			市道	220	8		A	S48	3	31	有
832	八久保	上名	八久保	51	190	17	無	③	50cm	無	無	広葉樹	12			県道	150	7		B				有
833	中別府	下名	中別府	42	210	11	無	③	50cm	有	無	草地	16			市道	230	6		A	S48	3	31	有

箇所番号	箇所名	位置		地形			オーバーハングの有無	地質		湧水等の有無	崩壊の有無	地被物の状況	人家	公共的建物		公共施設		崖下人家戸数	他事業の区域指定	危険度ランク	急傾斜地崩壊危険区域の指定			前回調査の有無
		大字	小字	傾斜度	長さ	高さ		種類(※)	表土の厚さ					種類	数	種類	数				年	月	日	
834	山之神下	上名	山之神下	度35	m120	m29	無	③	100cm	有	無	広葉樹	戸4	公民館	1	市道	30	戸3	保	A				有
835	永作	〃	永作	30	230	12	無	③	100cm	有	無	広葉樹	3	公民館	1	市道	80	2	保施	A	S46	3	22	有
836	坂ノ下	上名	坂ノ下	40	160	15	無	③	30cm	無	無	竹林	5			市道	100	2	保	A				有
837	生野	〃	生野	35	100	20	無	③	200cm	無	無	広葉樹	3	公民館	1	県道	40	3	保施	B				有
838	十王	〃	十王	50	250	14	無	③	50cm	無	無	広葉樹	12			県道	100	6		A	47	3	29	有
839	石野々	〃	石野々	45	290	15	無	③	50cm	有	無	草地	10			市道	120	6	保	A	46	3	22	有
844	港町	港町	港町	45	190	8	無	③	20cm	無	無	裸地	26			市道	230	14		C				有
845	新生	新生町	新生	40	160	19	無	③	30cm	無	無	針広混交	22	公民館	1	市道	210	9	保	B	49	1	30	有
846	高見	高見町	高見	45	100	7	無	③	100cm	無	無	裸地	10			市道	100	4		C				有
847	薩摩山	下名	薩摩山	50	300	20	無	③	50cm	有	無	竹林	10			市道	280	7	保	B				有
2800	浦和	浦和町	浦和	40	170	12	無	③	50cm	無	無	広葉樹	21	公民館	1	市道	270	9	保施	B				有
2801	下海瀬	下名	下海瀬	40	70	13	無	③	50cm	有	無	草地	5			市道	30	2		A				有
2802	前平	〃	前平	30	180	25	無	③	50cm	無	無	広葉樹	6	給食センター	1			6		B				有
2803	山之神	上名	山之神	30	270	28	無	③	50cm	有	無	広葉樹	3	水道水源地	1	市道	290	2	保施	B				有
2804	戸切川	〃	戸切川	30	220	15	無	③	100cm	有	有	広葉樹	9			市道	230	2		B				有
2805	城ノ元	〃	城ノ元	50	90	25	無	③	20cm	無	無	竹林	11			市道	130	5		B				有
2806	城ノ元	〃	城ノ元	45	140	22	無	③	20cm	無	無	広葉樹	2	公民館	1	県道	110		保施	B				有
2807	下海瀬	下名	下海瀬	35	160	19	無	③	30cm	有	無	広葉樹	9			市道	110	5		B				無
2808	奥山谷	〃	奥山谷	50	140	18	無	③	100cm	有	無	針広混交	8					6	保	B				無

箇所番号	箇所名	位置		地形			オーバーハングの有無	地質		湧水等の有無	崩壊の有無	地被物の状況	人家	公共的建物		公共施設		崖下人家戸数	他事業の区域指定	危険度ランク	急傾斜地崩壊危険区域の指定			前回調査の有無
		大字	小字	傾斜度	長さ	高さ		種類(※)	表土の厚さ					種類	数	種類	数				年	月	日	
2810	井ノ上	冠岳	井上	度40	m270	m27	無	③	100cm	無	無	広葉樹	戸7			県道	230	戸4	保	B				有
2811	中尾	〃	中尾	40	230	26	無	③	20cm	有	無	針広混交	3	小学校	1					B				有
2813	小原ノ前	冠岳	小原ノ前	35	60	26	無	③	50cm	無	無	針広混交		公民館	1					B				有
3748	壺ノ内	羽島	壺ノ内	35	90	28	無	③	50cm	無	無	竹林	3	小学校	1	市道	100	3	保					無
3752	松元	上名	松元	35	80	25	無	③	100cm	無	無	広葉樹		中学校	1	市道	80							無
3753	吉堀	〃	吉堀	35	130	18	無	③	100cm	無	無	広葉樹	1	小・中・コミ	3	市道	150	1						無
3754	野中	〃	野中	30	150	19	無	③	50cm	有	無	竹林	7			市道	180	7	保					無
3755	薩摩山	下名	薩摩山	45	120	25	無	③	50cm	有	無	針広混交	6			市道	120	4						無
3758	俣木平	冠岳	俣木平	30	220	36	無	③	50cm	無	無	針広混交	6	郵便局	1	県道	300							無
4487	野中平	羽島	野中平	35	60	22	無	①	100cm	有	無	広葉樹	5			市道	80	5						無
4488	御倉町	御倉町	御倉	35	160	9	無	③	100cm	無	無	広葉樹	17	公民館	1	市道	250	7	保施					無
4489	大切	下名	大切	40	170	35	無	③	100cm	有	無	針葉樹	5			市道	210	5						無
4490	澗之上	〃	澗之上	45	90	9	無	③	100cm	有	無	竹林	3	公民館	1			2						無
4491	西別府	〃	西別府	40	100	10	無	③	100cm	無	無	竹林	5					5						無

## 2 市来地区（22箇所）

箇所番号	箇所名	位置		地形			オーバーハングの有無	地質		湧水等の有無	崩壊の有無	地被物の状況	人家	公共的建物		公共施設		崖下人家戸数	他事業の区域指定	危険度ランク	急傾斜地崩壊危険区域の指定			前回調査の有無
		大字	小字	傾斜度	長さ	高さ		種類	表土の厚さ					種類	数	種類	数				年	月	日	
849	大里寺迫	大里	掛下	度60	m300	m16	無	③	30cm	無	無	草地	戸12			市道	30	戸6			S47	3	29	有
850	中組	川上	針原	50	270	35	無	③	30cm	無	無	広葉樹	14			市道	160	6			S49	1	30	有
851	久保	大里	中尾原東	85	260	7	無	③	10cm	有	有	裸地	9			市道	250	8			S46	3	22	有
852	小淵脇	川上	小淵脇	80	180	17	有	②	0cm	有	有	針広混交	9			市道	200	4						有
854	溜池	大里	溜池	40	260	15	無	③	20cm	無	有	広葉樹	17	公民館	1	国道	150	8						有
856	木崎原	大里	木崎原	60	170	15	有	③	20cm	無	有	広葉樹	11			市道	100	5			H19	3	2	有
857	安茶	川上	安茶	45	250	16	無	③	30cm	無	無	広葉樹	13			県道	100	10						有
858	有川下	大里	有川下	45	350	22	無	③	30cm	無	有	広葉樹	13			市道	200	8						有
861	佐保井東原	大里	佐保井東原	30	300	11	無	③	30cm	有	無	草地	14			市道	300	8						有
862	松山	大里	松山	30	150	11	無	③	30cm	無	有	広葉樹	11	公民館	1	国道	60	9						有
865	西大子田	川上	久保次郎	40	380	21	無	③	100cm	有	無	針広混交	11					9						有
866	内門	川上	淵脇	50	270	17	無	②	cm	有	無	竹林	7	小学校	1	県道	80	6						有
2814	瀧小路	湊町	瀧小路	30	240	13	無	③	30cm	無	無	草地	14					3						有
2815	西村	大里	西村	45	130	10	無	③	30cm	無	無	針広混交	6			国道	40	4						有
2816	久保堀	大里	久保堀	34	170	10	無	③	30cm	無	有	広葉樹	7			国道	210	5						有
2819	樟脳山	川上	樟脳山	50	150	38	無	③	20cm	無	無	針広混交	8			市道	120	6			H13	3	23	有
3761	久保	大里	中尾原東	34	200	10	無	③	30cm	無	無	広葉樹	5	公民館	1	市道	70	1						有

箇所番号	箇所名	位置		地形			オーバーハングの有無	地質		湧水等の有無	崩壊の有無	地被物の状況	人家	公共的建物		公共施設		崖下人家戸数	他事業の区域指定	危険度ランク	急傾斜地崩壊危険区域の指定			前回調査の有無
		大字	小字	傾斜度	長さ	高さ		種類(※)	表土の厚さ					種類	数	種類	数				年	月	日	
3762	松原	大里	松原	度34	m190	m12	無	③	50cm	無	無	竹林	戸5					戸3						有
3763	戸崎落シ平	大里	戸崎落シ平	35	100	18	無	③	50cm	無	無	広葉樹	6			市道	70	4						有
3764	加治屋ノ下	川上	加治屋ノ下	45	200	30	無	③	100cm	無	無	広葉樹	10					6						有
3765	北平	川上	北平	40	100	18	無	③	50cm	有	無	針葉樹	4	公民館	1	市道	110	4						有
4492	和田平	川上	和田平	45	200	15	無	③	100cm	有	無	広葉樹	7			市道	170	2						有
	木場迫	大里	富永	90	70	8	無	③	30cm	無	無	広葉樹	5					5						無

## 3-2 土砂災害警戒区域等（急傾斜）指定区域

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	戸数		最大 がけ高 (m)	避難場所	
						(戸)	R内戸 数(戸)			
急・薩摩山10	kyu205-0002	○	01	薩摩山	14,389	7,726	1	-	56.67	上名交流センター
		○	02	薩摩山	2,524	741	-	-	16.00	〃
		○	03	薩摩山	1,043	285	1	1	10.05	〃
		○	04	薩摩山	599	45	-	-	6.30	〃
急・薩摩山7	kyu205-0003	○		薩摩山	1,846	289	1	0	8.00	〃
急・三井1	kyu205-0004	○	01	三井	10,442	594	4	1	9.11	〃
		○	02	三井	8,183	2,779	2	-	23.14	〃
		○	03	三井	7,439	1,310	3	-	20.68	〃
		○	04	三井	2,473	509	1	1	9.86	〃
急・薩摩山8	kyu205-0005	○		薩摩山	12,544	2,424	2	0	16.00	〃
急・薩摩山9	kyu205-0006	○	01	薩摩山	24,968	11,910	13	2	52.00	〃
		○	02	上名	27,048	10,403	12	4	44.00	〃
		○	03	上名	13,166	6,016	4	1	39.00	〃
急・上名1	kyu205-0008	○		上名	2,125	642	3	1	20.00	〃
急・上名2	kyu205-0009	○		上名	22,865	7,812	5	4	23.00	〃
急・上名3	kyu205-0010	○		上名	275	53	1	1	7.00	〃
急・河内1	kyu205-0011	○		河内	22,333	9,122	12	2	40.00	〃
急・河内2	kyu205-0013	○		河内	4,034	1,443	1	1	22.00	〃
急・河内3	kyu205-0014	○	01	河内	3,664	901	1	1	15.00	〃
		○	02	河内	2,010	259	1	0	10.00	〃
		○	03	河内	906	203	0	0	8.00	〃
		○	04	河内	338	53	0	0	5.00	〃
		○	05	河内	468	99	0	0	8.00	〃
急・河内4	kyu205-0015	○		河内	18,169	8,503	2	0	24.00	〃
急・河内5	kyu205-0018	○	01	河内	13,978	6,099	3	1	44.00	〃
		○	02	河内	5,636	2,264	1	1	39.00	〃
		○	03	河内	22,830	11,140	1	1	37.00	〃
急・河内6	kyu205-0020	○	01	河内	1,629	931	0	0	19.00	〃
		○	02	河内	8,422	2,771	1	1	21.00	〃
急・生福13	kyu205-0021	○	01	生福	1,230	340	1	1	10.00	生福小学校
		○	02	生福	243	36	1	1	5.40	〃
		○	03	生福	3,074	482	1	-	9.50	〃
急・生福14	kyu205-0025	○	01	生福	817	211	1	1	8.99	〃
		○	02	生福	482	-	1	-	6.40	〃
		○	03	生福	415	88	-	-	7.80	〃
		○	04	生福	3,545	1,613	1	1	28.00	〃
急・生福15	kyu205-0031	○	01	生福	6,356	2,213	3	1	22.65	〃
		○	02	生福	740	114	2	2	5.92	〃
		○	03	生福	3,512	936	-	-	10.98	〃
		○	04	生福	1,488	305	1	1	8.87	〃
急・生福16	kyu205-0033	○	01	生福	12,193	4,175	4	4	29.03	〃
		○	02	生福	5,350	1,151	4	-	16.00	〃
		○	03	生福	546	58	-	-	5.52	〃
		○	04	生福	2,814	511	2	-	7.42	〃
急・生福17	kyu205-0035	○	01	生福	6,570	1,927	6	3	18.14	〃
		○	02	生福	1,172	401	1	1	15.50	〃
急・生福18	kyu205-0036	○	01	生福	692	86	2	1	8.77	〃
		○	02	生福	2,279	1,200	-	-	23.88	〃
		○	03	生福	2,730	737	-	-	11.22	〃
急・生福19	kyu205-0038	○		生福	10,495	3,324	4	2	24.46	〃
急・生福20	kyu205-0039	○	01	生福	9,138	3,193	1	1	23.45	〃
		○	02	生福	2,797	997	-	-	13.20	〃
		○	03	生福	663	148	-	-	6.80	〃
		○	04	生福	343	56	-	-	6.50	〃
急・生福21	kyu205-0041	○	01	生福	2,610	813	-	-	12.38	〃
		○	02	生福	1,953	551	-	-	14.05	〃
		○	03	生福	265	57	-	-	9.72	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	戸数 (戸)		最大 がけ高 (m)	避難場所
							戸数	R内戸 数(戸)		
急・生福22	kyu205-0042	○	01	生福	9,728	2,603	1	1	23.54	生福小学校
		○	02	生福	545	105	1	-	6.88	〃
		○	03	生福	4,136	785	-	-	8.60	〃
		○	04	生福	1,772	360	-	-	9.30	〃
急・生福23	kyu205-0043	○	01	生福	2,306	690	1	-	11.90	〃
		○	02	生福	3,037	1,010	1	1	16.51	〃
		○	03	生福	367	63	-	-	5.40	〃
急・生福24	kyu205-0045	○	01	生福	13,092	4,759	2	-	26.58	〃
		○	02	生福	2,776	786	3	1	12.39	〃
		○	03	生福	3,809	1,169	2	1	18.34	〃
		○	04	生福	1,323	242	1	1	6.82	〃
		○	05	生福	1,794	496	1	1	10.43	〃
		○	06	生福	3,680	720	-	-	11.62	〃
		○	07	生福	655	144	-	-	8.29	〃
		○	08	生福	2,300	686	-	-	16.00	〃
		○	09	生福	3,525	1,204	-	-	16.62	〃
急・生福25	kyu205-0048	○	01	生福	5,153	1,463	1	1	13.52	〃
		○	02	生福	11,962	3,583	1	-	25.50	〃
		○	03	生福	6,324	1,760	-	-	14.19	〃
		○	04	生福	759	109	-	-	5.28	〃
急・生福26	kyu205-0050	○	01	生福	862	198	1	1	13.22	〃
		○	02	生福	5,592	2,202	-	-	20.76	〃
		○	03	生福	6,311	2,087	-	-	17.82	〃
		○	04	生福	1,196	111	1	1	6.48	〃
		○	05	生福	427	110	1	1	12.28	〃
急・生福27	kyu205-0054	○	01	生福	6,167	1,967	3	1	16.46	〃
		○	02	生福	3,660	431	1	-	9.00	〃
		○	03	生福	1,496	267	-	-	5.89	〃
急・生福28	kyu205-0057	○		生福	9,142	5,037	-	-	54.55	〃
急・冠岳3	kyu205-0064	○		冠岳	1,706	682	-	-	21.68	冠岳交流センター
急・冠岳4	kyu205-0068	○	01	冠岳	4,302	1,660	1	-	42.44	〃
		○	02	冠岳	87	10	1	1	5.00	〃
		○	03	冠岳	1,090	230	2	1	8.60	〃
		○	04	冠岳	992	191	2	-	9.13	〃
		○	05	冠岳	12,430	6,408	0	0	51.20	〃
		○	06	冠岳	35,653	24,921	0	0	102.48	〃
急・冠岳5	kyu205-0071	○	01	冠岳	2,452	1,297	-	-	35.17	〃
		○	02	冠岳	1,072	308	1	1	9.45	〃
		○	03	冠岳	2,717	543	3	2	10.10	〃
急・冠岳6	kyu205-0072	○		冠岳	67,914	44,517	1	1	98.72	〃
急・冠岳7	kyu205-0073	○	01	冠岳	3,262	1,128	2	2	15.56	〃
		○	02	冠岳	877	343	-	-	21.21	〃
		○	03	冠岳	33,312	14,731	4	1	46.72	〃
		○	04	冠岳	407	92	-	-	10.99	〃
急・冠岳8	kyu205-0074	○		冠岳	7,784	2,349	1	1	29.13	〃
急・冠岳9	kyu205-0075	○	01	冠岳	8,784	2,981	2	-	38.90	〃
		○	02	冠岳	45,838	27,192	3	3	91.70	〃
		○	03	冠岳	2,621	367	-	-	9.42	〃
		○	04	冠岳	26,063	10,436	10	4	42.49	〃
		○	05	冠岳	14,051	5,986	1	-	50.68	〃
急・冠岳10	kyu205-0076	○	01	冠岳	7,790	1,998	1	1	11.40	〃
		○	02	冠岳	22,678	9,716	-	-	42.51	〃
急・冠岳11	kyu205-0077	○	01	冠岳	1,257	364	2	-	13.95	〃
		○	02	冠岳	5,197	1,574	-	-	16.89	〃
		○	03	冠岳	5,811	1,729	3	2	23.76	〃
		○	04	冠岳	867	149	1	1	9.76	〃
		○	05	冠岳	1,317	194	2	1	10.91	〃
		○	06	冠岳	1,473	246	-	-	10.86	〃
急・冠岳12	kyu205-0078	○		冠岳	6,078	1,385	1	1	11.59	〃
急・冠岳13	kyu205-0079	○		冠岳	16,127	4,871	3	3	26.25	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	戸数 (戸)		最大 かけ高 (m)	避難場所
							戸数	R内戸 数(戸)		
急・冠岳14	kyu205-0080	○	01	冠岳	15,987	5,604	2	-	41.40	冠岳交流センター
		○	02	冠岳	264	47	1	1	6.45	〃
		○	03	冠岳	7,100	2,053	-	-	17.35	〃
		○	04	冠岳	15,418	5,083	3	1	40.03	〃
		○	05	冠岳	1,048	344	-	-	12.30	〃
		○	06	冠岳	485	-	-	-	8.20	〃
急・冠岳41	kyu205-0081	○	01	冠岳	2,179	620	-	-	11.00	〃
		○	02	冠岳	2,368	691	1	-	10.00	〃
急・冠岳15	kyu205-0082	○	01	冠岳	2,502	1,271	0	0	26.00	〃
		○	02	冠岳	4,557	1,812	0	0	13.00	〃
		○	03	冠岳	40,841	19,243	2	1	24.00	〃
		○	04	冠岳	4,691	2,211	2	1	28.00	〃
		○	05	冠岳	23,592	10,745	17	9	26.00	〃
		○	06	冠岳	2,403	961	4	1	8.00	〃
		○	07	冠岳	926	248	2	0	11.00	〃
		○	08	冠岳	6,431	3,120	2	2	18.00	〃
		○	09	冠岳	717	157	0	0	5.00	〃
		○	10	冠岳	6,452	3,053	2	0	41.00	〃
急・冠岳42	kyu205-0083	○	01	冠岳	13,240	6,558	-	-	50.00	〃
		○	02	冠岳	2,607	737	1	-	10.00	〃
		○	03	冠岳	2,077	642	3	3	26.00	〃
		○	04	冠岳	6,503	2,507	-	-	26.00	〃
		○	05	冠岳	185	38	1	-	6.00	〃
		○	06	冠岳	1,916	611	-	-	19.00	〃
		○	07	冠岳	2,569	963	-	-	19.00	〃
急・冠岳16	kyu205-0084	○	01	冠岳	12,634	6,574	1	1	45.00	〃
		○	02	冠岳	13,476	6,806	0	0	24.00	〃
		○	03	冠岳	1,586	808	0	0	23.00	〃
		○	04	冠岳	12,557	7,043	0	0	58.00	〃
		○	05	冠岳	6,265	1,606	1	0	13.00	〃
		○	06	冠岳	17,188	13,119	0	0	120.00	〃
		○	07	冠岳	40,615	29,523	1	0	137.00	〃
		○	08	冠岳	1,056	469	0	0	9.00	〃
		○	09	冠岳	553	258	0	0	7.00	〃
		○	10	冠岳	65,576	45,343	7	2	104.00	〃
		○	11	冠岳	110	17	0	0	5.00	〃
		○	12	冠岳	18,243	12,061	5	1	101.00	〃
		○	13	冠岳	7,867	2,464	2	2	12.00	〃
		○	14	冠岳	128	44	1	1	5.00	〃
		○	15	冠岳	3,934	2,029	3	2	35.00	〃
		○	16	冠岳	375	97	0	0	6.00	〃
		○	17	冠岳	24,972	13,745	5	0	60.00	〃
		○	18	冠岳	2,352	643	3	1	9.00	〃
急・冠岳43	kyu205-0085	○	01	冠岳	22,418	11,094	1	-	60.00	〃
		○	02	冠岳	13,163	4,409	-	-	22.00	〃
		○	03	冠岳	1,987	714	-	-	17.00	〃
急・冠岳44	kyu205-0086	○	01	冠岳	8,435	2,959	-	-	21.00	〃
		○	02	冠岳	13,285	5,445	1	-	25.00	〃
		○	03	冠岳	5,904	2,197	-	-	22.00	〃
		○	04	冠岳	2,208	663	1	-	14.00	〃
		○	05	冠岳	731	157	-	-	6.00	〃
急・冠岳17	kyu205-0087	○	01	冠岳	10,095	4,756	2	2	35.00	〃
		○	02	冠岳	8,269	3,535	7	4	27.00	〃
		○	03	冠岳	1,572	654	1	1	9.00	〃
		○	04	冠岳	431	0	0	0	7.00	〃
急・冠岳18	kyu205-0090	○	01	冠岳	27,193	12,623	3	1	31.00	〃
		○	02	冠岳	2,136	717	0	0	6.00	〃
		○	03	冠岳	4,731	2,136	0	0	14.00	〃
		○	04	冠岳	838	250	1	1	6.00	〃
		○	05	冠岳	3,836	1,983	0	0	14.00	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	戸数 (戸)	R内戸 数(戸)	最大 がけ高 (m)	避難場所
急・冠岳19	kyu205-0091	○	01	冠岳	3,485	1,454	2	1	11.00	冠岳交流センター
		○	02	冠岳	4,170	1,843	7	5	13.00	〃
		○	03	冠岳	904	279	2	2	10.00	〃
		○	04	冠岳	594	199	0	0	7.00	〃
急・冠岳20	kyu205-0092	○	01	冠岳	8,709	3,047	3	1	15.00	〃
		○	02	冠岳	10,222	4,975	0	0	28.00	〃
		○	03	冠岳	5,897	2,549	1	1	19.00	〃
		○	04	冠岳	5,342	2,238	4	4	15.00	〃
急・冠岳21	kyu205-0094	○	01	冠岳	2,943	1,369	1	0	24.00	〃
		○	02	冠岳	2,234	997	1	1	18.00	〃
		○	03	冠岳	51,021	27,528	0	0	58.00	〃
		○	04	冠岳	7,381	3,319	0	0	34.00	〃
		○	05	冠岳	41,096	21,458	2	0	46.00	〃
		○	06	冠岳	10,107	5,162	1	1	34.00	〃
急・冠岳22	kyu205-0096	○	01	冠岳	10,267	5,791	1	1	33.00	〃
		○	02	冠岳	42,493	21,788	3	2	40.00	〃
急・冠岳23	kyu205-0098	○		冠岳	29,166	13,728	3	0	41.00	〃
急・冠岳24	kyu205-0099	○		冠岳	32,508	15,795	6	5	36.00	〃
急・冠岳25	kyu205-0102	○	01	冠岳	1,242	469	0	0	13.00	〃
		○	02	冠岳	9,846	4,211	3	0	23.00	〃
		○	03	冠岳	1,135	395	2	2	10.00	〃
急・冠岳26	kyu205-0105	○		冠岳	3,637	1,581	1	0	11.00	〃
急・冠岳27	kyu205-0106	○	01	冠岳	12,025	6,820	4	1	42.00	〃
		○	02	冠岳	2,295	778	3	1	15.00	〃
急・冠岳28	kyu205-0107	○	01	冠岳	6,012	4,591	0	0	52.00	〃
		○	02	冠岳	1,567	1,091	0	0	27.00	〃
		○	03	冠岳	4,349	2,931	0	0	28.00	〃
		○	04	冠岳	44,699	31,796	3	2	119.00	〃
		○	05	冠岳	23,790	11,394	2	2	24.00	〃
		○	06	冠岳	2,374	907	1	0	9.00	〃
急・冠岳29	kyu205-0108	○	01	冠岳	32,712	17,415	4	2	48.00	〃
		○	02	冠岳	6,354	2,793	3	1	14.00	〃
急・冠岳30	kyu205-0109	○	01	冠岳	5,054	2,791	0	0	24.00	〃
		○	02	冠岳	2,735	1,197	1	0	13.00	〃
		○	03	冠岳	5,172	2,434	1	1	18.00	〃
		○	04	冠岳	1,336	587	0	0	31.00	〃
急・冠岳31	kyu205-0110	○	01	冠岳	2,308	1,101	0	0	13.00	〃
		○	02	冠岳	17,147	12,246	2	0	96.00	〃
		○	03	冠岳	807	60	1	1	7.00	〃
		○	04	冠岳	33,469	26,775	1	1	89.00	〃
急・生福1	kyu205-0111	○	01	生福	24,005	7,865	19	3	23.00	生福小学校
		○	02	生福	22,214	8,670	0	0	40.00	〃
急・生福2	kyu205-0112	○	01	生福	48,310	21,778	17	5	20.86	〃
		○	02	生福	8,700	4,158	0	0	22.65	〃
		○	03	生福	14,572	5,882	3	2	17.65	〃
		○	04	生福	4,097	1,921	2	2	20.90	〃
		○	05	生福	3,061	1,295	0	0	13.02	〃
		○	06	生福	1,433	648	1	0	12.91	〃
急・生福3	kyu205-0113	○	01	生福	42,706	20,862	4	0	25.75	〃
		○	02	生福	10,349	4,231	6	1	19.82	〃
		○	03	生福	6,823	3,193	2	2	14.91	〃
急・生福4	kyu205-0114	○	01	生福	11,373	5,395	0	0	19.90	〃
		○	02	生福	3,360	1,293	1	1	10.32	〃
急・生福5	kyu205-0115	○	01	生福	27,695	13,583	0	0	31.33	〃
		○	02	生福	2,015	410	0	0	5.31	〃
急・生福6	kyu205-0118	○	01	生福	3,035	1,430	1	1	14.19	〃
		○	02	生福	18,456	7,777	1	1	17.04	〃
急・生福33	kyu205-0120	○	01	生福	3,286	1,421	2	1	11.00	〃
		○	02	生福	46,662	27,914	3	2	56.00	〃
		○	03	生福	382	152	0	0	8.00	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	戸数		最大 がけ高 (m)	避難場所	
						(戸)	R内戸 数(戸)			
急・生福7	kyu205-0122	○	01	生福	15,076	6,739	8	5	18.20	生福小学校
		○	02	生福	308	109	1	0	8.42	〃
		○	03	生福	1,406	651	0	0	12.43	〃
急・生福8	kyu205-0123	○	01	生福	37,028	16,482	5	4	19.39	〃
		○	02	生福	1,864	747	0	0	8.04	〃
急・生福9	kyu205-0127	○	01	生福	1,108	508	1	1	7.82	〃
		○	02	生福	1,064	467	1	0	9.75	〃
		○	03	生福	2,444	788	0	0	9.95	〃
		○	04	生福	5,945	3,271	0	0	22.17	〃
急・生福10	kyu205-0138	○	01	生福	3,753	1,385	0	0	10.89	〃
		○	02	生福	2,545	1,173	0	0	9.38	〃
		○	03	生福	3,531	1,558	1	1	8.37	〃
		○	04	生福	2,056	980	1	1	15.88	〃
		○	05	生福	3,181	1,506	0	0	13.67	〃
急・冠岳1	kyu205-0140	○		冠岳	14,184	5,757	0	0	24.52	冠岳交流センター
急・冠岳2	kyu205-0142	○	01	冠岳	30,543	16,326	0	0	27.45	〃
			02	冠岳	1,743	0	0	0	5.49	〃
		○	03	冠岳	3,837	1,066	0	0	7.35	〃
急・生福29	kyu205-0149	○	01	生福	22,768	10,055	8	-	42.95	生福小学校
		○	02	生福	494	61	-	-	6.20	〃
		○	03	生福	763	148	-	-	6.56	〃
		○	04	生福	3,971	717	1	-	10.61	〃
急・生福30	kyu205-0150	○	01	生福	15,062	4,464	6	-	28.09	〃
		○	02	生福	1,689	468	1	-	11.07	〃
		○	03	生福	2,382	724	-	-	11.84	〃
		○	04	生福	22,864	8,289	1	-	27.26	〃
		○	05	生福	3,112	18	-	-	13.90	〃
		○	06	生福	15,076	5,590	-	-	30.50	〃
			07	生福	674	-	1	-	9.60	〃
			08	生福	1,554	-	2	-	8.00	〃
急・生福11	kyu205-0152	○	01	生福	5,154	1,362	4	2	7.79	〃
		○	02	生福	2,126	539	2	2	5.98	〃
		○	03	生福	1,716	497	1	0	8.63	〃
急・生福12	kyu205-0153	○	01	生福	20,195	8,954	2	1	15.32	〃
			02	生福	454	0	1	0	5.95	〃
急・生福31	kyu205-0156	○	01	生福	3,007	563	-	-	11.00	〃
			02	生福	1,481	-	1	-	10.30	〃
		○	03	生福	622	176	-	-	7.89	〃
		○	04	生福	883	223	-	-	10.00	〃
急・上名4	kyu205-0159	○	02	上名	3,409	1,456	0	0	9.00	上名交流センター
		○	03	上名	970	479	0	0	12.00	〃
		○	04	上名	937	88	4	0	10.00	〃
		○	05	上名	15,296	6,880	2	2	19.00	〃
		○	06	上名	11,762	4,549	7	1	21.00	〃
		○	07	上名	2,456	955	0	0	10.00	〃
		○	08	上名	77,417	36,010	10	2	28.00	〃
		○	09	上名	3,594	1,137	0	0	17.00	〃
		○	10	上名	12,798	5,820	0	0	24.00	〃
		○	11	上名	1,279	501	1	0	9.00	〃
		○	12	上名	2,313	559	1	0	8.00	〃
		急・上名5	kyu205-0160	○	01	上名	11,408	5,012	13	9
○	02			上名	910	482	0	0	11.74	〃
○	03			上名	1,445	287	1	1	13.91	〃
○	04			上名	798	220	0	0	6.37	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	戸数 (戸)		最大 かけ高 (m)	避難場所
							戸数	R内戸 数(戸)		
急・袴田1	kyu205-0161	○	01	袴田	7,443	3,649	0	0	13.69	串木野中学校体育館
		○	02	袴田	1,915	356	6	0	6.70	〃
		○	03	袴田	4,125	2,240	2	0	14.77	〃
		○	04	袴田	6,578	3,210	1	1	12.82	〃
		○	05	袴田	734	292	1	1	6.27	〃
		○	06	袴田	6,958	3,154	1	0	11.17	〃
		○	07	袴田	683	248	0	0	6.24	〃
		○	08	袴田	3,651	1,743	0	0	17.73	〃
		○	09	袴田	9,000	3,815	4	0	9.87	〃
		○	10	袴田	23,410	11,148	0	0	19.51	〃
		○	11	上名	8,210	3,611	0	0	13.27	〃
		○	12	上名	50,001	20,855	4	3	12.83	〃
		○	13	生福	1,649	844	0	0	14.10	〃
急・上名6	kyu205-0162	○	01	上名	7,197	3,246	3	1	12.68	上名交流センター
		○	02	上名	41,151	16,363	5	1	20.71	〃
		○	03	上名	25,375	11,476	6	0	20.48	〃
急・袴田2	kyu205-0163	○		袴田	24,337	11,795	1	0	23.44	串木野中学校体育館
急・袴田3	kyu205-0165	○	01	袴田	3,747	1,367	4	3	8.32	〃
		○	02	袴田	170	16	2	0	5.42	〃
		○	03	袴田	1,373	422	0	0	5.05	〃
		○	04	袴田	973	384	0	0	7.22	〃
		○	05	袴田	20,572	10,093	0	0	17.63	〃
急・照島1	kyu205-0166	○	01	照島	10,801	4,973	0	0	10.02	照島小学校体育館
		○	02	袴田	611	105	2	1	5.68	串木野中学校体育館
		○	03	袴田	1,206	122	0	0	6.94	〃
		○	04	袴田	1,548	399	0	0	5.81	〃
		○	05	照島	1,390	377	0	0	6.37	照島小学校体育館
		○	06	照島	9,371	4,129	5	3	11.48	〃
		○	07	照島	902	288	0	0	5.06	〃
		○	08	照島	20,244	11,146	0	0	36.35	〃
		○	09	照島	5,964	2,752	0	0	18.99	〃
		○	10	照島	395	92	0	0	5.05	〃
		○	11	照島	1,217	385	0	0	5.74	〃
急・上名7	kyu205-0170	○	01	上名	17,495	8,249	3	3	12.00	上名交流センター
		○	02	上名	334	53	1	1	5.00	〃
急・上名8	kyu205-0171	○		上名	16,453	7,507	1	1	14.00	〃
急・上名9	kyu205-0174	○	01	上名	3,638	1,246	4		6.00	〃
			02	上名	569	-			6.00	〃
		○	03	上名	1,167	465	1		12.00	〃
急・港町1	kyu205-0175		01	港町	2,398	-	10		7.00	本浦交流センター
			02	港町	5,915	-	10		7.00	〃
急・栄町1	kyu205-0176	○		栄町	6,254	1,740	11	6	10.00	中央交流センター
急・浦和町1	kyu205-0177	○	01	浦和町	3,083	650	12	5	7.00	本浦交流センター
		○	02	浦和町	3,398	1,162	8	5	12.00	〃
		○	03	浦和町	1,471	370	1		8.00	〃
急・浦和町2	kyu205-0178	○	01	浦和町	4,425	1,716	9	1	14.00	〃
		○	02	浦和町	5,272	1,724	8	1	10.00	〃
急・新生町1	kyu205-0179	○	01	新生町	12,391	4,320	31	12	11.00	串木野高齢者福祉センター
		○	02	新生町	4,486	1,481	2	1	9.00	〃
		○	03	新生町	571	119			6.00	〃
急・小瀬町1	kyu205-0180	○		小瀬町	2,431	614	4	3	7.00	〃
急・高見町1	kyu205-0181	○		高見町	4,919	889	16	6	8.07	市民文化センター
急・恵比須町1	kyu205-0182	○		恵比須町	5,649	1,304	17	8	8.00	〃
急・住吉町1	kyu205-0183	○	01	住吉町	2,535	373			8.00	〃
			02	住吉町	12,791	-	16	-	8.50	〃
		○	03	住吉町	1,315	146	2	-	5.90	〃
		○	04	日出町	12,796	663	13	-	8.60	〃
急・袴田4	kyu205-0184	○	01	住吉町	22,012	10,029	12	1	22.00	串木野中学校体育館
		○	02	袴田	3,239	1,422	0	0	13.00	〃
		○	03	袴田	7,580	3,530	1	0	19.00	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	戸数 (戸)		最大 かけ高 (m)	避難場所
							戸数	R内戸 数(戸)		
急・袴田5	kyu205-0185	○	01	袴田	74,487	41,706	6	2	58.00	串木野中学校体育館
		○	02	袴田	7,008	2,616	1	1	13.00	〃
		○	03	照島	20,902	12,566	3	1	50.00	〃
		○	04	照島	19,753	9,839	11	4	32.00	〃
急・東島平町1	kyu205-0186	○		東島平町	7,019	2,779	6	5	8.50	照島小学校体育館
急・別府1	kyu205-0187	○		別府	2,137	65	5	1	6.00	〃
急・別府2	kyu205-0188	○	01	別府	3,932	738	6	3	8.00	〃
		○	02	別府	1,154	177	1		7.00	〃
急・別府3	kyu205-0189	○	01	別府	4,400	1,245	5	2	7.00	〃
		○	02	別府	3,689	1,038	1	1	8.00	〃
急・別府4	kyu205-0190	○		別府	6,507	1,923	3		8.00	〃
急・八房1	kyu205-0191	○		八房	9,897	2,803			10.00	〃
急・照島2	kyu205-0192	○	01	照島	23,503	9,161			15.00	〃
			02	照島	1,457	-			6.00	〃
急・海瀬1	kyu205-0195	○		海瀬	7,450	2,888	1	1	15.00	〃
急・八房2	kyu205-0197	○	01	八房	1,374	205	1		6.00	〃
		○	02	八房	490	40	1		6.00	〃
		○	03	八房	10,694	4,311	1		17.00	〃
急・海瀬2	kyu205-0198	○		海瀬	15,908	5,346	8	2	19.00	〃
急・海瀬3	kyu205-0201	○	01	海瀬	7,510	2,763	2		21.00	〃
		○	02	海瀬	7,345	2,757	2	1	8.00	〃
急・野元1	kyu205-0209	○	01	野元	24,578	9,282	0	0	49.90	野平交流センター
	kyu205-0209	○	02	野元	16,072	8,086	0	0	59.77	〃
	kyu205-0209	○	03	野元	1,260	211	0	0	7.23	〃
急・野元2	kyu205-0211	○		野元	22,016	9,132	1	0	50.48	〃
急・野元3	kyu205-0212	○	01	深田下	5,663	1,817	1	0	18.00	〃
		○	02	深田下	3,754	990	1	0	10.00	〃
		○	03	深田下	2,597	651	0	0	11.00	〃
		○	04	深田下	3,504	970	1	0	19.00	〃
		○	05	深田下	9,642	2,902	0	0	18.00	〃
		○	06	深田下	2,450	635	0	0	10.00	〃
急・深田下1	kyu205-0220	○		深田下	519	69	0	0	5.00	〃
急・深田下2	kyu205-0223	○		深田下	5,026	1,799	2	0	31.00	〃
急・深田下3	kyu205-0225	○		深田下	1,190	301	1	1	11.00	〃
急・深田下4	kyu205-0226	○	01	深田下	13,176	4,975	0	0	40.00	〃
		○	02	深田下	4,510	1,638	2	2	22.00	〃
		○	03	深田下	9,757	4,719	1	0	55.00	〃
急・深田下5	kyu205-0228	○	01	深田下	4,431	1,322	2	0	13.00	〃
		○	02	深田下	613	1	1	0	6.00	〃
		○	03	深田下	18,141	6,671	0	0	39.00	〃
急・深田上1	kyu205-0234	○		深田上	3,885	1,732	2	2	26.00	〃
急・深田上2	kyu205-0235	○		深田上	8,736	3,098	5	2	25.00	旭交流センター
急・深田上3	kyu205-0237	○	01	深田上	4,184	1,890	2	0	30.00	〃
		○	02	深田上	8,301	3,244	1	0	29.00	〃
急・深田上4	kyu205-0239	○	01	野下	5,409	1,494	2	1	14.00	〃
		○	02	野下	807	180	1	0	9.00	〃
急・深田下6	kyu205-0241	○	01	深田上	3,937	1,342	1	1	16.09	野平交流センター
		○	02	深田上	1,085	335	0	0	11.00	〃
急・野下1	kyu205-0245	○	01	野下	2,039	338	0	0	8.20	旭交流センター
		○	02	野下	4,705	1,381	0	0	17.92	〃
急・野下2	kyu205-0247	○	01	野下	5,066	1,533	0	0	15.68	〃
		○	02	野下	21,924	8,047	0	0	34.41	〃
		○	03	野下	2,478	838	0	0	16.41	〃
急・野下3	kyu205-0248	○	01	野下	10,896	4,552	2	2	38.77	〃
		○	02	野下	481	61	2	0	5.00	〃
急・金山下13	kyu205-0249	○	01	野下	8,064	2,581	2	1	26.00	〃
		○	02	野下	982	40	1	-	6.00	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	戸数 (戸)		最大 がけ高 (m)	避難場所
						R面積 (㎡)	R内戸 数(戸)		
急・薩摩山1	kyu205-0250	○	01	野下	5,212	1,299	0	18.86	旭交流センター
		○	02	野下	12,237	4,333	0	28.00	〃
		○	03	野下	2,052	531	0	8.94	〃
		○	04	野下	30,663	11,416	1	37.17	〃
		○	05	野下	1,430	75	1	5.42	〃
急・金山下1	kyu205-0251	○	-	金山下	474	60	1	5.00	〃
急・金山下2	kyu205-0253	○		金山下	1,466	440	0	11.43	〃
急・金山下3	kyu205-0254	○	01	野下	13,713	5,700	0	32.49	〃
		○	02	金山下	1,744	573	1	13.39	〃
急・金山下4	kyu205-0255	○	01	金山下	3,216	1,187	1	23.72	〃
		○	02	金山下	1,144	284	1	10.59	〃
急・金山下5	kyu205-0256	○	-	金山下	11,145	5,870	1	45.89	〃
急・金山下6	kyu205-0259	○	01	金山下	32,789	12,528	12	35.62	〃
		○	02	金山下	6,093	2,323	1	20.82	〃
急・勝利山1	kyu205-0260	○	-	金山	6,091	2,039	3	26.03	〃
急・金山下7	kyu205-0261	○	01	金山下	13,152	5,594	3	32.03	〃
		○	02	金山下	975	306	2	10.82	〃
急・勝利山3	kyu205-0263	○		勝利山	7,332	2,262	0	16.32	〃
急・金山下8	kyu205-0265	○		金山下	8,207	3,011	2	23.98	〃
急・金山下9	kyu205-0267	○	01	金山下	11,790	4,151	5	30.49	〃
		○	02	金山下	296	35	0	5.85	〃
急・金山下11	kyu205-0268	○	01	金山下	12,815	6,388	1	54.04	〃
		○	02	金山下	1,775	471	1	11.85	〃
		○	03	金山下	1,214	18	1	8.68	〃
		○	04	金山下	9,888	5,668	3	58.10	〃
		○	05	金山下	2,244	699	0	28.00	〃
急・金山1	kyu205-0270	○	01	金山	11,731	3,972	4	22.80	〃
		○	02	金山	10,154	3,190	6	19.15	〃
		○	03	金山	7,212	2,682	0	19.95	〃
急・金山下10	kyu205-0271	○	01	金山下	32,838	21,760	3	93.07	〃
		○	02	金山下	5,749	3,236	0	69.05	〃
		○	03	金山下	603	0	0	7.50	〃
		○	04	金山下	2,382	486	0	12.17	〃
		○	05	金山下	1,236	259	1	8.60	〃
急・金山2	kyu205-0272	○		金山	9,524	3,715	1	32.80	〃
急・金山3	kyu205-0273		01	金山	666	0	0	12.10	〃
		○	02	金山	3,647	1,135	0	14.50	〃
		○	03	金山	3,234	944	1	12.70	〃
急・金山4	kyu205-0274		01	金山	1,413	0	2	8.50	〃
		○	02	金山	5,836	2,167	0	32.03	〃
		○	03	金山	3,684	1,289	2	17.71	〃
急・金山5	kyu205-0275	○	01	金山	12,989	2,976	11	21.27	〃
		○	02	金山	433	102	0	9.20	〃
		○	03	金山	362	62	0	7.40	〃
急・金山6	kyu205-0276	○	01	金山	25,344	9,342	7	41.88	〃
		○	02	金山	197	55	0	8.66	〃
急・金山7	kyu205-0277	○	01	芹ヶ野	7,153	2,535	-	15.00	〃
		○	02	金山	1,427	315	-	7.00	〃
		○	03	金山	12,637	5,009	3	22.00	〃
急・芹ヶ野1	kyu205-0278	○		芹ヶ野	14,244	4,570	4	19.00	〃
急・金山8	kyu205-0279	○	01	金山	2,145	771	1	13.00	〃
		○	02	金山	19,295	6,693	8	22.00	〃
		○	03	金山	4,847	1,547	3	11.00	〃
		○	04	金山	3,438	489	3	6.00	〃
		○	05	金山	1,681	529	1	16.00	〃
急・金山9	kyu205-0280	○		金山	3,223	820	4	9.00	〃
急・金山10	kyu205-0281	○		金山	5,304	1,469	4	9.00	〃
急・金山11	kyu205-0282	○		金山	1,904	258	3	7.00	〃
急・芹ヶ野2	kyu205-0283	○	01	芹ヶ野	6,224	2,488	1	16.00	〃
		○	02	芹ヶ野	1,202	270	1	7.00	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	戸数 (戸)		最大 かけ高 (m)	避難場所	
						R面積 (㎡)	R内戸 数(戸)			
急・金山12	kyu205-0284	○	01	金山	1,017	222	1	1	8.30	旭交流センター
		○	02	金山	623	172	0	0	8.12	〃
急・芹ヶ野3	kyu205-0285	○	01	芹ヶ野	2,161	432	1	-	6.00	〃
		○	02	芹ヶ野	8,651	2,838	5	2	15.00	〃
		○	03	芹ヶ野	9,701	2,971	5	3	22.00	〃
		○	04	芹ヶ野	1,028	289	1	1	8.00	〃
		○	05	芹ヶ野	731	51	2	2	6.00	〃
		○	06	芹ヶ野	2,202	118	2	-	8.00	〃
急・金山13	kyu205-0287	○		金山	29,282	11,153	14	5	20.00	〃
急・金山15	kyu205-0289	○	01	金山	7,997	3,092	1	1	31.49	〃
		○	02	金山	1,035	226	1	0	9.01	〃
		○	03	金山	1,581	0	0	0	13.22	〃
		○	04	金山	599	0	2	0	10.14	〃
		○	05	金山	1,739	79	5	0	8.87	〃
急・芹ヶ野4	kyu205-0290	○		芹ヶ野	2,840	1,023	-	-	16.00	〃
急・芹ヶ野5	kyu205-0291	○	01	芹ヶ野	6,026	2,010	4	3	12.00	〃
		○	02	芹ヶ野	13,654	5,426	-	-	21.00	〃
急・芹ヶ野6	kyu205-0292	○	01	金山	5,891	1,967	1	-	12.00	〃
		○	02	金山	13,918	5,438	4	-	21.00	〃
急・芹ヶ野12	kyu205-0293	○	01	芹ヶ野	4,462	1,564	2	2	18.00	〃
		○	02	芹ヶ野	7,890	3,292	4	2	26.00	〃
		○	03	芹ヶ野	3,730	774	3	3	8.00	〃
		○	04	芹ヶ野	4,579	1,374	3	2	9.00	〃
		○	05	芹ヶ野	14,064	6,575	4	1	31.00	〃
急・金山16	kyu205-0295	○	01	金山	34,381	15,719	12	5	44.43	〃
		○	02	金山	17,843	6,606	11	5	37.11	〃
		○	03	金山	473	122	0	0	10.00	〃
		○	04	金山	2,017	670	1	0	30.00	〃
		○	05	金山	3,456	1,033	3	2	13.34	〃
急・金山17	kyu205-0298	○		金山	37,564	22,086	10	4	37.00	〃
急・芹ヶ野7	kyu205-0300	○	01	芹ヶ野	8,662	2,780	5	4	18.00	〃
		○	02	芹ヶ野	2,187	453	2	2	7.00	〃
		○	03	芹ヶ野	1,841	432	-	-	8.00	〃
		○	04	芹ヶ野	547	97	-	-	7.00	〃
		○	05	芹ヶ野	622	107	-	-	6.00	〃
		○	06	芹ヶ野	1,033	175	-	-	6.00	〃
急・芹ヶ野8	kyu205-0301	○		芹ヶ野	3,746	1,430	3	-	17.00	〃
急・金山18	kyu205-0302	○		金山	14,173	6,894	8	3	31.00	〃
急・金山19	kyu205-0303	○		金山	6,894	2,651	5	3	16.00	〃
急・芹ヶ野9	kyu205-0306	○	01	芹ヶ野	11,166	4,019	4	-	19.00	〃
		○	02	芹ヶ野	11,264	3,887	-	-	24.00	〃
急・芹ヶ野10	kyu205-0310	○		芹ヶ野	4,393	1,307	2	2	11.00	〃
急・芹ヶ野11	kyu205-0315	○		芹ヶ野	12,973	3,902	7	6	11.00	〃
急・浜ヶ城1	kyu205-0323	○	01	三井	5,248	1,506	3	-	12.00	野平交流センター
		○	02	三井	443	81	1	1	6.00	〃
急・浜ヶ城2	kyu205-0324	○		三井	3,209	1,032	-	-	6.00	〃
急・薩摩山2	kyu205-0327	○	01	金山下	58,229	35,110	10	4	56.00	旭交流センター
		○	02	金山下	1,300	334	1	-	8.00	〃
		○	03	金山下	14,401	4,068	6	1	10.00	〃
急・薩摩山3	kyu205-0328	○	01	薩摩山	20,228	7,234	2	-	22.00	上名交流センター
		○	02	薩摩山	16,168	7,151	1	-	26.00	〃
		○	03	薩摩山	8,140	3,657	2	2	35.00	〃
		○	04	薩摩山	3,905	1,063	-	-	9.00	〃
急・薩摩山12	kyu205-0329	○		薩摩山	320	67	1	-	7.00	〃
急・薩摩山4	kyu205-0330	○	01	薩摩山	1,584	283	2	2	6.56	〃
	kyu205-0330	○	02	薩摩山	383	85	1	0	7.04	〃
	kyu205-0330	○	03	薩摩山	28,160	12,860	3	2	59.46	〃
急・薩摩山5	kyu205-0332	○	01	薩摩山	5,498	1,362	1	0	14.00	〃
	kyu205-0332	○	02	薩摩山	1,169	401	0	0	14.26	〃
	kyu205-0332	○	03	薩摩山	2,121	667	0	0	14.28	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	戸数 (戸)		最大 がけ高 (m)	避難場所	
						R面積 (㎡)	R内戸 数(戸)			
急・薩摩山6	kyu205-0333	○	01	薩摩山	3,703	1,507	-	15.00	上名交流センター	
		○	02	薩摩山	943	270	2	9.00	〃	
		○	03	薩摩山	1,027	211	1	-	6.00	〃
急・浜ヶ城4	kyu205-0335	○	01	浜ヶ城	4,721	1,680	7	3	12.63	〃
		○	02	浜ヶ城	33,943	17,864	16	5	30.64	〃
		○	03	浜ヶ城	1,144	326	0	0	8.36	〃
急・荒川12	kyu205-0337	○	-	荒川	41,664	30,696	1	1	151.76	荒川交流センター
急・荒川13	kyu205-0339	○	01	荒川	42,138	25,497	2	0	102.31	〃
		○	02	荒川	1,623	309	0	0	6.39	〃
		○	03	荒川	1,806	395	0	0	7.53	〃
		○	04	荒川	1,662	535	0	0	12.70	〃
		○	05	荒川	2,222	233	0	0	8.54	〃
		○	06	荒川	191,548	154,843	0	0	213.31	〃
		○	07	荒川	1,527	425	0	0	11.05	〃
		○	08	荒川	2,942	1,107	0	0	18.77	〃
急・荒川1	kyu205-0341	○	01	荒川	5,465	1,288	2	1	7.59	〃
		○	02	荒川	2,815	328	1	0	7.12	〃
		○	03	荒川	541	72	1	1	5.29	〃
		○	04	荒川	1,425	246	0	0	6.22	〃
急・荒川14	kyu205-0342	○	01	荒川	8,532	2,849	0	0	24.64	〃
		○	02	荒川	1,062	250	0	0	8.11	〃
		○	03	荒川	693	92	1	1	8.30	〃
		○	04	荒川	640	103	1	0	5.81	〃
		○	05	荒川	525	112	1	1	8.10	〃
		○	06	荒川	900	177	1	1	6.30	〃
		○	07	荒川	403	65	1	1	6.91	〃
急・荒川15	kyu205-0344	○	01	荒川	19,374	7,311	0	0	32.97	〃
		○	02	荒川	3,183	691	2	2	16.28	〃
		○	03	荒川	642	0	0	0	5.30	〃
急・荒川31	kyu205-0347	○	01	荒川	298	60	1	1	6.00	〃
		○	02	荒川	5,914	1,797	1	-	17.00	〃
		○	03	荒川	759	147	1	-	8.00	〃
		○	04	荒川	240	43	-	-	6.00	〃
		○	05	荒川	1,852	223	-	-	8.00	〃
急・荒川16	kyu205-0349	○	01	荒川	1,487	337	2	2	8.97	〃
		○	02	荒川	2,311	428	1	0	9.39	〃
急・荒川32	kyu205-0351	○	01	荒川	9,794	3,118	2	1	28.00	〃
		○	02	荒川	1,035	236	1	1	8.00	〃
急・荒川2	kyu205-0356	○	01	荒川	694	59	1	0	5.23	〃
		○	02	荒川	1,379	336	0	0	6.47	〃
		○	03	荒川	1,994	599	1	0	7.98	〃
急・荒川3	kyu205-0358	○		荒川	2,219	639	0	0	8.00	〃
急・荒川4	kyu205-0360	○	01	荒川	2,634	1,029	1	1	18.17	〃
		○	02	荒川	401	66	0	0	5.75	〃
		○	03	荒川	5,270	1,864	1	1	13.87	〃
		○	04	荒川	994	204	1	1	5.89	〃
急・荒川5	kyu205-0362	○		荒川	1,958	627	1	1	12.00	〃
急・荒川6	kyu205-0363	○		荒川	3,850	1,130	4	3	14.00	〃
急・荒川7	kyu205-0364	○		荒川	1,153	231	2	1	8.00	〃
急・荒川8	kyu205-0365	○	01	荒川	7,958	2,483	5	3	20.00	〃
		○	02	荒川	821	127	1	1	7.00	〃
急・荒川9	kyu205-0366	○		荒川	12,606	6,281	2	1	42.00	〃
急・荒川10	kyu205-0367	○		荒川	1,166	229	1	0	7.00	〃
急・荒川11	kyu205-0368	○		荒川	5,110	1,941	1	1	20.00	〃
急・荒川17	kyu205-0375		01	荒川	575	0	2	0	7.70	〃
		○	02	荒川	894	248	1	0	10.75	〃
		○	03	荒川	33,297	26,951	1	0	164.72	〃
		○	04	荒川	1,536	294	0	0	6.49	〃
急・荒川18	kyu205-0376	○		荒川	11,170	4,618	2	2	23.55	〃
急・荒川19	kyu205-0378	○	01	荒川	631	121	1	1	8.00	〃
		○	02	荒川	8,170	2,979	2	2	27.31	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	戸数 (戸)		最大 かけ高 (m)	避難場所	
						R面積 (㎡)	R内戸 数(戸)			
急・荒川20	kyu205-0379	○	01	荒川	11,850	5,290	0	40.14	荒川交流センター	
		○	02	荒川	1,083	269	1	8.58	〃	
		○	03	荒川	8,041	2,627	1	1	26.07	〃
急・荒川21	kyu205-0381	○		荒川	4,712	1,351	1	0	14.20	〃
急・荒川22	kyu205-0383	○		荒川	6,659	2,031	3	2	17.07	〃
急・荒川33	kyu205-0385	○	01	荒川	975	157	1	1	7.00	〃
		○	02	荒川	1,788	575	-	-	13.00	〃
		○	03	荒川	2,973	703	-	-	9.00	〃
急・土川1	kyu205-0388	○		羽島	14,100	4,865	8	4	31.29	土川交流センター
急・土川2	kyu205-0389	○	01	羽島	8,489	3,056	5	1	27.18	〃
		○	02	羽島	4,511	927	1	0	26.44	〃
		○	03	羽島	573	101	1	0	6.60	〃
		○	04	羽島	7,866	324	9	0	14.88	〃
		○	05	羽島	30,476	17,971	0	0	69.92	〃
		○	06	羽島	55	3	1	0	5.50	〃
急・猪之鼻1	kyu205-0423	○	01	羽島	4,000	611	1	1	10.18	羽島交流センター
		○	02	羽島	2,159	673	1	0	13.44	〃
急・猪之鼻2	kyu205-0424	○	01	羽島	11,022	3,888	2	2	26.50	〃
		○	02	羽島	6,783	2,190	0	0	27.60	〃
		○	03	羽島	1,958	460	0	0	9.26	〃
急・河原1	kyu205-0425	○	01	羽島	16,342	7,398	-	-	50.00	〃
		○	02	羽島	1,300	305	2	1	8.00	〃
		○	03	羽島	466	62	1	1	5.00	〃
		○	04	羽島	831	131	3	2	5.00	〃
		○	05	羽島	553	86	1	-	6.00	〃
		○	06	羽島	6,924	2,057	1	1	26.00	〃
		○	07	羽島	9,818	3,509	3	3	25.00	〃
急・猪之鼻3	kyu205-0426	○	01	羽島	4,548	1,080	1	0	11.53	〃
		○	02	羽島	6,846	2,047	0	0	15.68	〃
		○	03	羽島	325	62	0	0	7.37	〃
急・白浜1	kyu205-0430	○		羽島	7,435	1,801	8	2	9.00	〃
急・白浜4	kyu205-0431	○	01	羽島	1,023	152	-	-	6.00	〃
		○	02	羽島	10,106	3,513	-	-	27.00	〃
		○	03	羽島	1,338	270	-	-	7.00	〃
		○	04	羽島	864	170	-	-	9.00	〃
		○	05	羽島	728	127	3	-	7.00	〃
		○	06	羽島	776	254	2	2	12.00	〃
		○	07	羽島	1,998	525	-	-	10.00	〃
		○	08	羽島	5,646	1,921	4	3	18.00	〃
急・白浜5	kyu205-0432	○	01	羽島	6,437	2,709	1	-	30.00	〃
		○	02	羽島	304	44	-	-	6.00	〃
急・白浜2	kyu205-0433	○		羽島	20,540	7,452	2	-	14.00	〃
急・白浜3	kyu205-0435	○		羽島	10,105	3,062	1	-	10.00	〃
急・松尾1	kyu205-0439	○		羽島	4,844	1,475	5	2	11.00	〃
急・野中柵1	kyu205-0442	○	01	羽島	430	88	1	1	9.00	〃
		○	02	羽島	1,417	282	1	-	7.00	〃
急・野中柵2	kyu205-0443	○	01	羽島	920	145	2	2	7.00	〃
		○	02	羽島	505	117	1	1	10.00	〃
		○	03	羽島	797	215	1	-	11.00	〃
急・横須1	kyu205-0444	○		羽島	12,449	2,766	8	4	21.00	〃
急・横須2	kyu205-0445	○	01	羽島	5,801	1,811	5	2	11.00	〃
		○	02	羽島	1,843	619	2	-	12.00	〃
		○	03	羽島	6,372	2,062	3	1	11.00	〃
急・野中柵3	kyu205-0446	○	01	羽島	3,328	955	3	1	12.00	〃
		○	02	羽島	2,785	320	1	-	7.00	〃
急・横須5	kyu205-0447	○		羽島	3,113	767	3	3	8.00	〃
急・平身1	kyu205-0449	○	01	羽島	13,148	4,510	2	1	21.00	〃
		○	02	羽島	5,863	1,780	5	1	16.00	〃
		○	03	羽島	347	48	1	1	5.00	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	戸数 (戸)		最大 がけ高 (m)	避難場所	
						R面積 (㎡)	R内戸 数(戸)			
急・光瀬下1	kyu205-0452	○	01	羽島	1,971	404	2	2	8.00	羽島交流センター
		○	02	羽島	586	114	1	1	7.00	〃
		○	03	羽島	1,111	301	4	2	9.00	〃
急・光瀬上1	kyu205-0453	○	01	羽島	6,260	1,383	3	3	13.00	〃
		○	02	羽島	9,552	3,623	-	-	23.00	〃
		○	03	羽島	542	105	-	-	7.00	〃
急・光瀬浦1	kyu205-0454	○	01	羽島	625	56	1	1	5.00	〃
		○	02	羽島	414	60	2	1	5.00	〃
		○	03	羽島	781	204	1	1	9.00	〃
		○	04	羽島	4,548	1,534	2	1	17.00	〃
		○	05	羽島	386	94	2	2	8.00	〃
		○	06	羽島	1,749	491	1	1	14.00	〃
		○	07	羽島	829	202	1	1	9.00	〃
		○	08	羽島	1,238	294	2	2	9.00	〃
急・萩元下1	kyu205-0457	○	01	羽島	2,324	445	3	2	7.00	〃
		○	02	羽島	471	74	-	-	6.00	〃
		○	03	羽島	239	-	1	-	6.00	〃
		○	04	羽島	476	74	1	1	6.00	〃
		○	05	羽島	628	139	1	1	8.00	〃
		○	06	羽島	2,264	703	1	-	14.00	〃
		○	07	羽島	5,679	2,889	-	-	56.00	〃
急・日出町1	kyu205-0461			日出町	535	-	5	5.00	串木野中学校体育館	
急・生福32	kyu205-0500	○	01	生福	657	210	-	-	6.80	生福小学校
		○	02	生福	2,134	125	3	-	8.40	〃
		○	03	生福	1,044	22	4	-	6.80	〃
急・別府5	kyu205-0501	○	01	別府	376	57	1	1	6.00	照島小学校体育館
		○	02	別府	585	126	1	-	6.10	〃
急・冠岳32	kyu205-0502	○	01	冠岳	2,265	806	2	1	11.00	冠岳交流センター
		○	02	冠岳	431	141	1	1	6.00	〃
		○	03	冠岳	72	0	0	0	5.00	〃
		○	04	冠岳	552	196	1	0	10.00	〃
急・冠岳33	kyu205-0503	○	01	冠岳	5,685	3,204	0	0	46.00	〃
		○	02	冠岳	803	342	0	0	11.00	〃
急・冠岳34	kyu205-0504	○	01	冠岳	271	92	0	0	5.00	〃
		○	02	冠岳	1,296	346	0	0	7.00	〃
		○	03	冠岳	2,901	1,145	3	1	9.00	〃
		○	04	冠岳	2,950	943	2	0	11.00	〃
急・冠岳35	kyu205-0505	○		冠岳	518	213	0	0	6.00	〃
急・深田上5	kyu205-0506	○		深田上	1,439	433	0	0	11.00	旭交流センター
急・荒川23	kyu205-0507	○	01	荒川	832	102	2	1	6.20	荒川交流センター
		○	02	荒川	622	118	1	0	6.68	〃
		○	03	荒川	442	61	2	2	5.71	〃
		○	04	荒川	941	51	2	2	5.40	〃
急・荒川24	kyu205-0508	○	01	荒川	937	201	2	1	8.35	〃
		○	02	荒川	775	85	1	1	5.29	〃
急・荒川25	kyu205-0509	○	01	荒川	742	113	0	0	5.90	〃
		○	02	荒川	1,697	397	0	0	9.20	〃
		○	03	荒川	683	119	0	0	6.68	〃
急・荒川26	kyu205-0510	○	01	荒川	20,582	10,105	1	0	50.01	〃
		○	02	荒川	1,051	24	0	0	7.83	〃
急・荒川27	kyu205-0511	○		荒川	622	99	0	0	5.65	〃
急・荒川28	kyu205-0512	○		荒川	1,754	276	1	1	10.98	〃
急・荒川29	kyu205-0513	○		荒川	2,285	657	2	1	12.11	〃
急・荒川30	kyu205-0514	○		荒川	1,043	224	1	1	7.58	〃
急・野下4	kyu205-0515	○		野下	841	233	1	1	8.90	旭交流センター
急・冠岳36	kyu205-0519	○	01	冠岳	286	42	1	0	5.40	冠岳交流センター
	kyu205-0519		02	冠岳	859	0	1	0	7.00	〃
急・冠岳37	kyu205-0520	○		冠岳	854	131	1	0	6.55	〃
急・冠岳38	kyu205-0521	○		冠岳	2,100	649	1	0	16.00	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	戸数		最大 がけ高 (m)	避難場所	
						(戸)	R内戸 数(戸)			
急・冠岳39	kyu205-0522	○	01	冠岳	895	171	0	8.10	冠岳交流センター	
		○	02	冠岳	1,036	197	0	7.20	〃	
			03	冠岳	653	0	1	0	5.20	〃
急・生福34	kyu205-0527	○		生福	1,122	236	3	6.50	生福小学校	
急・冠岳40	kyu205-0528	○	01	冠岳	976	253	1	10.92	冠岳交流センター	
		○	02	冠岳	217	34	1	0	5.90	〃
急・野下5	kyu205-0534	○	01	野下	1,335	438	1	16.00	旭交流センター	
		○	02	野下	500	94	1	-	7.00	〃
急・野下6	kyu205-0535	○	01	野下	3,040	1,143	-	-	20.00	〃
		○	02	野下	2,509	832	1	-	14.00	〃
		○	03	野下	1,205	235	1	1	8.00	〃
急・金山下14	kyu205-0537	○	01	金山下	2,483	685	1	1	14.00	〃
		○	02	野下	2,755	1,059	1	-	22.00	〃
急・荒川34	kyu205-0541	○		荒川	1,820	393	1	1	9.00	荒川交流センター
急・荒川35	kyu205-0542	○		荒川	2,206	562	1	1	8.00	〃
急・白浜6	kyu205-0551	○	01	羽島	735	122	-	-	7.00	羽島交流センター
		○	02	羽島	502	88	2	1	6.00	〃
急・松尾2	kyu205-0555	○	01	羽島	5,034	1,548	4	1	19.00	〃
		○	02	羽島	717	137	4	2	7.00	〃
急・横須3	kyu205-0560			羽島	8,609	-	11	-	11.00	〃
急・光瀬上2	kyu205-0561	○	01	羽島	5,682	1,277	-	-	10.00	〃
		○	02	羽島	1,999	440	-	-	8.00	〃
		○	03	羽島	2,185	244	1	-	8.00	〃
急・横須4	kyu205-0563	○	01	羽島	2,867	366	3	-	11.00	〃
		○	02	羽島	1,777	146	2	-	9.00	〃
急・金山20	kyu205-0556	○	01	金山	1,940	663	1	0	16.42	旭交流センター
	kyu205-0556	○	02	金山	813	200	0	0	10.30	〃
急・金山下12	kyu205-0557	○	01	金山下	6,594	2,229	0	0	38.74	〃
	kyu205-0557	○	02	金山下	17,051	7,428	11	0	35.45	〃
急・薩摩山11	kyu205-0558	○	01	薩摩山	2,006	489	1	0	8.39	上名交流センター
	kyu205-0558	○	02	薩摩山	9,204	2,762	1	0	12.54	〃
	kyu205-0558	○	03	薩摩山	6,328	2,834	1	0	32.50	〃
	kyu205-0558	○	04	薩摩山	2,589	655	0	0	9.86	〃
	kyu205-0558	○	05	薩摩山	9,253	4,046	2	0	39.37	〃
	kyu205-0558		06	薩摩山	675	0	0	0	11.03	〃
急・湊町1	kyu361-0001	○		湊町	11,548	5,104	7	3	18.00	いちきアクアホール
急・湊町2	kyu361-0002	○		湊町	8,335	3,845	7	4	23.00	〃
急・湊町3	kyu361-0003	○		湊町	7,814	3,459	4	1	15.00	〃
急・湊町4	kyu361-0022	○		湊町	12,067	5,566	10	3	20.00	〃
急・湊町5	kyu361-0024	○		湊町	11,196	5,293	9	3	15.00	〃
急・佐保井1	kyu361-0025	○	01	大里	5,210	2,158	8	5	15.00	川北交流センター
		○	02	大里	2,814	522	5	3	8.00	〃
			03	大里	339	-	2	-	5.00	〃
急・駅前1	kyu361-0026	○	01	大里	7,577	3,451	1	1	14.00	〃
		○	02	大里	15,529	5,993	14	2	19.00	〃
		○	03	大里	10,718	3,219	3	2	16.00	〃
		○	04	大里	14,244	6,461	2	2	24.00	〃
急・佐保井3	kyu361-0027	○		大里	2,253	817	1	-	14.00	〃
急・下手中1	kyu361-0029	○	01	大里	2,215	947	-	-	9.00	〃
		○	02	大里	5,061	2,197	3	1	13.00	〃
		○	03	大里	1,656	760	2	1	8.00	〃
		○	04	大里	8,625	3,910	6	5	18.00	〃
急・下手中2	kyu361-0030	○		大里	860	279	-	-	6.00	〃
急・下手中3	kyu361-0031	○	01	大里	26,680	6,942	17	9	24.00	〃
		○	02	大里	795	250	-	-	8.00	〃
急・下手中4	kyu361-0032	○		大里	1,080	501	-	-	10.00	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	戸数 (戸)		最大 がけ高 (m)	避難場所
							戸数 (戸)	R内戸 数(戸)		
急・下手中5	kyu361-0033	○	01	大里	2,736	487	2	1	8.00	川北交流センター
		○	02	大里	5,485	2,584	3	2	19.00	〃
		○	03	大里	6,737	2,144	6	5	17.00	〃
		○	04	大里	574	135	1	-	8.00	〃
		○	05	大里	513	202	-	-	9.00	〃
		○	06	大里	893	124	1	-	7.00	〃
		○	07	大里	673	278	1	1	7.00	〃
急・門前1	kyu361-0035	○	01	大里	1,758	801	3	2	10.00	〃
		○	02	大里	2,817	1,278	2	2	14.00	〃
		○	03	大里	5,602	2,107	-	-	13.00	〃
		○	04	大里	847	338	-	-	11.00	〃
急・島内1	kyu361-0036	○	01	大里	1,369	659	-	-	10.00	〃
		○	02	大里	20,407	9,583	1	-	21.00	〃
		○	03	大里	4,880	1,904	-	-	10.00	〃
急・島内2	kyu361-0039	○	01	大里	6,666	2,644	7	5	25.00	〃
		○	02	大里	10,644	4,479	1	1	24.00	〃
急・中原1	kyu361-0040	○	01	大里	11,381	5,526	1	1	21.00	川南交流センター
		○	02	大里	7,487	2,476	1	-	18.00	〃
急・下手中6	kyu361-0566	○		大里	1,545	679	1	1	10.00	川北交流センター
急・中原2	kyu361-0042	○	01	大里	8,444	3,552	2	2	15.00	川南交流センター
		○	02	大里	14,309	6,247	1	-	18.00	〃
		○	03	大里	6,714	2,827	-	-	18.00	〃
		○	04	大里	8,022	3,689	2	1	19.00	〃
		○	05	大里	36,703	16,497	3	2	26.00	〃
		○	06	大里	3,217	1,556	-	-	16.00	〃
		○	07	大里	13,340	5,973	-	-	23.00	〃
		○	08	大里	8,685	4,283	-	-	20.00	〃
		○	09	大里	5,039	2,178	-	-	15.00	〃
		○	10	大里	13,805	6,324	1	-	13.00	〃
		○	11	大里	2,418	904	1	-	10.00	〃
		○	12	大里	1,731	486	-	-	8.00	〃
急・中原3	kyu361-0043	○		大里	15,961	7,009	7	7	15.00	〃
急・中原4	kyu361-0044	○		大里	12,312	5,728	7	7	18.00	〃
急・中原5	kyu361-0045	○		大里	7,913	3,329	4	2	18.00	〃
急・門前2	kyu361-0047	○		大里	34,898	15,355	18	11	23.00	川北交流センター
急・平ノ木場1	kyu361-0051	○		大里	2,361	1,053	1	1	12.00	川南交流センター
急・平ノ木場2	kyu361-0053	○	01	大里	2,606	977	3	2	16.00	〃
		○	02	大里	1,879	704	1	1	9.00	〃
		○	03	大里	1,336	445	3	1	9.00	〃
		○	04	大里	508	186	-	-	7.00	〃
急・平ノ木場3	kyu361-0054	○		大里	1,078	293	1	1	6.00	〃
急・堀1	kyu361-0056	○	01	大里	8,414	3,649	2	1	13.00	〃
		○	02	大里	12,470	5,630	5	3	21.00	〃
		○	03	大里	5,816	2,456	3	1	13.00	〃
		○	04	大里	1,544	583	1	1	10.00	〃
		○	05	大里	1,247	531	1	-	11.00	〃
		○	06	大里	4,975	2,406	1	-	22.00	〃
		○	07	大里	5,553	2,560	-	-	20.00	〃
		○	08	大里	1,055	472	-	-	10.00	〃
		○	09	大里	915	215	-	-	7.00	〃
急・堀2	kyu361-0057	○	01	大里	5,238	1,743	2	-	15.00	〃
		○	02	大里	659	219	-	-	8.00	〃
急・戸崎1	kyu361-0059	○		大里	7,457	4,093	1	1	42.00	〃
急・松原1	kyu361-0060	○		大里	16,049	7,287	8	6	13.00	〃
急・松原2	kyu361-0061	○	01	大里	2,319	987	2	1	13.00	〃
		○	02	大里	14,786	6,966	10	7	31.00	〃
急・中福良1	kyu361-0062	○		大里	26,304	11,752	25	16	24.00	川北交流センター

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	戸数 (戸)	R内戸 数(戸)	最大 かけ高 (m)	避難場所
急・松山1	kyu361-0063	○	01	大里	1,483	652	2	1	10.00	川南交流センター
		○	02	大里	7,917	3,044	13	6	12.00	〃
		○	03	大里	7,916	3,348	5	1	10.00	〃
		○	04	大里	17,600	8,516	5	4	27.00	〃
		○	05	大里	715	240	2	-	6.00	〃
		○	06	大里	1,269	363	4	2	6.00	〃
急・安茶1	kyu361-0064	○		川上	18,877	8,497	11	6	21.00	いちきアクアホール
急・安茶2	kyu361-0065	○	01	川上	7,924	3,782	-	-	19.00	〃
		○	02	川上	7,655	3,540	2	2	16.00	〃
急・牛ノ江1	kyu361-0067	○	01	川上	14,684	6,884	3	1	27.00	〃
		○	02	川上	2,783	1,196	-	-	14.00	〃
		○	03	川上	1,023	318	-	-	6.00	〃
		○	04	川上	511	126	-	-	13.00	〃
		○	05	川上	1,548	584	1	1	10.00	〃
急・牛ノ江2	kyu361-0071	○	01	川上	20,591	11,184	1	-	57.00	川上交流センター
		○	02	川上	14,378	6,931	-	-	26.00	〃
		○	03	川上	1,845	872	-	-	16.00	〃
急・中組1	kyu361-0072	○		川上	15,451	7,817	2	-	38.00	〃
急・中組2	kyu361-0073	○	01	川上	49,691	20,670	11	3	37.00	〃
		○	02	川上	1,708	818	-	-	13.00	〃
		○	03	川上	26,704	15,539	6	2	36.00	〃
		○	04	川上	24,650	14,201	-	-	44.00	〃
		○	05	川上	1,393	500	2	2	7.00	〃
		○	06	川上	25,236	13,341	7	4	38.00	〃
		○	07	川上	3,631	1,630	5	4	13.00	〃
		○	08	川上	3,200	1,381	1	1	16.00	〃
		○	09	川上	37,150	20,396	5	3	46.00	〃
急・中組3	kyu361-0077	○	01	川上	10,111	4,671	-	-	15.00	〃
		○	02	川上	17,507	9,103	3	1	34.00	〃
		○	03	川上	7,384	3,415	1	-	18.00	〃
		○	04	川上	1,992	932	-	-	7.00	〃
急・中組4	kyu361-0081	○		川上	1,028	325	1	1	18.00	〃
急・中組5	kyu361-0082	○	01	川上	11,935	4,786	1	1	22.00	〃
		○	02	川上	653	131	1	-	7.00	〃
		○	03	川上	1,659	-	-	-	8.00	〃
急・中組6	kyu361-0083	○		川上	546	155	1	-	6.00	〃
急・中組7	kyu361-0084	○	01	川上	19,427	8,814	6	2	38.00	〃
		○	02	川上	4,018	1,389	1	-	15.00	〃
		○	03	川上	703	192	1	1	7.00	〃
急・中組8	kyu361-0086	○		川上	5,342	2,659	4	1	20.00	〃
急・中組10	kyu361-0087	○	01	川上	8,608	3,942	2	1	25.00	〃
		○	02	川上	1,410	681	1	-	14.00	〃
急・中組9	kyu361-0088	○	01	川上	42,852	24,791	3	3	61.00	〃
		○	02	川上	84,145	48,860	1	1	51.00	〃
		○	03	川上	1,038	398	-	-	7.00	〃
		○	04	川上	1,209	430	1	-	9.00	〃
急・陣ヶ迫1	kyu361-0089	○	01	大里	231,856	163,937	3	2	116.00	〃
		○	02	大里	713	302	-	-	8.00	〃
急・宇都1	kyu361-0092	○	01	大里	15,602	6,696	2	1	17.00	〃
		○	02	大里	713	302	2	1	8.00	〃
急・宇都2	kyu361-0101	○	01	大里	7,332	3,515	2	2	24.00	〃
		○	02	大里	1,196	409	1	1	7.00	〃
急・内門1	kyu361-0102	○		川上	3,243	1,475	1	-	15.00	〃
急・内門2	kyu361-0103	○	01	川上	9,102	4,145	3	2	26.00	〃
		○	02	川上	1,499	715	-	-	16.00	〃
		○	03	川上	5,777	2,459	3	2	19.00	〃
		○	04	川上	181	52	1	-	7.00	〃
		○	05	川上	567	208	-	-	8.00	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	戸数 (戸)		最大 がけ高 (m)	避難場所
							戸数	R内戸 数(戸)		
急・内門3	kyu361-0104	○	01	川上	11,265	4,684	6	4	22.00	川上交流センター
		○	02	川上	5,557	2,397	5	1	20.00	〃
		○	03	川上	6,403	2,841	1	1	23.00	〃
		○	04	川上	394	89	1	1	9.00	〃
		○	05	川上	1,118	271	3	1	7.00	〃
		○	06	川上	871	249	1	1	7.00	〃
急・内門5	kyu361-0106	○	01	川上	15,719	7,191	11	8	19.00	〃
		○	02	川上	8,695	2,977	2	-	17.00	〃
急・中ノ平1	kyu361-0107	○		川上	398	67	1	1	7.00	〃
急・中ノ平2	kyu361-0108	○	01	川上	52,048	31,522	0	0	74.00	〃
		○	02	川上	13,085	6,016	1	0	51.00	〃
		○	03	川上	10,564	3,994	2	2	44.00	〃
		○	04	川上	58,103	34,488	1	1	76.00	〃
		○	05	川上	4,993	1,973	1	1	26.00	〃
		○	06	川上	2,757	906	0	0	18.00	〃
		○	07	川上	992	261	1	0	10.00	〃
		○	08	川上	862	96	0	0	6.00	〃
急・中ノ平3	kyu361-0113	○	01	川上	3,529	1,220	2	0	31.00	〃
		○	02	川上	836	149	0	0	6.00	〃
急・中ノ平5	kyu361-0114	○		川上	4,516	1,425	2	1	16.00	〃
急・木場1	kyu361-0116	○	01	川上	34,194	18,622	9	6	58.00	〃
		○	02	川上	7,775	3,405	2	1	26.00	〃
急・木場2	kyu361-0118	○	01	川上	21,384	12,129	5	4	47.00	〃
		○	02	川上	8,587	4,319	2	2	54.00	〃
		○	03	川上	1,534	569	2	0	13.00	〃
急・木場3	kyu361-0119	○	01	川上	61,598	29,899	19	3	61.00	〃
		○	02	川上	2,566	800	0	0	13.00	〃
急・木場4	kyu361-0121	○	01	川上	11,418	4,853	4	4	21.00	〃
		○	02	川上	12,854	6,538	4	2	70.00	〃
		○	03	川上	14,401	8,510	4	3	46.00	〃
		○	04	川上	8,381	4,110	2	1	37.00	〃
急・木場5	kyu361-0123	○		川上	10,942	4,658	0	0	34.00	〃
急・木場6	kyu361-0125	○		川上	2,824	1,796	0	0	44.00	〃
急・内門4	kyu361-0126	○	01	川上	13,064	4,998	4	4	28.00	〃
		○	02	川上	6,160	3,083	0	0	44.00	〃
急・平木場1	kyu361-0132	○	01	川上	1,851	664	1	1	18.00	〃
		○	02	川上	499	148	1	1	8.00	〃
急・平木場2	kyu361-0140	○		川上	8,110	3,003	1	1	25.00	〃
急・平木場3	kyu361-0141	○		川上	740	181	0	0	11.00	〃
急・平木場4	kyu361-0142	○	01	川上	2,634	823	1	1	19.00	〃
		○	02	川上	1,566	363	1	1	19.00	〃
急・平木場5	kyu361-0143	○	01	川上	27,440	16,051	4	2	79.00	〃
		○	02	川上	13,552	6,032	2	0	40.00	〃
		○	03	川上	2,785	1,017	1	0	26.00	〃
		○	04	川上	2,270	760	1	1	16.00	〃
		○	05	川上	2,617	964	0	0	30.00	〃
		○	06	川上	1,770	566	0	0	20.00	〃
		○	07	川上	1,237	248	0	0	8.00	〃
急・平木場6	kyu361-0145	○		川上	1,412	468	0	0	15.00	〃
急・平木場7	kyu361-0146	○		川上	6,338	3,361	2	2	41.00	〃
急・舟川1	kyu361-0147	○		川上	23,858	9,654	0	0	39.00	〃
急・舟川2	kyu361-0148	○	01	川上	30,663	13,217	8	4	47.00	〃
		○	02	川上	1,142	214	1	1	7.00	〃
		○	03	川上	1,188	406	0	0	33.00	〃
		○	04	川上	6,820	2,944	0	0	40.00	〃
急・舟川3	kyu361-0150	○		川上	18,566	8,500	2	2	39.00	〃
急・舟川4	kyu361-0152	○		川上	3,013	1,122	1	1	22.00	〃
急・舟川5	kyu361-0154	○		川上	20,931	10,160	1	1	46.00	〃
急・舟川6	kyu361-0155	○	01	川上	27,610	15,743	7	1	88.00	〃
		○	02	川上	28,838	12,596	0	0	30.00	〃
急・舟川7	kyu361-0157	○		川上	8,472	3,953	1	1	34.00	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	戸数		最大 がけ高 (m)	避難場所	
						(戸)	R内戸 数(戸)			
急・舟川 8	kyu361-0158	○	01	川上	7,048	3,043	1	0	44.00	川上交流センター
		○	02	川上	3,946	2,103	1	0	80.00	〃
		○	03	川上	1,589	324	1	1	10.00	〃
急・舟川 9	kyu361-0159	○	01	川上	9,234	3,814	2	1	35.00	〃
		○	02	川上	13,195	7,171	2	1	39.00	〃
		○	03	川上	11,287	4,649	2	2	28.00	〃
		○	04	川上	2,779	1,254	1	1	29.00	〃
		○	05	川上	1,630	540	1	0	17.00	〃
		○	06	川上	2,011	620	0	0	11.00	〃
急・舟川 10	kyu361-0161	○		川上	12,563	6,508	4	4	36.00	〃
急・舟川 11	kyu361-0165	○		川上	24,446	16,333	3	2	65.00	〃
急・福ヶ野 1	kyu361-0172	○		川上	4,825	1,651	1	0	19.00	〃
急・中ノ平 4	kyu361-0174	○	01	川上	4,342	1,668	1	0	20.00	〃
		○	02	川上	8,908	4,393	0	0	39.00	〃
		○	03	川上	68,119	43,119	0	0	106.00	〃
急・松比良 1	kyu361-0176	○	01	川上	1,178	224	1	1	8.00	〃
		○	02	川上	2,345	858	1	0	15.00	〃
		○	03	川上	2,445	543	1	1	10.00	〃
急・松比良 2	kyu361-0178	○		川上	22,319	9,329	4	3	36.00	〃
急・松比良 3	kyu361-0180	○	01	川上	2,092	605	1	1	16.00	〃
		○	02	川上	6,729	2,689	2	1	23.00	〃
		○	03	川上	3,828	1,762	1	1	28.00	〃
急・湊町 6	kyu361-0182	○	01	湊町	2,475	1,045	1	1	11.00	いちきアクアホール
		○	02	湊町	2,833	1,305	1	1	20.00	〃
急・舟川 12	kyu361-0567	○		川上	4,123	1,567	1	0	22.00	川上交流センター
急・木場 7	kyu361-0568	○	01	川上	2,572	1,395	1	1	29.00	〃
		○	02	川上	34,445	2,016	2	2	36.00	〃
急・舟川 13	kyu361-0569	○		川上	806	191	0	0	16.00	〃
急・中ノ平 6	kyu361-0570	○		川上	2,007	428	1	0	8.00	〃
急・中ノ平 7	kyu361-0571	○		川上	5,138	2,044	1	1	30.00	〃
急・中ノ平 8	kyu361-0572	○		川上	11,358	4,075	3	3	21.00	〃
急・松比良 4	kyu361-0573	○		川上	2,137	804	1	0	20.00	〃
急・前田 1	Kyu202-1560			木場茶屋町 前田	55,539	-	6	0	83.00	旭交流センター (区域の一部が本市に含まれる)
急・小吹 1	Kyu202-1562			木場茶屋町 小吹	9,323	-	2	0	22.00	〃
いちき串木野市（急傾斜） 合計 土砂災害警戒区域 365 箇所 土砂災害特別警戒区域 360 箇所										

※警戒基準：連続雨量 100 mm、時間雨量 30 mmを超えた場合

※避難基準：連続雨量 150 mm、時間雨量 50 mmを超えた場合

## 3-3 土砂災害警戒区域等（土石流）指定区域

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	戸数		避難場所	
						R面積 (㎡)	R内戸数 (戸)		
土・上名1	dok205-0001	○		上名	8,644	56	6	0	上名交流センター
土・上名2	dok205-0002	○		上名	10,374	445	0	0	〃
土・河内4	dok205-0003	-	-	河内	118,173	-	67	0	〃
土・河内1	dok205-0004	○		河内	38,571	1,440	8	0	〃
土・河内2	dok205-0005			河内	110,552	0	31	0	〃
土・河内3	dok205-0006	○		河内	11,080	1,538	1	1	〃
土・生福1	dok205-0007	○		生福	25,066	3,237	4	0	生福小学校
土・生福2	dok205-0019	○		生福	24,535	2,304	0	0	〃
土・生福3	dok205-0020	○		生福	50,721	182	2	0	〃
土・生福4	dok205-0026	○		生福	95,772	444	0	0	〃
土・冠岳1	dok205-0030	○		冠岳	21,668	442	9	1	冠岳交流センター
土・冠岳2	dok205-0031			冠岳	54,182	-	8	0	〃
土・冠岳3	dok205-0031_02	○		冠岳	37,990	1,979	8	0	〃
土・冠岳4	dok205-0032	○		冠岳	26,546	143	1	0	〃
土・冠岳5	dok205-0033	○		冠岳	28,846	92	1	0	〃
土・冠岳6	dok205-0034			冠岳	36,882	-	5	0	〃
土・冠岳7	dok205-0035	○		冠岳	9,941	1,980	1	1	〃
土・冠岳8	dok205-0036	○		冠岳	8,527	285	2	1	〃
土・冠岳9	dok205-0037			冠岳	86,589	-	20	-	〃
土・冠岳10	dok205-0037-02	○		冠岳	88,458	126	25	0	〃
土・冠岳11	dok205-0037-03	○		冠岳	43,204	254	6	0	〃
土・冠岳12	dok205-0043	○		冠岳	27,877	239	2	0	〃
土・冠岳13	dok205-0044	○		冠岳	28,861	245	6	0	〃
土・冠岳14	dok205-0045			冠岳	16,627	-	0	-	〃
土・冠岳15	dok205-0046	○		冠岳	46,079	524	8	0	〃
土・冠岳16	dok205-0046-02	○		冠岳	51,785	931	9	0	〃
土・冠岳17	dok205-0046-03	○		冠岳	32,352	1,467	8	0	〃
土・冠岳18	dok205-0047	○		冠岳	55,079	64	11	0	〃
土・冠岳19	dok205-0047-02	○		冠岳	53,764	88	11	0	〃
土・冠岳20	dok205-0047-03	○		冠岳	54,741	118	11	0	〃
土・冠岳21	dok205-0047-04	○		冠岳	51,269	150	11	0	〃
土・生福5	dok205-0055	○		生福	42,765	229	29	0	上名交流センター
土・海瀬1	dok205-0056			海瀬	25,103	0	1	0	照島小学校体育館
土・海瀬2	dok205-0057	○		海瀬	21,259	29	1	0	〃
土・平江1	dok205-0063			平江	125,589	-	33	-	野平交流センター
土・平江2	dok205-0064	○		平江	128,417	82	13	0	〃
土・深田下1	dok205-0066	○		深田下	47,423	114	9	0	〃
土・深田下2	dok205-0067			深田下	49,650	-	4	-	〃
土・深田下3	dok205-0070	○		深田下	34,661	144	1	0	〃
土・深田下4	dok205-0071	○		深田下	20,710	157	2	0	〃
土・平江3	dok205-0072	○		深田下	35,567	1,002	3	0	〃
土・深田上1	dok205-0076	○		深田上	49,238	27	6	0	旭交流センター
土・野下1	dok205-0077	-		野下	53,171	-	19	0	〃
土・金山下1	dok205-0078	○		金山下	26,682	1,055	11	0	〃
土・金山下2	dok205-0079	○		金山下	7,477	616	6	0	〃
土・金山下3	dok205-0080	○		金山下	26,165	22	12	-	〃
土・勝利山1	dok205-0081			金山	32,605	-	5	-	〃
土・金山1	dok205-0082	○		金山	8,541	275	-	-	〃
土・金山下4	dok205-0083	○		金山下	11,348	636	0	0	〃
土・金山2	dok205-0084	○		金山	12,224	149	7	-	〃
土・金山3	dok205-0085	○		金山	20,713	109	19	-	〃
土・金山4	dok205-0086	○		金山	10,514	603	3	1	〃
土・金山5	dok205-0087_01	○	01	金山	18,736	45	16	0	〃
	dok205-0087_02	○	02	金山	20,978	120	14	0	〃
土・勝利山2	dok205-0088	○		金山	17,537	32	10	-	〃
土・金山6	dok205-0089	○		芹ヶ野	31,392	506	7	-	〃
土・芹ヶ野1	dok205-0090	○		芹ヶ野	12,798	647	3	-	〃
土・金山7	dok205-0091			金山	10,368	0	37	0	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	R面積 (㎡)	戸数		避難場所
							(戸)	R内戸数 (戸)	
土・芹ヶ野2	dok205-0092	○		芹ヶ野	34,461	578	8	0	旭交流センター
土・芹ヶ野3	dok205-0093	○		芹ヶ野	28,345	108	1	0	〃
土・芹ヶ野4	dok205-0094	○		芹ヶ野	27,837	2,172	5	-	〃
土・金山8	dok205-0095_01	○	01	金山	34,018	2,290	22	2	〃
	dok205-0095_02	○	02	金山	4,888	571	3	0	〃
土・金山9	dok205-0096	○		金山	31,224	5,089	11	0	〃
土・芹ヶ野5	dok205-0097	○		芹ヶ野	37,132	313	22	-	〃
土・芹ヶ野6	dok205-0098	○		芹ヶ野	22,555	3,343	13	2	〃
土・芹ヶ野7	dok205-0099	○		芹ヶ野	52,436	1,196	32	1	〃
土・芹ヶ野8	dok205-0101	○		芹ヶ野	31,390	341	20	-	〃
土・芹ヶ野9	dok205-0102	○		芹ヶ野	11,428	6,192	-	-	〃
土・芹ヶ野10	dok205-0103	○		芹ヶ野	32,661	318	7	-	〃
土・浜ヶ城1	dok205-0104	○		平江	56,332	425	27	1	野平交流センター
土・薩摩山1	dok205-0105	○		薩摩山	11,442	988	1	-	上名交流センター
土・薩摩山2	dok205-0107	○		薩摩山	12,304	3,938	2	1	〃
土・薩摩山3	dok205-0108	○		薩摩山	10,331	930	4	1	〃
土・薩摩山4	dok205-0109	○		薩摩山	22,948	215	6	-	〃
土・薩摩山5	dok205-0110	○		薩摩山	17,506	159	1	0	〃
土・薩摩山6	dok205-0111	○		薩摩山	25,762	178	2	0	〃
土・荒川1	dok205-0112	○		荒川	10,449	2,325	0	0	荒川交流センター
土・荒川2	dok205-0113	○		荒川	46,320	7,042	0	0	〃
土・荒川3	dok205-0120	○		荒川	88,723	407	5	0	〃
土・荒川4	dok205-0121	○		荒川	99,740	30	6	0	〃
土・荒川5	dok205-0122	○		荒川	134,581	212	3	0	〃
土・荒川6	dok205-0123	○		荒川	142,729	181	16	0	〃
土・荒川7	dok205-0124	○		荒川	13,342	571	1	0	〃
土・荒川8	dok205-0128			荒川	18,945	0	2	0	〃
土・荒川9	dok205-0129	○		荒川	9,551	886	2	0	〃
土・荒川10	dok205-0130	○		荒川	17,556	134	2	0	〃
土・荒川11	dok205-0133	○	〃	荒川	72,825	1,255	16	1	〃
土・荒川12	dok205-0134	○	〃	荒川	55,524	18,080	14	8	〃
土・荒川13	dok205-0135	○	〃	荒川	80,334	863	12		〃
土・荒川14	dok205-0140		〃	荒川	110,287	-	15		〃
土・荒川15	dok205-0141	○	〃	荒川	8,232	957	2		〃
土・荒川16	dok205-0142	○	〃	荒川	56,919	140	11		〃
土・土川1	dok205-0143_01	○	01	羽島	40,688	16	46	0	土川交流センター
	dok205-0143_02	○	02	羽島	52,580	47	45	0	〃
土・平山1	dok205-0152	○		羽島	114,162	1,094	17	0	〃
土・野中袴1	dok205-0158			羽島	65,936	0	0	0	羽島交流センター
土・河原1	dok205-0159	○		羽島	84,045	229	7	0	〃
土・河原2	dok205-0160	○	〃	羽島	58,442	242	5	-	〃
土・白浜1	dok205-0161		〃	羽島	38,862	-	-	-	〃
土・白浜2	dok205-0163		〃	羽島	30,613	-	2	-	〃
土・白浜3	dok205-0164	○	〃	羽島	28,431	17,939	5	5	〃
土・松尾1	dok205-0169	○	〃	羽島	85,958	2,042	62	3	〃
土・松尾2	dok205-0170	○	〃	羽島	108,324	2,187	27	-	〃
土・松尾3	dok205-0171	○	〃	羽島	91,019	5,533	11	-	〃
土・松尾4	dok205-0172	○	〃	羽島	37,626	1,136	86	-	〃
土・海土泊1	dok205-0173	○	〃	羽島	21,155	3,373	2	-	〃
土・光瀬下1	dok205-0174	○	〃	羽島	34,309	1,198	29	1	〃
土・光瀬上1	dok205-0175	○	〃	羽島	33,042	417	18	-	〃
土・萩元下1	dok205-0176	○	〃	羽島	140,097	3,284	65	7	〃
土・萩元下2	dok205-0177	○	〃	羽島	31,378	643	-	-	〃
土・萩元下3	dok205-0178	○	〃	羽島	82,912	633	10	-	〃
土・木場迫1	dok361-0005			大里	32,226	-	3	-	川北交流センター
土・中組1	dok361-0008			川上	17,417	-	3	-	〃
土・中組2	dok361-0010	○		川上	42,881	11	9	-	〃
土・宇都1	dok361-0012	○		大里	24,168	17	2	-	〃
土・中ノ平1	dok361-0015	○		川上	11,164	9	2	-	〃
土・中ノ平2	dok361-0016			川上	17,534	-	2	-	〃
土・木場1	dok361-0017	○		川上	37,285	40	13	-	〃

区域名(案)	箇所番号	R	枝番	大字	面積 (㎡)	戸数		避難場所
						R面積 (㎡)	R内戸数 (戸)	
土・木場2	dok361-0018			川上	29,140	—	2	川上交流センター
土・木場3	dok361-0019			川上	12,800	—	2	〃
土・平木場1	dok361-0022			川上	4,002	—	1	〃
土・平木場2	dok361-0023			川上	6,337	0	1	〃
土・平木場3	dok361-0025	○		川上	14,724	256	1	〃
土・舟川1	dok361-0026	○		川上	52,455	2,030	1	〃
土・舟川2	dok361-0027	○		川上	45,708	1,651	0	〃
土・舟川3	dok361-0028	○		川上	41,733	2,239	0	〃
土・舟川4	dok361-0029	○		川上	22,736	103	0	〃
土・舟川7	dok361-0030	○		川上	21,195	5,003	0	〃
土・舟川5	dok361-0031	○		川上	5,100	311	1	〃
土・舟川6	dok361-0037	○		川上	24,523	367	1	〃
土・野下1	dok361-0139	○		種崎町市比野	45,084	87	2	冠岳交流センター
土・土川2	dok202-0668	○		寄田町	29,661	6,318	9	土川交流センター
土・鎌谷1	dok362-0032	○		東市来湯田	33,651	20,584	6	川上交流センター
土・鎌谷2	dok362-0033	○		東市来湯田	44,448	4,094	8	〃
いちき串木野市（土石流） 合計 土砂災害警戒区域 132 箇所 土砂災害特別警戒区域 105 箇所								

※警戒基準:連続雨量 100 mm、時間雨量 30 mmを超えた場合

※避難基準:連続雨量 150 mm、時間雨量 50 mmを超えた場合

## 3-4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

## 1 要配慮者利用施設（厚労省関係）

（令和5年3月現在）

施設名	住所	電話番号
羽島保育園	羽島 3595-3	35-0045
牧野医院	羽島 3554	35-0017
いちき串木野市土川診療所	羽島 9675	33-3450
市来松寿園	大里 992	36-2114
吹上園	大里 992	36-3060
デイサービス音いろ	川上 44-4	36-4554

## 2 要配慮者利用施設（文科省関係）

（令和5年3月現在）

施設名	住所	電話番号
旭小学校	金山 14067	32-1724
川上小学校	川上 1200	36-2044
生福小学校	生福 8605	32-3307
荒川小学校	荒川 2347-1	32-2010
生冠中学校	生福 8551	32-3377

## 3-5 山腹崩壊危険地区

## 1 串木野地区

番 号	地 区 名	位 置		番 号	地 区 名	位 置	
		大 字	字			大 字	字
205-0001	堂ノ山	羽島	堂ノ山	205-0040	中尾	冠岳	中尾
205-0002	萩元中平	羽島	萩元中平	205-0041	鳥井松平	冠岳	鳥井松平
205-0003	山神平	下名	山神平	205-0042	梶	羽島	梶
205-0004	小松平	冠岳	小松平	205-0043	谷ノ宇都	冠岳	谷ノ宇都
205-0005	野中平	羽島	野中平	205-0044	萬造寺平	羽島	萬造寺平
205-0006	寺村	荒川	寺村	205-0045	春日山	荒川	春日山
205-0007	河原	羽島	河原	205-0046	小平口	荒川	小平口
205-0008	薩摩山	下名	薩摩山	205-0047	湯弁礼	下名	湯弁礼
205-0009	別府	荒川	別府	205-0048	湯弁礼	下名	湯弁礼
205-0010	花川	冠岳	花川	205-0049	鉄砲平	下名	鉄砲平
205-0011	愛宕平	下名	愛宕平	205-0050	ホサ平	下名	ホサ平
205-0012	石野々	上名	石野々	205-0051	ホサ平	下名	ホサ平
205-0013	山神下	上名	山神下	205-0052	胡麻段	冠岳	胡麻段
205-0014	瀬戸口	下名	瀬戸口	205-0053	俣木平	冠岳	俣木平
205-0015	鳥井原	上名	鳥井原	205-0054	松下	冠岳	松下
205-0016	門前	上名	門前	205-0055	西外戸	下名	西外戸
205-0017	坂ノ下	上名	坂ノ下	205-0056	山ノ神	上名	山神
205-0018	生野	上名	生野	205-0057	鏡次	上名	鏡次
205-0019	浦和町			205-0058	屋敷	上名	屋敷
205-0020	新生町			205-0059	前原	上名	前原
205-0021	海瀬平	下名	海瀬平	205-0060	福菌	上名	福菌
205-0022	乗越			205-0061	柿木屋	上名	柿木屋
205-0023	平山	羽島	平山	205-0062	植山	上名	植山
205-0024	万福	羽島	万福	205-0063	小井手	上名	小井手
205-0025	辻	羽島	辻	205-0064	丸牟礼	上名	丸牟礼
205-0026	孫右エ門ケ平	羽島	孫右エ門ケ平	205-0065	神子木場	上名	神子木場
205-0027	野下	下名	野下	205-0066	白木原	上名	白木原
205-0028	勝山	荒川	勝山	205-0067	松元	上名	松元
205-0029	東小平	荒川	東小平	205-0068	永田尻	上名	永田尻
205-0030	麦田ケ平	羽島	麦田ケ平	205-0069	茶屋段	上名	茶屋段
205-0031	光瀬	羽島	光瀬	205-0070	久木迫	上名	久木迫
205-0032	海土泊	羽島	海土泊	205-0071	松下	上名	松下
205-0033	四元松	羽島	四元松	205-0072	下大山口	冠岳	下大山口
205-0034	清水	荒川	清水	205-0073	牧ノ口	冠岳	牧ノ口
205-0035	山下平	下名	山下平	205-0074	大虎	冠岳	大虎
205-0036	宇都迫	下名	宇都迫	205-0075	下海瀬	下名	下海瀬
205-0037	薩摩山	下名	薩摩山	205-0076	千本	荒川	千本
205-0038	白木ケ段	下名	白木ケ段	205-0077	薩摩山	下名	薩摩山
205-0039	岩下	冠岳	岩下	205-0078	奥田平	下名	奥田平

番 号	地 区 名	位 置		番 号	地 区 名	位 置	
		大 字	字			大 字	字
205-0079	石間伏	冠岳	石間伏	205-0100	井上	冠岳	井上
205-0080	野下口	冠岳	野下口	205-0101	栗下	冠岳	栗下
205-0081	宇津良	冠岳	宇津良	205-0102	小堀	冠岳	小堀
205-0082	宮ノ脇	下名	宮ノ脇	205-0103	小瀬	上名	小瀬
205-0083	上塩硝木屋	下名	上塩硝木屋	205-0104	掛前	下名	掛前
205-0084	狐穴	下名	狐穴	205-0105	拾里塚	下名	拾里塚
205-0085	森園	上名	森園	205-0106	山下	荒川	山下
205-0086	内田	上名	内田	205-0107	上西山	下名	上西山
205-0087	十王	上名	十王	205-0108	芝屋ヶ段	荒川	芝屋ヶ段
205-0088	池之迫	上名	池之迫	205-0109	梅木	荒川	梅木
205-0089	山之口	上名	山之口	205-0110	呼石	下名	呼石
205-0090	鍋ヶ平	下名	鍋ヶ平	205-0111	薩摩山苦木ヶ迫	下名	苦木ヶ迫
205-0091	浅井田平	上名	浅井田平	205-0112	山之神平	下名	山之神平
205-0092	城之元	上名	城之元	205-0113	松田平	上名	松田平
205-0093	大堂庵	上名	大堂庵	205-0114	南大山口	上名	南大山口
205-0094	柳野	上名	柳野	205-0115	坂下	生福	坂下
205-0095	鍋田	上名	鍋田	205-0116	野中宇都良	羽島	野中宇都良
205-0096	柳野	上名	柳野	205-0117	藤脇	冠岳	藤脇
205-0097	七曲	上名	七曲	205-0118	深田上	深田上	
205-0098	北原	上名	北原	205-0119	梶	羽島	梶
205-0099	前原	上名	前原				

## 2 市来地区

番 号	地 区 名	位 置		番 号	地 区 名	位 置	
		大 字	字			大 字	字
361-0001	大小田	川上	大小田	361-0018	鹿丸ノ口	川上	鹿丸ノ口
361-0002	東小淵脇	川上	東小淵脇	361-0019	和田平	川上	和田平
361-0003	前山迫	川上	前山迫	361-0020	下木場	川上	下木場
361-0004	加治屋下	川上	加治屋下	361-0021	西ノ下	中原	西ノ下
361-0005	樟脳山	川上	樟脳山	361-0022	西ノ下	中原	西ノ下
361-0006	中福良	大里	中福良	361-0023	梨ノ木	湊町	梨ノ木
361-0007	谷ノ口	川上	谷ノ口	361-0024	大手中	大里	大手中
361-0008	牛之江原	川上	牛之江原	361-0025	北安茶ヶ原	川上	北安茶ヶ原
361-0009	安茶	川上	安茶	361-0026	石坂市堀	湊町	石坂市堀
361-0010	有川下	大里	有川下	361-0027	迫ノ頭	湊町	迫ノ頭
361-0011	土器屋下	大里	土器屋下	361-0028	北ノ原	湊町	北ノ原
361-0012	掛下鍋城原	大里	掛下鍋城原	361-0029	小城	湊町	小城
361-0013	瀬戸口	大里	瀬戸口	361-0030	原園原	大里	原園原
361-0014	島内	大里	島内	361-0031	田重田原	大里	田重田原
361-0015	落し	大里	落し	361-0032	九十九田	大里	九十九田
361-0016	山ノ神下	川上	山ノ神下	361-0033	詰城東	大里	詰城東
361-0017	針原	川上	針原	361-0034	川崎堀	大里	川崎堀

番 号	地 区 名	位 置		番 号	地 区 名	位 置	
		大 字	字			大 字	字
361-0035	佐保井東原	大里	佐保井東原	361-0058	西穴ヶ原	川上	西穴ヶ原
361-0036	佐保井西原	大里	佐保井西原	361-0059	北平	川上	北平
361-0037	上段	大里	上段	361-0060	潟川路	湊町	潟川路
361-0038	久保	大里	久保	361-0061	上段	大里	上段
361-0039	西中間原	大里	西中間原	361-0062	北平	川上	北平
361-0040	中ノ迫	大里	中ノ迫	361-0063	倉谷	川上	倉谷
361-0041	中尾原東	大里	中尾原東	361-0064	横平	川上	横平
361-0042	峠井川下	大里	峠井川下	361-0065	西村	大里	西村
361-0043	妙見	大里	妙見	361-0066	木崎原	大里	木崎原
361-0044	小原	湊町	小原	361-0067	大迫磯平	大里	大迫磯平
361-0045	柿内ヶ原	川上	柿内ヶ原	361-0068	峠道上	大里	峠道上
361-0046	淵脇	川上	淵脇	361-0069	兎田	大里	兎田
361-0047	前山迫	川上	前山迫	361-0070	丸尾	川上	丸尾
361-0048	東狩集	川上	東狩集	361-0071	上諏訪	大里	上諏訪
361-0049	堀ノ内	川上	堀ノ内	361-0072	上野大迫	大里	上野大迫
361-0050	杉ヶ段	川上	杉ヶ段	361-0073	前田	大里	前田
361-0051	火ノ川原	川上	火ノ川原	361-0074	福ヶ迫	川上	福ヶ迫
361-0052	菅ノ迫	川上	菅ノ迫	361-0075	札建迫	川上	札建迫
361-0053	都口	川上	都口	361-0076	落シ平	川上	落シ平
361-0054	田代前	川上	田代前	361-0077	柿内ヶ原	川上	柿内ヶ原
361-0055	小平	川上	小平	361-0078	紙屋後	大里	紙屋後
361-0056	ヲトロシ坂	川上	ヲトロシ坂	361-0079	福屋原	大里	福屋原
361-0057	ヘコノ迫	川上	ヘコノ迫	361-0080	紙屋後	大里	紙屋後

## 3-6 崩壊土砂流出危険地区

## 1 串木野地区

番号	地区名	位置		番号	地区名	位置	
		大字	字			大字	字
205-0001	流合	羽島	流合	205-0027	雨ヶ谷	上名	雨ヶ谷
205-0002	佛生平	羽島	佛生平	205-0028	福菌	上名	福菌
205-0003	津伏切	荒川	津伏切	205-0029	法花谷	上名	法花谷
205-0004	大河内	荒川	大河内	205-0030	露ヶ迫	上名	露ヶ迫
205-0005	猪鼻平地	羽島	猪鼻平地	205-0031	山下迫	下名	山下迫
205-0006	上り立	荒川	上り立	205-0032	大平山	冠岳	大平山
205-0007	西ノ谷	荒川	西ノ谷	205-0033	水流谷	冠岳	水流谷
205-0008	寺村	荒川	寺村	205-0034	水流谷	冠岳	水流谷
205-0009	深迫	下名	深迫	205-0035	牧ノ口	冠岳	牧ノ口
205-0010	牛平	下名	牛平	205-0036	受ノ口	羽島	受ノ口
205-0011	大迫谷	下名	大迫谷	205-0037	白木ヶ平	羽島	白木ヶ平
205-0012	薩摩山	下名	薩摩山	205-0038	岩谷	上名	岩谷
205-0013	草谷	上名	草谷	205-0039	河原	羽島	河原
205-0014	源野	下名	源野	205-0040	坂ノ下	羽島	坂ノ下
205-0015	河原	羽島	河原	205-0041	郷戸谷	上名	郷戸谷
205-0016	瀬戸	荒川	瀬戸	205-0042	赤平	荒川	赤平
205-0017	西岳	冠岳	西岳	205-0043	山ノ神前	荒川	山ノ神前
205-0018	岩下	冠岳	岩下	205-0044	穴ノ谷口	下名	穴ノ谷口
205-0019	石間伏	冠岳	石間伏	205-0045	満右エ門迫	下名	満右エ門迫
205-0020	焼蒔ヶ迫	下名	焼蒔ヶ迫	205-0046	下土善	下名	下土善
205-0021	深田	下名	深田	205-0047	小原前	冠岳	小原前
205-0022	薩摩山	下名	薩摩山	205-0048	桑ヶ迫	下名	桑ヶ迫
205-0023	永山出口	下名	永山出口	205-0049	薩摩山	下名	薩摩山
205-0024	薩摩山	下名	薩摩山	205-0050	アマリ	羽島	アマリ
205-0025	水頭	上名	水頭	205-0051	エボシ越	荒川	エボシ越
205-0026	轟	上名	轟	205-0052	鮎食	上名	鮎食

番 号	地 区 名	位 置		番 号	地 区 名	位 置	
		大 字	字			大 字	字
205-0053	野平	羽島	野平	205-0067	敷ヶ迫	下名	敷ヶ迫
205-0054	左近	荒川	左近	205-0068	梅ヶ谷	冠岳	梅ヶ谷
205-0055	左近	荒川	左近	205-0069	梅ヶ谷	冠岳	梅ヶ谷
205-0056	中平	羽島	中平	205-0070	苫木ヶ段	下名	苫木ヶ段
205-0057	水ノ元	羽島	水ノ元	205-0071	福菌	上名	福菌
205-0058	金石	羽島	金石	205-0072	尾拔	上名	尾拔
205-0059	池迫	荒川	池迫	205-0073	ヨ夕山	上名	ヨ夕山
205-0060	前段	下名	前段	205-0074	上水流	冠岳	上水流
205-0061	千本	荒川	千本	205-0075	西久保	冠岳	西久保
205-0062	小一ヶ迫	荒川	小一ヶ迫	205-0076	建楠	冠岳	建楠
205-0063	小山前	荒川	小山前	205-0077	熊ノ谷	下名	熊ノ谷
205-0064	岩切	荒川	岩切	205-0078	寺村	荒川	寺村
205-0065	深田	下名	深田	205-0079	萬造寺平	羽島	萬造寺平
205-0066	葉山道	荒川	葉山道	205-0080	深谷	下名	深谷

## 2 市来地区

番 号	地 区 名	位 置		番 号	地 区 名	位 置	
		大 字	字			大 字	字
361-0001	札立迫	川上	札立迫	361-0006	北ノ原	湊町	北ノ原
361-0002	上小高山	川上	上小高山	361-0007	桂山	大里	桂山
361-0003	山神ヶ宇都	川上	山神ヶ宇都	361-0008	大谷山	大里	大谷山
361-0004	渕之上	川上	渕之上	361-0009	陣ヶ迫	大里	陣ヶ迫
361-0005	田代	川上	田代	361-0010	中迫	大里	中迫

### 3-7 重要水防区域及び危険予想箇所

沿岸名	海岸名	水防管理 団 体	重 要 水 防 区 域		左 右 岸 別	危険と予想される区域		予 想 さ れ る 危 険	予想される 被害の程度		摘 要
			流 路 延 長	区 域		延 長	区 域		家 屋	耕 地	
薩摩沿岸	串木野 港海岸	いちき 串木野市	m 2,100	西浜（長崎鼻）から 北野元に至る間		m 250	西浜町地区	越波 破堤	戸 150	ha	B

### 3-8 重要水防区域外の危険と予想される区域

#### 河川関係

番 号	水 系 名	河 川 名	担 当 水 防 管 理 団 体 名	延 長	左 右 岸 の 別	区 域	予 想 さ れ る 危 険	予想される被害の程度			摘 要
								家 屋	耕 地	道 路	
27	五反田川	五反田川	いちき 串木野市	250m	右	いちき 串木野市 宮之脇	越水	戸 1.5		m 350	B

※A=100mm程度 B=200mm程度

C=300mm程度の日雨量で危険が予想される。

#### 海岸関係

番 号	沿 岸 名	海 岸 名	担 当 水 防 管 理 団 体 名	延 長 m	箇 所		予 想 さ れ る 危 険	予 想 さ れ る 被 害 の 程 度
					町 村	大 字		
10	薩摩沿岸	須賀海岸	いちき 串木野市	300m	下名	須 賀	高潮、越波	家屋15戸
11	〃	荒川海岸	〃	200m	荒川	荒川浜	〃	家屋10戸
12	〃	白浜海岸	〃	300m	羽鳥	白 浜	〃	家屋5戸
13	〃	海土泊 海 岸	〃	200m	〃	海土泊	〃	家屋20戸
14	〃	羽島海岸	〃	200m	〃	浜 中	〃	家屋20戸
15	〃	土川海岸	〃	200m	〃	土 川	〃	家屋20戸
16	〃	市来海岸	〃	800m	市来	湊 町	〃	家屋50戸

## 3-9 河川内堰一覧表

河川名	井堰名	河川名	井堰名	河川名	井堰名
土川川	土川堰	五反田川	田ノ神堰	酔之尾川	岩瀬戸堰
〃	中鶴堰	〃	王子脇堰		
〃	下山堰	〃	楮山堰	三反田川	内田堰
〃	下山山神平堰	〃	金ヶ峰堰	〃	三反田堰
		〃	神木場堰	〃	休八堰
平身川	上垣内堰	〃	川畑堰		
〃	西ノ原堰	〃	上水流堰	大六野川	松元堰
〃	平原堰	〃	下水流堰	〃	下山堰
〃	大谷口堰	〃	天ヶ淵堰	〃	砂入堰
		〃	定穀堰	〃	上山伏松堰
河原川	火畑堰			〃	下久田付堰
〃	節租堰	オコシ川	塩入崎堰	〃	中久田付堰
〃	前田堰	〃	宮之前堰	〃	堂之元堰
		〃	損田堰	〃	井之上堰
荒川川	崎山堰	〃	野元堰		
〃	玉田堰	〃	口ノ坪堰	花川	門前堰
〃	平木場堰	〃	春田堰		
〃	落堰	〃	穴田堰	宇都川	上小野堰
〃	板井手堰	〃	一の瀬渡堰	〃	山神堰
〃	立石原堰			〃	向玉堰
〃	草良堰	金山川	癌下堰		
〃	荒原堰	〃	五反田堰	八房川	大森堰
〃	乱橋堰	〃	最風堰	〃	内門堰
〃	西溜池堰	〃	中須堰	〃	中川原堰
〃	郷戸堰	〃	淵ノ尻堰	〃	後水流堰
		〃	馬込堰	〃	芳原堰
太郎坊川	丸内堰	〃	山ノ内堰	〃	片平堰
〃	小平段堰			〃	黒岩堰
〃	大河内堰	芹ヶ野川	山神堰		
〃	永作段堰	〃	芹ヶ野堰	大里川	宇都堰
〃	太郎坊堰				
		酔之尾川	井手下堰	重信川	外戸堰
五反田川	下名堰	〃	花山堰		
〃	甫並堰	〃	馬橋堰		

### 3-10 各井堰、貯水池一覧表

#### 1 串木野地区

番号	池名	地区名	事業主体	工期	管理者	使用目的	受益面積 (ha)	型式	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤高 (m)	堤長 (m)	現況
1	万福	大丸	いちき串木野市	弘化4年 1847年	いちき串木野市長	灌漑用	50	中心コア	104,000	10	115	築造後136年経過しているが、溜池に異状は認められない。 余水吐が土水路のため洗掘されている。
フェンス他 2	斉連ケ池	斉連ケ池	鹿児島県	S54年	いちき串木野市長	灌漑用	43	前刃金	64,000	7.6	45	昭和53～54年に県営老朽ため池等整備事業により全面改修し、その後異状なし。平成13年度県単独事業で安全柵設置
立札のみ 3	河原	河原	鹿児島県	S62年	地区受益者	灌漑用	18	均一型	10,000	8.2	80	昭和58～63年度老朽ため池等整備事業で改修 平成9年度災害復旧で、底樋張コンクリート改修 平成13年度県単独事業で安全施設の設置
4	串木野ダム	串木野ダム	鹿児島県	S46年	いちき串木野市長	洪水調節	200	傾斜コア型 フィルダム	1,500,000	31.7	134	平成3～11年県営防災ダム事業で改修
5	志母良	志母良	鹿児島県	S56年	いちき串木野市長	灌漑用	7.5	前刃金	48,000	5.5	35	昭和53～54年に県営老朽ため池等整備事業により全面改修し、その後異状なし。平成9年度、底樋油圧改修
門扉 6	小ケ倉	小ケ倉	鹿児島県	S59年	いちき串木野市長	灌漑用	10	前刃金	14,000	6.6	92	昭和55～59年度老朽ため池等整備事業で改修 平成13年度県単独事業で安全施設の設置
7	門前	岩下	いちき串木野市	不明	地区受益者	灌漑用	2	均一型	3,500	6	26	現在、利用されていない。
8	中尾	川畑	いちき串木野市	不明	地区受益者	灌漑用	2	均一型	650	3	15	斜樋、底樋とも欠損のため余水吐から入水している。
9	森菌	川崎	いちき串木野市	不明	地区受益者	灌漑用	6	均一型	2,800	5	23	60年災害復旧にて改修
10	小菌	小菌	いちき串木野市	不明	地区受益者	灌漑用	5	均一型	4,500	4	30	現在、利用されていない。
フェンス他 11	六反田	下名	いちき串木野市	不明	いちき串木野市長	灌漑用	5.6	均一型	12,000	3	44	取水栓が水栓、堤体は波浪により浸食されている。 平成13年度県単独事業で安全施設の設置
フェンス他 12	床虫堀	八房	いちき串木野市	不明	地区受益者	灌漑用	5	均一型	9,400	2	65	斜樋と底樋の接合部が悪く漏水している。 平成13年度県単独事業で安全施設の設置
13	海土泊	海土泊	いちき串木野市	不明	地区受益者	灌漑用	2	中心コア	5,400	4	60	斜樋と底樋の接合部が悪く漏水している。 余水吐下流の水路が被災している。
フェンス他 14	平山	平山	いちき串木野市	不明	地区受益者	灌漑用	—	中心コア	2,500	5.6	40	平成12年度県営事業で、ブロック積み、シート張りで改修 平成13年度県単独事業で安全施設の設置
15	片白	河原	いちき串木野市	不明	地区受益者	灌漑用	—	中心コア	4,500	7.4	29	平成9年度県単独事業にて改修（シート張り）

## 2 市来地区

番号	池名	地区名	事業主体	工期	管理者	使用目的	受益面積 (ha)	型式	貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤高 (m)	堤長 (m)	現況
101	市来ダム	椎皮道下	鹿児島県	S45年 ～S56年	いちき 串木野市長	防災用	225	中心コア型ロ ックフィルダム	2,103,000	41	130	平成7～11年度県営防災ダム事業で改修。
102	茶園池	詰城東平	いちき 串木野市	不明	地区受益者	灌漑用	0.2	均一型	60	1	20	現在、利用されていない。 平成13年度県単独事業で安全施設の設置。
103	岩板池	八幡	いちき 串木野市	不明	地区受益者	灌漑用	0.8	均一型	240	1	43	現在、利用されていない。 平成13年度県単独事業で安全施設の設置。
104	北条川尻池	北条川井尻	いちき 串木野市	不明	地区受益者	灌漑用	4	均一型	2,000	2	27	斜樋が堤体部と分離しているため漏水している。 平成13年度県単独事業で安全施設の設置。
105	溜池	瀬戸口	いちき 串木野市	不明	地区受益者	灌漑用	5.7	前刃金	11,000	3.8	37	平成4年度災害復旧事業で改修。 平成13年度県単独事業で安全施設の設置。
106	珍ノ山池	大丸	いちき 串木野市	不明	地区受益者	灌漑用	5	均一型	5,000	4.5	25	現在、ほとんど利用されていない。 平成13年度県単独事業で安全施設の設置。
107	観音ケ池	池ノ平	いちき 串木野市	不明	いちき 串木野市長	灌漑用	21	均一型	11,000	6	52	斜樋の老朽化が著しく改修の予定あり。 平成13年度県単独事業で安全施設の設置。
108	新観音ケ池	観音ケ迫	いちき 串木野市	不明	いちき 串木野市長	灌漑用	21	前刃金	60,000	5	60	斜樋の老朽化が著しく改修の予定あり。 平成13年度県単独事業で安全施設の設置。
109	車田池	車田	いちき 串木野市	平成12年	いちき 串木野市長	灌漑用	5	均一型	1,330	3	50	基盤整備促進事業平ノ木場地区で新設。

## 3-11 防災ダム

ダム名	串木野ダム	市来防災ダム
河川名	五反田川（2級河川）	八房川（2級河川）
位置	生福大六野	大字川上椎皮道下
管理責任者	農政課長	農政課長
管理担当者	耕地係長	耕地係長
ダム形式	傾斜コア型ロックフィルダム	中心コア型ロックフィルダム
堤高	31.7m	41.0m
堤長	134.0m	130.0m
上流面勾配	1 : 2.5	1 : 2.6
下流面勾配	1 : 2.0	1 : 2.0
堤頂巾員	8.0m	8.0m
堤体積	162,000m <sup>3</sup>	232,000m <sup>3</sup>
基礎地質	凝灰岩	両輝石安山岩
集水面積	13.0km <sup>2</sup>	16.0km <sup>2</sup>
総貯水量	1,660,000m <sup>3</sup>	2,103,000m <sup>3</sup>
有効貯水量	1,500,000m <sup>3</sup>	1,930,000m <sup>3</sup>
計画堆砂量	160,000m <sup>3</sup>	173,000m <sup>3</sup>
計画水位	E L 77.0m	E L 91.5m
計画洪水位	E L 79.2m	E L 95.0m
最低水位	E L 61.3m	E L 72.5m
ダム天端	E L 81.7m	E L 98.3m
越流部標高	E L 77.0m	E L 95.0m
基礎標高	E L 50.0m	E L 57.0m
第1放水ゲート	1,820×1門	2,000×2,000
第2放水ゲート	1,820×1門	2,000×2,000

## 3-12 防災重点農業用ため池

番号	名称	所在地	総貯水量 (m <sup>3</sup> )
1	平山池	羽島	2,500
2	森菌池	生福	2,800
3	志母良池	生福	48,000
4	六反田池	海瀬	12,000
5	床虫堀池	八房	9,400
6	溜池	湊町	11,000
7	北条川尻池	大里	2,000

## 3-13 交通途絶予想箇所

関係地域 振興局 支所	路線名	河川名	予想される 事 態	同左区域	同延長 (m)	代替路線名	備考
日置	川内・串木野線	なし	崩土	荒川浜	3,800	なし	A
〃	〃	なし	崩土	羽島	2,100	なし	A
〃	〃	なし	高潮	白浜	300	なし	A
〃	郷戸市来線	八房川	落石	舟川	2,700	山田湯之元 停車場線	B
〃	〃	なし	落石	川上	230	串木野樋脇 線	C
〃	荒川・川内線	なし	落石	荒川(1)	150	国道3号	B
〃	〃	荒川	崩土	荒川(2)	400	〃	B

参考 ABCは次に区分による

- A 交通量1日1,000台以上の国道並びに幹線的かつ唯一の線路及び河川の重要水防区域に関する箇所、主要地に通じる時に緊急交通を確保する路線
- B 主要地に通じる緊急交通を確保する路線、交通量1日500台以上
- C A、B以外の路線

## 4 避難に関する資料

## 4-1 指定避難所

(令和6年4月1日現在)

地域	対象地区	避難場所の名称	収容人員	所在地	電話番号	海拔(約)
串木野地域	冠岳地区	旧冠岳小学校体育館	124人	冠岳12844-1	—	114m
		○冠岳交流センター	100人	冠岳13511-2	32-0760	131m
	生福地区	○生福小学校	40人	生福8605	32-3307	30m
		生冠中学校体育館	292人	生福8551	32-3377	32m
	上名地区	○串木野中学校体育館	400人	日出町700	32-1735	27m
		○上名交流センター	120人	麓817	32-8770	14m
		串木野小学校体育館	400人	日出町536	32-1738	23m
	中央・大原・照島地区の一部	○市民文化センター(中央公民館)	686人	昭和通133-1	33-5655	14m
	本浦地区の一部	願船寺	80人	栄町23	32-3006	12m
		○中央交流センター	150人	元町236	33-1231	6m
		浄宝寺	50人	本浜町38	32-2504	15m
	照島地区	無量寺	50人	西島平町375	32-1727	8m
		○照島小学校体育館	100人	照島5453-3	32-4446	8m
		串木野特別支援学校体育館	400人	八房1041	32-4105	22m
	本浦地区のうち小瀬・新生町・照島地区一部	串木野体育センター	451人	長崎町91	32-1899	7m
		○串木野高齢者福祉センター	334人	新生町183	32-9570	12m
		働く女性の家	284人	新生町183	32-7130	12m
		串木野高等学校体育館	400人	美住町65	32-2064	8m
		○本浦交流センター	100人	西浜町1-1	33-2371	2m
	野平地区	串木野西中学校体育館	400人	平江20226-1	32-1744	8m
○野平交流センター		235人	平江20271-5	32-3050	4m	

	羽島地区	○羽島交流センター	167人	羽島5218	35-0014	21m	
		羽島小学校体育館	400人	羽島5359	35-0009	15m	
	荒川地区	○荒川交流センター	92人	荒川2450-1	32-8809	32m	
		荒川小学校体育館	100人	荒川2347-1	32-2010	32m	
	旭地区	○旭交流センター	100人	金山14103-1	32-8811	84m	
		旭小学校体育館	200人	金山14067	32-1724	80m	
		芹ヶ野公民館	40人	芹ヶ野15367-2	—	50m	
	土川地区	○土川交流センター	88人	羽島9675	35-0887	4m	
	市 来 地 域	川南・ 川北地区	市来体育館	500人	大里5547-1	36-2881	3m
			市来中学校体育館	500人	大里3764	36-2056	3m
			市来小学校体育館	300人	大里3731	36-2006	2m
			○川北交流センター	100人	大里5664	—	5m
			○川南交流センター	80人	大里3246-1	—	9m
湊・湊町 地区		市来農芸高等学校体育館	400人	湊町160	36-2341	4m	
		○いちきアクアホール	100人	湊町1丁目102	21-5800	4m	
		市来高齢者福祉センター	80人	湊町1丁目102	36-4558	3m	
		漁民会館	80人	湊町1丁目103	36-2009	3m	
		浄泉寺	80人	湊町3丁目93	36-2102	5m	
		西村寺	80人	湊町1丁目95	36-2022	3m	
		市来保健センター	80人	湊町1丁目115	36-5059	2m	
		市来保育園	80人	湊町1丁目253	36-2166	2m	
川上地区		川上小学校体育館	300人	川上1200	36-2044	10m	
		○川上交流センター	100人	川上978	36-4334	22m	
		川上生活改善センター	60人	川上1707	36-2918	28m	
		市来川上郵便局	30人	川上1215-1	36-2221	11m	
全地区		総合体育館	1,000人	生福5298-3	32-8588	44m	

※ ○印は第1次配備の避難場所とし、他の場所は必要に応じて開設（海拔は津波対策として参考的に掲載する。）

※総合体育館は大規模災害発生時の長期的な避難が必要となった場合に開設

## 4-1-2 指定緊急避難場所

	指定緊急避難場所	洪水 (内水氾濫を含む)	崖崩れ、土石流 (土砂災害)	地震
1	旧冠岳小学校体育館	○		○
2	冠岳交流センター	○		
3	生福小学校	○	○	○
4	生冠中学校体育館	○		○
5	串木野中学校体育館	○	○	○
6	上名交流センター	○	○	○
7	串木野小学校体育館	○	○	○
8	市民文化センター	○	○	○
9	願船寺	○	○	
10	中央交流センター	○	○	
11	浄宝寺	○	○	
12	無量寺	○	○	
13	照島小学校体育館	○	○	○
14	串木野特別支援学校体育館	○	○	○
15	串木野体育センター	○	○	○
16	串木野高齢者福祉センター	○	○	○
17	働く女性の家	○	○	○
18	串木野高等学校体育館	○	○	○
19	本浦交流センター		○	○
20	串木野西中学校体育館	○	○	○
21	野平交流センター		○	○
22	羽島交流センター	○		○
23	羽島小学校体育館	○	○	○
24	荒川交流センター	○		
25	荒川小学校体育館	○		○
26	旭交流センター	○		
27	旭小学校体育館	○		○
28	芹ヶ野公民館	○	○	○
29	土川交流センター			○
30	市来体育館		○	○
31	市来中学校体育館		○	○
32	市来小学校体育館		○	○
33	川北交流センター		○	○
34	川南交流センター	○	○	
35	市来農芸高等学校体育館	○	○	○
36	いちきアクアホール		○	○
37	市来高齢者福祉センター		○	
38	漁民会館		○	
39	浄泉寺	○	○	
40	西村寺		○	
41	市来保健センター		○	
42	市来保育園		○	○
43	川上小学校体育館	○		○
44	川上交流センター	○	○	○
45	川上生活改善センター	○		
46	市来川上郵便局	○	○	
47	総合体育館	○	○	○

## 4-1-3 福祉避難所

## 1 市の施設

避難場所の名称	所有者	受入可能 人数	所在地	電話番号
串木野健康増進センター	いちき串木野市	5人	新生町183-3	33-3450

## 2 民間の施設

避難場所の名称	所有者	所在地	電話番号
介護老人保健施設 ライフハーバーいちき	医療法人杏林会	大里2901番地2	36-5353
介護老人保健施設 さるびあ苑	医療法人慈正会	春日町63番地	32-8841
介護老人保健施設 ゆくさ白浜	医療法人親貴会	羽島265番地15	35-0800
介護老人保健施設 希望	医療法人聖愛会	春日町116番地	33-1217
高齢者多機能福祉施設 光里苑	株式会社光里苑	湊町2744番地1	29-5575
特別養護老人ホーム 吹上園	社会福祉法人慈昂会	大里992番地	36-3060
養護老人ホーム 市来松寿園	社会福祉法人慈昂会	大里992番地	36-2114
地域密着型小規模特別養護老人 ホーム 吹上園ふもと	社会福祉法人慈昂会	麓2775番地1	29-3070
特別養護老人ホーム 潮風園	社会福祉法人照島会	別府3570番地	32-5780
てんとうむし	特定非営利活動法人 てんとうむし	麓815番地	29-5630

- ※ 福祉避難所は、一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者について、福祉避難所での避難生活が必要であると市が判断した場合に開設するものとする。
- ※ 福祉避難所への要配慮者の移送は、当該要配慮者を介助する者が行う。
- ※ 避難の際は、要配慮者を介助する者が同伴し、当該同伴する者が要配慮者の介助を行う。

## 4-2 屋外の主要避難適応場所（津波対策用）

地域	対象地区	主要避難適応場所	海拔(約)	地域	対象地区	主要避難適応場所	海拔(約)
串木野地域	土川地区	土川配水池付近	52m	串木野地域	照島地区	照島東公園	11m
	羽島地区	れいめいふれあい公園	21m			ひばりが丘団地付近	13m
		ふれんどパーク羽島	36m			郷之原第2公園(ねずみ公園)	15m
		悟入寺付近	24m			唐船塚(市道旧国道線)	29m
		松尾団地付近	27m			別府(段の山)	26m
		海の上墓地付近	28m			別府公民館付近	14m
		ゆくさ白浜付近	29m			木原墓地公園(頂上付近)	45m
	荒川地区	中向公民館付近	42m			串木野特別支援学校付近	22m
		荒川小学校	32m			衛生センター付近	42m
		荒川生コンクリート付近	38m				
	野平地区	深田神社付近	14m	湊・湊町地区	湊中央公園	6m	
		平江岡	15m		小原台地(橋ノ口公民館付近)	7m	
		ちかび展示館付近	48m		小城団地付近	14m	
		愛宕山(農道愛宕山線)	54m		安茶ヶ原付近	24m	
					外戸公民館付近	53m	
	本浦地区	讃岐公園(えびすヶ丘公園)	16m		北ノ原付近	45m	
		シルバー人材センター付近	21m		川南地区	戸崎地区多目的広場	22m
		福祉・健康の森(健康増進センター付近)	15m			戸崎東口付近	43m
	大原地区	市役所串木野庁舎・市民文化センター付近	15m			ライフハーバーいちき付近	18m
		大原公園(串木野郵便局付近)	19m			松寿園、吹上園付近	15m
		串木野小学校	23m	川南保安林(御霊神社)付近	25m		
	上名・中央地区	串木野中学校	27m	川北地区	川北スポーツ公園	25m	
		浜ヶ城付近	26m		陣ヶ迫交差点付近	20m	
上名交流センター		14m	巖島神社(佐保井)付近		24m		
生福地区	多目的グラウンド	42m	巖島神社(下手中)付近		23m		

## 4-3 いちき串木野市避難所運営マニュアル

### 1 事前対策

#### (1) 避難所管理責任者の配置及び避難所管理責任者の業務

- ① 避難者の把握
- ② 必要物資の管理
- ③ 災害時要援護者への支援

#### 〈マニュアル・帳簿類の整備〉

(主な例示)

- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| ① 避難者名簿                  | ⑤ 災害時要援護者リスト      |
| ② 避難者用物品受け払い簿            | ⑥ 避難所施設に要した物品受払帳簿 |
| ③ 避難所設置報告書（設置日時・収容状況記録表） | ⑦ ボランティア受付簿       |
| ④ 施設の安全チェックリスト           | ⑧ 現金出納簿           |
|                          | ⑨ 寄贈物資受払簿         |

#### (2) 避難所開設訓練の実施

##### ① 避難所の周知

災害時に避難所が効果的に機能するためには、行政側の日ごろの準備が必要である。

##### ② 避難所開設訓練の実施

日ごろから市職員と教育委員会とが連携をとる等実践的な避難所開設訓練を実施する。

#### 〈避難所開設訓練のメニュー〉

(主な例示)

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| ① 実際に指定されている避難所を活用する。              | ⑧ トイレの使用可否の確認（仮設トイレの備蓄がある場合は、組み立て訓練を実施） |
| ② 実際に避難する住民と共同し、情報を共有すること          | ⑨ 防災資機材倉庫の開錠、備蓄資機材の確認、各種機器の使用体験         |
| ③ 避難誘導                             | ⑩ 掲示板の設置                                |
| ④ 施設の開錠                            | ⑪ 電話・FAX等通信機器の設置                        |
| ⑤ 施設の被災状況の確認                       | ⑫ 生活ルールの確認                              |
| ⑥ 被災者カード（資料2）の配布、避難者人数、家族構成等の確認、集約 | ⑬ 避難所生活の役割分担（責任者の決定・連絡員の設定）             |
| ⑦ 水道水（飲料水等）の使用可否の確認                | ⑭ テレビ・ラジオ等の設置                           |
|                                    | ⑮ ボランティア受け入れ訓練                          |

※避難所開設訓練や自主防災組織を支援する災害時のリーダーシップを地域単位で訓練する。

### 2 発災～3時間程度

#### (1) 避難者の誘導及び安全確認

- ① 施設職員又は警備職員等（夜間や施設が閉館の場合等）が避難所（学校等指定されている施設）を開錠する。
- ② 傷病者の救護、避難誘導灯は避難者の協力を求める。

- ③ 避難所の被害状況や安全確認は、目視で3ランク（A～C等）に区分する（資料1）
- 「A」＝安全性は特に問題なし。直ちに使用可能  
「B」＝散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし。  
「C」＝被害甚大につき使用不能
- ④ 避難者を一時的に、安全確認された施設等に避難誘導する。
- (2) 避難所の区域設定
- ① 避難者立ち入り禁止区域の設定
- ② 避難者スペースの設定
- ③ 避難所運営組織の活動拠点や医療救護所スペース等の確保  
（あらかじめ避難所ごとに各区域を設定した平面図を作成しておく。）
- (3) 避難所設営の準備
- ① 避難所を開設する場合、市は、各避難場所ごとに市の職員を派遣・駐在させる。
- ② 防災関係設備の確認（防火設備、放送設備、非常電源等）
- ③ 備蓄物資の確認
- ④ 散乱危険物の除去や清掃等の実施
- ⑤ トイレの確保、設置
- ⑥ その他入浴施設や給食施設の使用確認
- (4) 避難所開設の報告

#### 〈避難収容該当者〉

- ・市が決定した避難勧告・避難指示に基づき又は緊急避難の必要に迫られ住居を立ち退き避難した者
- ・住家災害により全焼、全壊、流失し又は半焼、半壊若しくは床上浸水の被害を受け日常生活する場所を失った者
- ・以上の他住家等の危険を察して自主避難した者

- ① 避難者に避難者カード（資料2）を配布し、記入後回収
- ② 避難所管理責任者は、避難所開設の日時、場所、避難者数、被害及び避難状況、開設期間、管理責任者等を市災害対策本部へ報告する。（資料3）
- ③ 避難所が不足し、一時的に被災者を受け入れるための野外受け入れ施設を開設する場合も、①の業務を実施し、報告する。
- ④ 市で準備した野外受け入れ施設の資材が不足した場合には、①の報告時にテント等避難所設営関係の調達を県災害対策本部へ依頼する。
- (5) 応急危険度判定士の支援要請
- 避難所としての使用可否確認のため、被害の規模等により必要な場合は、県に「被災建築物応急危険度判定士」の支援を要請する。
- (6) 通信手段の確保
- ① あらかじめ各避難所ごとに電話の開設あるいは携帯電話の配布を実施する。
- ② 防災行政無線（移動系）の避難所への配備を検討する。

- ③ 避難所間のインターネットを活用する。
- ④ 伝令要員（バイク・自転車・徒歩）を確保する。

### 3 発災後1日～避難所生活

#### (1) 避難者の確認

##### ① 避難者カード（資料2）の配布・回収

区域設定で定めたスペースに避難者を誘導後、避難者カードを配布し、記入後回収する。

##### ② 避難者の把握

避難者カードは、必要な食料や物資の算出、組（班）の編制のデータ等になるので、配布漏れや記入漏れがないようチェックする。

また避難者名簿を作成し、名簿には特別な食料の要否（アレルギー、乳児、宗教的理由等）、医療関係での対応の要否、介助の要否、言語の違いによる通訳の要否等を記入する欄を設け、以後の対応の資料とする。

##### ③ 避難者の移送

避難所管理責任者は、人数超過等により、避難所に被災者を受け入れることが困難な場合には、各支所に報告する。

また市で対応が困難な場合には、県災害対策本部へ要請する。

（移送方法については、市と県災害対策本部が協議し、実施する。）

#### (2) 運営組織の確立と避難者中心の組織への移行

##### ① 施設職員で組織を編成

発災直後は、避難所からの報告や救援物資等の要請を速やかに行えるよう、避難所の職員が中心となって避難所の運営組織を立ち上げる。（避難所及び支所近辺に居住する職員が参集し、初動体制を確立する。）

##### ② 組（班）の編成及び代表者選出

避難者の中で組（班）を編成し、代表者を選出し、給水、給食、日用品等の必要数等の把握及び配布、情報の収集・伝達等を組織的に実施し、避難所生活が円滑に実施できるように努める。

##### ア 組（班）の構成

班の構成は日常の自治組織を活用できるような居住地区ごとに編成し、組織的に機能できるよう配慮することが望ましい。

##### イ 組（班）の代表者

避難所内でのトラブルの発生を防止する目的で、代表者及び副代表者を選出する。

##### ③ 避難者及びボランティア中心の組織編成

避難所開設の目的は、避難者が1日でも早く自立していくことで、短期間の緊急避難が基本である。そのためには、発災後3日までには避難所の運営を避難者による自主管理体制に移行し、職員等は、後方支援業務に従事するように努める。

#### (3) 水の供給（飲料水・生活用水等）

##### ① 水道施設の被害状況確認

- ア 受水槽、高架水槽の被害の有無、水質状況の確認
- イ 揚水ポンプの運転可否の確認
- ウ 散水栓の使用の可否の確認
- ② 近隣の「給水拠点」の確認及び給水（飲料水）
  - ア 近隣の浄水場・給水所・応急給水槽の稼働状況確認
  - イ 給水拠点での飲料水の給水（給水拠点における住民対応は市）
- ③ 災害時用の井戸水や、プールの水の状況把握及び給水（主に生活用水）
  - ア 飲料水としての水質の確認
  - イ 給水のための設備（浄水機、エンジンポンプ等）の確認
- ④ 飲料水等の緊急要請
  - ア 要請ルートの確認
  - イ 必要水量の把握（飲料水は一人1日3ℓが目安）
  - ウ 車両輸送を受ける場合は、受水槽の設置場所等の受け入れ体制の調整
- ⑤ その他
  - 水道施設の復旧状況の確認
- (4) 食料・生活必需品の調達・供給
  - ① 必要物資の品目、数量確認及び備蓄調達物資の配布
 

避難所管理責任者は、避難者の人数を確認後、必要な物資を配布する。発災直後は市備蓄及び市調達物資により対処することになるので、各支所では調達（備蓄）品目の選定（高齢者への配慮）、備蓄倉庫の整理等をしておく。
  - ② 不足する物資の把握、供給要請
 

避難所の管理者は、不足する物資を各支所へ要請する。市が不足する物資は県災害対策本部へ要請する。

※救援物資の受け入れに当たり避難所では、物資受け入れ体制及び配布体制を確立しておく。

市は、避難所への輸送経路、輸送方法、救助物資の調達先、配分方法等を（災害救助法施行細則に定めるところにより）確立しておく。
  - ③ 炊き出し用食料の要請及び提供
 

炊き出しによる食事を提供する場合、体制の整備（人手の確保）、炊き出しに必要な道具の調達や水・熱の確保をしておく。
- (5) し尿処理・ゴミ処理
  - ① 水洗トイレの使用の可否の確認
  - ② 水洗トイレが使用可能であっても断水している場合には、学校のプールや防災用井戸により水を確保し、活用する。
  - ③ 仮設トイレ等の設置
 

避難所において水洗トイレの使用が不可能な場合には、市は便槽付きの仮設トイレ等を設置し、避難所の衛生環境の確保を図る。機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配

慮したものを考慮する。また事前にし尿処理体制を確立しておく。

④ 臨時集積所の設置

事前にごみの集積可能な場所を選定しておき、臨時集積所への分別を徹底した上で排出する。

⑤ ごみの排出ルールの確立

地域を担当する自治会の清掃部門と連携し、避難所における円滑なごみ排出ルールを確立し、避難者に周知する。

(6) 情報の収集及び伝達

① 情報担当の選任

避難所の運営組織に情報担当を設置し、情報の窓口の一本化を図り、錯綜した情報の混乱を避ける。

避難所管理責任者は、事前に必要な情報を収集するため、各種機関への連絡先の一覧表を作成しておく。

情報の収集方法は、テレビ・ラジオ・新聞・インターネット等あらゆる手段を活用する。

② 掲示板等の設置

情報担当者は、避難者の見やすい場所（出入り口等）に掲示板を設置し、情報を提供する。常に新しく正確な情報を提供する。

また掲示板には、避難所の生活ルールや避難所の平面図等を掲示し、避難者に周知する。

③ テレビ・ラジオ・電話・FAX等の設置

避難者の不安を取り除くために極力早く設置する。娯楽の提供にも配慮する。

(7) ボランティアの受け入れ体制の確立

避難所の運営を避難者による自主管理体制に移行するに当たり、ボランティアにも参画してもらおうよう努める。またボランティアの受け入れを積極的に実施できる市の体制の確立が求められる。避難所におけるボランティアの受け入れに当たっては、ボランティア受付表（資料4）を作成し、参加者の確認及び人員の把握ができる体制を確立する。

## 4 長期化への対応

### 〈避難所の開設期間〉

災害救助法で定められた避難所の開設、収容、保護の期間は、災害発生の日から7日間とするが、それ以前に逐次退所させ、期間内に退去が完了するよう努める。

期間内に退去することができず継続する場合で、その人数が少数の場合は、市独自の収容として実施する。多数の場合は、期間延長の申請を県に行う。

(1) プライバシーの確保

① 体育館のような広い避難場所では、避難者のプライバシーを確保することは難しいが、早い段階で各世帯単位でパーティション等で間仕切りをすることが望ましい。

② 避難者カードや個別の相談等により知り得た個人情報、避難者名簿等に記入し、食事医療面で配慮を実施することになるが、こうした名簿等は必ず職員が管理することとし、避難者のプライバシーには十分に配慮する。

## (2) 相談体制の確立

- ① 避難者の不安、疑問、不満等に個別に相談できる相談窓口を設置し、ストレスの軽減に努める。

また避難者がだれでも気軽に相談できる雰囲気をつくることにより、避難者の意見を聞き、避難所運営の改善に努める。

- ② 避難者の意見や相談を受けながら、避難者の自立の方法を探り、1日でも早く自立できるよう努める。

## (3) 食事メニューの改善

避難者への食事の提供は、当初の非常食から運営組織による炊き出しに移行されるが、避難生活が長期化すると、同じような食事になりがちである。時々偏った食事になっていないかチェックし、栄養バランスのとれた食事を提供する。

## (4) 避難所の統廃合

- ① 避難所は短期の緊急避難が基本である。設置期間が長期にわたる場合は、避難所となっている施設は、本来の目的で使用できない等問題が生じてくる。

そこで段階的に避難所を縮小・統合等を行い、避難所の閉鎖に向けて取り組むことが必要である。

〈例〉

## ・ 避難所を縮小・統合

自立し避難所を退所した避難者のスペースを残っている避難者で分けるのではなく、避難所を縮小し、また、避難者が少なくなってきたら他の避難所との統合を検討する。

## ・ 避難者の現状把握

避難所のさらなる長期化を防ぐため、避難者のおかれている現状を明確に把握することが必要である。避難所の縮小・統合又は閉鎖するために障害となる問題点は何か等の調査を行ったり、個別相談を実施する。

## ・ その他仮設住宅や公設住宅の避難者の居住スペースの確保等を実施する。

## 5 災害時要援護者対策

## (1) 地域に居住する災害時要援護者に対する支援対策

- ① 避難所における当面の災害時要援護者支援対策  
 ② 災害時要援護者に対応した救援・救護対策  
 ③ 長期化する避難所生活に対する災害時要援護者支援対策

## 〈避難所における当面の災害時要援護者支援対策〉

〈課題と方針〉

災害時要援護者は、日常的に介護、支援等が必要であり、災害時においても介護等は不可欠である。避難所における生活が長期化する場合には、日常的な介護・支援等ができるようにきめ細かな配慮を行う。

- ④ 災害時要援護者に応じた避難所の設備、機器等の設置

【支援内容】

車イス、障害者に利用しやすいトイレ、文字放送付きテレビ、ファックス、パソコン、見えるラジオ等の情報機器

⑤ 災害時要援護者に配慮した対応

【支援内容】

トイレに近い場所、和室や採光等の良い部屋、階段を使わなくても行動できる場所

(2) 災害時要援護者に対応した救援・救護対策

〈課題と方針〉

多くの災害時要援護者は、健康者とは異なる生活環境が必要である。そこで避難所における生活に著しい支障が生じないように、災害時要援護者に応じた日常品・物資の配布等や持病等に対する医療措置等の対策を講じる。

① 災害時要援護者に応じた生活・物資の配布

【支援内容】

(高齢者) 車イス、障害者用携帯トイレ、紙おむつ

(障害者) 文字放送テレビ、ファックス、見えるラジオ、車イス、障害者用携帯トイレ、紙おむつ、補装具等

(乳児等) 哺乳びん、粉ミルク、ポット、紙おむつ、幼児用肌着等

② 災害時要援護者の行動等を支援する人材の確保

【支援内容】

(日常的な行動に介護を要する者) …ホームヘルパー

(聴覚障害者への情報伝達) ……手話通訳者

(失聴・難聴者) ……要約執筆者

(重度の視覚障害者) ……ガイドヘルパー

(重度の脳性麻痺等全身障害者) ……ガイドヘルパー

③ 放置すると生命にかかわる持病等を有した災害時要援護者に対する対策

【支援内容】

・人工透析を必要とする災害時要援護者への救急医療対応

人工透析は、慢性腎臓障害患者に対して、定期的かつ継続的な実施が不可欠であり、クラッシュ・シンドロームによる急性腎障害患者にも必要な医療措置である。市は、災害時要援護者台帳から人工透析患者を把握し、その所在を確認するとともに、医療機関と連絡調整を図り、人工透析患者を受け入れる体制を確保する。

・難病患者等災害時要援護者への救急医療対応

難病の治療等には、特定の医薬品が不可欠であり、常に確保し、使用することが求められる。また難病である災害時要援護者においては、長期間の療養が余儀なくなされており、ストレスが大きく、家族等の肉体的、精神的な負担も大きいことから、発災時から速やかな医療体制の確保及び家族の負担を軽減できる環境等への配慮が必要である。

市は、災害時要援護者台帳から難病等の患者を把握し、その所在を確認するととも

に、医療機関との連絡調整を図り、医薬品等の確保等難病治療が滞ることがないように治療体制を確保する。

〈参考〉難病等の治療に必要な医薬品

A L S等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品、糖尿病のインスリン等

・低肺機能者である災害時要援護者への救急医療対応

呼吸器や心臓の機能障害者等により、酸素吸入を必要とする低肺機能患者に対しては、小型酸素ボンベの携帯が必要である。酸素の充填機やスペアボンベが必要である。

(注) 災害時要援護者台帳等に登録されていない人工透析や難病治療等を要する被災患者に向けて、テレビをはじめ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、市が実施している救急医療体制に関する情報を提供する。

#### ④ 長期化する避難所生活に対する災害時要援護者支援対策

〈課題と方針〉

災害時要援護者は、日常的に介護、支援等を要し、治療が必要な者が多いにもかかわらず、避難所で不便な生活を強いられることになる。

そこで避難所における生活が長期化する場合には、日常的な介護等の支援だけでなく、健康管理の指導や避難所生活に対する不満等に関しても、きめ細かな配慮に心がける。

【支援内容】

・救護所等の設置

災害時要援護者の多くは、持病を有しており、避難所における生活が長期化すると持病が悪化したり、新たな病気にかかったりすることが懸念される。こうした状況にならないように避難所の規模に応じて救護所の設置、看護師等の常駐などの措置を講じて、健康管理に対応する。

・災害時要援護者に対するメンタルケアの実施

避難所生活が長期間になると健康者でもストレスにより体調を崩すことがあるほど精神的な負担が大きい。まして災害時要援護者においては、生活の不安、避難所における不便さ等精神的なストレスが大きいことから、精神科医師の配置を行い、メンタルケアを実施する。

また児童相談所等では、被災した児童の精神不安の軽減を図るため、避難所に出張してメンタルケアを早期に実施する。

#### ⑤ 災害時要援護者のプライバシー確保対策

【支援内容】

避難所の生活が長期化する場合には、プライバシー保護対策が重要であり、特に災害時要援護者には、プライバシー保護に配慮する目的で、災害時要援護者ゾーンの設置、他の避難者との間にパーティションや衝立等による間仕切りなどの設置をする必要がある。

#### ⑥ 被災者悩み事相談所の設置

【支援内容】

避難所生活が長くなれば、被災に伴う生活再建への不安、避難所における生活への不満等の多くの悩みや不満を持つことになる。こうした悩みや不満に対処するため、避難所に「悩み事相談所」を設置する。

## (参考1)

## 避難所における共通理解ルール(例)

避難する方は、ルールを守るよう心がけてください。

## 災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点である。
- 2 避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者の代表者からなる避難所運営委員会(以下「委員会」という。)を組織する。
  - ・委員会は、毎日午前\_\_\_\_時と午後\_\_\_\_時に定例会議を行う。
  - ・委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成する。
  - ・避難者の個々の要望や提案については、各組(班)の代表者をとおして実施する。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するころをめどに閉鎖する。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要がある。
  - ・避難所を退所するときは、委員会に転居先を連絡する。
  - ・犬、猫など動物類(ペット)を室内に入れることは禁止する。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難(入室)を禁止する。
  - ・避難所では、利用する部屋の移動を定期的実施する。
- 6 食料、物資等は、原則として全員に配給できるまでは配給しない。
  - ・食料、生活物資は避難者の組(班)ごとに配給する。
  - ・特別な事情がある場合は、委員会の理解と協力を得てから実施する。
  - ・配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく実施する。
  - ・ミルク、おむつなど特別な要望については\_\_\_\_室で対処する。
- 7 消灯は、午後\_\_\_\_時とする。
  - ・廊下等は点灯したままとし、体育館等は照明を落とす。
  - ・管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため、点灯したままとする。
- 8 放送は、午後\_\_\_\_時で終了する。
- 9 電話は、午前\_\_\_\_時から午後\_\_\_\_時まで、受信のみ実施する。
  - ・放送により呼び出しを行い、伝言を伝える。
  - ・公衆電話は、緊急用とする。
- 10 トイレの清掃は、午前\_\_\_\_時、午後\_\_\_\_時に、避難者が順番を決めて実施する。
  - ・清掃時間は、放送で伝える。
  - ・水洗トイレは、大便のみくみ置きバケツの水で流す。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止する。
  - ・裸火の使用は厳禁とする。

※避難者は、当番などをとおして自主的に避難所運営に参加する。

※下線部は、任意に設定する。

※避難所を設置後、速やかに掲示する。

## (参考2)

## 避難所運営のチェックリスト

(標準的な例示)

状況	主なチェック項目	チェック
発災から3時間程度	避難所の開錠（事前に決めている施設管理等）	
	避難所の被災状況の確認、安全確認（資料1）、開設（資料3）	
	避難所の生活スペースの確保	
	安全が確認された避難所へ、市が発令した避難勧告及び避難指示に基づき避難誘導（指示あるまでは自宅待機。避難者に協力を求める。自主避難者も含める。）	
	避難者カード（資料2）の配布・回収（避難者の確認）	
	避難所施設職員を中心とした避難所運営組織の編成 情報連絡員（災害の概要を周知した職員）、外来者等への対応窓口、避難者対応職員の設置（組織表の掲示及び名札・腕章等の携帯）	
	水道を含むライフライン施設の被害状況の確認 井戸水やプールの水の状況把握、生活用水としての使用可否、飲料水等の緊急要請、給水拠点の確認及び給水、飲料水の確保	
	必要な物資の品目、数量の確認及び備蓄調達物資の配布	
	水洗トイレの使用可否の確認 仮設トイレの設営準備及び市災害対策本部への要請準備	
	医療救護所スペースの設置	
発災後3時間から1日避難所生活	避難所におけるルールの確定・周知	
	掲示板の設置	
	不足する物資の把握、供給要請及び救助物資の配布（継続業務）	
	仮設トイレ等の設置	
	避難者の組（班）の編成及び代表者の選出	
	帰宅困難者の受け入れ（継続業務）	
	ボランティアの要請	
	ボランティアセンターの設置（電話、机、イス等）	
	臨時物資集積所の設置	
ごみ排出ルールの確立		

	テレビ、ラジオ、電話、ファックス等の設置	
	ボランティアによるボランティアの受け入れ（資料4）	
	炊き出し用食料の要請及び提供	
	その他食生活及び日常生活への支援	
長期化への対応	避難者及びボランティア中心の組織編成への移行	
	プライバシーの確保	
	避難者からの相談体制の確立	
	食事メニューの改善	
	避難所の縮小・統廃合に向けての取り組み、閉鎖（資料3）	

## 資料 1

## 避難所安全チェックリスト

○チェック基準

「A」＝安全性は特に問題なし。直ちに使用可能

「B」＝散乱物はあるが、建物全体の構造には問題なし

「C」＝被害甚大につき使用不可能

該当施設	区分	チェック	確認事項
施設全体	外観		傾斜、ゆがみ
	柱		亀裂、破断、傾斜
	壁		亀裂、ズレ、変形、剥落
	屋根		亀裂、壁の落下、ゆがみ
施設内	天井		亀裂、壁の落下、ゆがみ
	床		
	照明		
	窓ガラス		
廊下	窓ガラス		破損、飛散の有無
階段	防火シャッター		通行ができるか否か
	非常階段		
給湯・調理室	水道		水道管の破損、水漏れ
	ガス		元栓の損傷
	電気器具		電線の切断、使用の可否
	冷蔵庫、冷凍庫等		転倒、使用の可否
	食器類		転倒、落下、使用の可否
手洗い場、便所	水道 排水		水道管の破損、水漏れ 排水の状況
○その他気づいたこと			
○総合評価			

## 資料2

## 避難者カード

No. \_\_\_\_\_

報告日時						年 月 日 時 分
避難日時						年 月 日 時 分
地域名						
避難所名						
避難所所在地						
避難者氏名	続柄	性別	年齢	介護	特記事項	
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
		男・女	歳	要・不		
問い合わせに対する氏名及び住所の公表の可否					可 ・ 否	
(備考)						

※本様式は世帯単位で記入することを想定

## 資料3

## 避難所《開設・閉鎖》報告書

地 域 名				
避 難 所 名				
避難所所在地				
開設・閉鎖日	開設	令和 年 月 日 時 分	閉鎖	令和 年 月 日 時 分
避難者数	世帯 人 ( 月 日 時 分) 現在			
管理責任者	氏 名		連絡先 (電話)	
報告日時	令和 年 月 日 時 分			
報告者	所属名 氏 名		連絡先 (電話)	
被害状況 及び 避難状況				

(注) 1 開設・閉鎖のいずれかに○をする。

2 施設ごとに作成する。

## 資料 4

## ボランティア受付表

No.	氏名 住所 電話番号	参加日 (参加日の欄に○を記入する)					
		/	/	/	/	/	/
	(男・女) ( 歳) (職業 )						
	(男・女) ( 歳) (職業 )						
	(男・女) ( 歳) (職業 )						
	(男・女) ( 歳) (職業 )						
	(男・女) ( 歳) (職業 )						
	(男・女) ( 歳) (職業 )						
	(男・女) ( 歳) (職業 )						

## 4-4 災害時要援護者の避難支援ガイドライン

### 1 目的

- 大規模災害発生時に高齢者・障害者等の安全確保を図るためには、市町村において、防災、福祉関係部局及び関係機関等の連携の下、計画的・組織的に避難支援が実施できる体制を早急に整備する必要がある。
- このため、県において、災害時要援護者の避難支援のための「ガイドライン」を策定するとともに、当該「ガイドライン」に基づき、市町村における「避難支援プラン」の作成を促進し、地域の実情に応じた避難支援体制の整備を図る。

### 2 避難支援に必要な取組み例

#### (1) 災害時要援護者の把握・確認

- ・ 市町村は、市町村が保有する情報や、消防団や自主防災組織、近隣保健福祉ネットワーク、福祉関係団体等が有する災害時要援護者に関する情報（住所、氏名、必要な支援内容等）を収集・整理した上で、一元的に把握する。

#### (2) 災害時要援護者に関する情報を管理・共有する仕組みの構築

- ・ 市町村は、把握した情報を常時「災害時要援護者台帳（仮称）」として整理し、管理する。
- ・ また、要援護者本人から同意を得ることを基本として、災害発生時における要援護者の避難支援に必要な情報を防災関係機関、福祉関係機関等において共有・活用できる仕組みを検討し、構築する。

※ 要援護者情報……個人情報の取扱いに十分な配慮が必要。

#### (3) 防災、福祉関係機関・団体等との連携体制の確立

- ・ 市町村は、平時から、社会福祉協議会、障害者団体、近隣保健福祉ネットワーク等の福祉関係機関団体や消防等防災関係機関、自主防災組織、民生委員等との緊密な連携を図り、要援護者の避難支援体制を確立する。

（例）災害時要援護者対策協議会（仮称）の設置

要援護者の避難支援のための訓練、研修の実施

- ・ また、要援護者の状況に応じた避難先を確保するとともに、災害発生時における迅速・的確な避難支援を行うため、平時から、要援護者の受入先として、社会福祉施設等の収容人員やサービス等の内容を把握するとともに、受け入れ可能な社会福祉施設等と、受け入れ時の食事、費用負担等の詳細について協定を締結する。

#### (4) 災害発生時における災害情報の伝達体制の確立

- ・ 市町村は、防災体制の中に福祉関係機関を早期の段階から取り込むなど、要援護者対策を明確に位置づけるとともに、平時に構築した福祉関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者への避難情報の伝達体制を確立する。

また、災害時要援護者が、避難に時間を要することに配慮して、避難勧告・指示の前段階で早期避難が実施できるような伝達体制を検討する。

- ・ 市町村は、視聴覚障害者等に対して、日常使用している携帯電子メールやテレビ電話等

を活用して避難情報を確実に伝達する体制を確立する。

#### **(5) 災害発生時における避難誘導體制の確立**

##### 在宅の要援護者の避難誘導

- 市町村は、消防団、福祉関係機関等とのネットワークを活用し、要援護者の安否確認など必要な支援を行う。

※ 支援する項目・様式等を事前に定め、適時・的確に対応できる体制を整備

- 市町村は、あらかじめ消防団や自主防災組織、近隣保健福祉ネットワーク等の協力を得て、要援護者ごとの避難支援者を定めておく。

災害発生時には、避難支援者は、避難支援プランに基づき、要援護者を避難誘導。

##### 施設入所者の避難誘導

- 施設の管理者は、施設で定めている非常災害対策に関する規定等に基づき、入所者を避難誘導する。

#### **(6) 避難所等における支援体制の確立**

##### 医療救護体制等の整備

- 要援護者の健康管理や介護・ケア等を行う医師、看護師、保健師等による医療救護体制のほか、手話通訳や福祉相談者、ボランティア等の派遣、福祉用具（車イス、杖等）の提供体制を整備。

市町村は、必要に応じて、あらかじめ関係機関及び事業者と協定を締結。

##### 公民館・学校等避難所における対応

- 避難所の責任者は、避難所での要援護者の状況を把握し、施設入所が必要となった要援護者については、市町村災害対策本部等と連携をとりながら社会福祉施設等へ移送。

##### 社会福祉施設・公共的施設等福祉避難所における対応

- 施設の管理者は、要援護者の状況を把握し、市町村災害対策本部等と連携をとりながら、適切な処遇を行う。

- 被災市町村では、要援護者の受入れ体制が十分に整わない場合も考えられるので、隣接市町村とあらかじめ受け入れ協定を締結しておく。

## 4-5 孤立化集落対策マニュアル

### 1 目的

- 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

### 2 孤立化集落対策

#### 1 孤立化のおそれのある集落の把握

##### (1) 市町村

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、鹿児島地域振興局 日置庁舎、NTT等防災関係機関から意見を聴取する。

[孤立化のおそれのある集落 (例)]

- 道路状況
  - 集落につながる道路等において迂回路がない。
  - 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
  - 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
  - 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- 通信手段
  - 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
  - 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

#### 2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日ごろから情報交換に努める。

##### (1) 市町村

- ・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長、班長、消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。

- ・ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、NTTなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
  - ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日ごろから関係者との連携を図る。
  - ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局（携帯型）については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
  - ・ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。
- (2) NTT
- ・ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、避難所等への事前設置型特設公衆電話の設置及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。
- (3) 道路管理者（県・市町村等）
- ・ 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

### 3 孤立化した場合の対応

- (1) 市町村
- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
  - ・ 避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。
  - ・ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。
- (2) 県
- ・ 市町村からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
  - ・ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
  - ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。
- (3) NTT
- ・ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に事前設置型特設公衆電話を開設する。
  - ・ 被災した通信中継局、通信回線等を応急復旧に努める。
- (4) 道路管理者（県・市町村）
- ・ 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を

提供する。

(5) 自衛隊

- ・ 大型ヘリ等による被災状況の把握、救出・救助、安否確認等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ、テント等の資機材を提供する。

(6) 警察

- ・ 安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。

## 4-6 いちき串木野市災害時保健活動マニュアル

## 「フェーズ0」 初動体制の確立（概ね災害発生後24時間以内）

救命・救護	避難所	自宅滞在者	参照資料
<p>1 災害対策本部民生対策部医務班設置（いちき串木野市災害応急対応マニュアル）資料1</p> <p>2 被災状況の確認及び医療救護所設置・運営等について市災害時医療救護活動マニュアル資料2に基づき参画 ・医師会、日本赤十字社、保健所・県庁への依頼決定に参画 ・医師会・医療機関と医療救護所間の連絡及び処遇調整（けが人や医療依存度の高い人＜在宅酸素・吸引・人工呼吸器・人工透析・IVH等＞、生命の危険を伴う人等）</p> <p>3 救護所設置、避難所設置について、住民に周知</p> <p>4 誰が支援者であるかを被災者に周知（わかりやすい服装、腕章、ビブス等着用）</p> <p>5 医療機関の診療把握を医師会事務局を通じて行う</p>	<p>1 避難者の健康管理及び処遇調整 ・災害時用援護者等の安全確保 ・避難者全体の把握（避難者カード資料3の確認）、処遇調整 ・避難所巡回し避難者全体へ声かけ、健康状態の確認をする ・要フォロー者への支援及び医療機関、専門機関との処遇調整 ・一般被災者への健康相談の実施 ・保健福祉的視点でのトリアージを実施 ・エコノミークラス症候群の予防啓発（水分摂取・下肢運動等の保健指導）</p> <p>2 掲示板設置（情報共有）</p> <p>3 衛生管理及び環境整備 ・基本的には、土足禁止にする ・食中毒、感染症等の予防（食品、飲料水等の衛生管理、トイレや食事時の手洗いや手指消毒、うがい、マスク、換気等） ・隔離部屋等の設置、感染拡大防止</p> <p>4 生活用品の確保 衛生管理や健康管理上必要な物品確保について、働きかける ・食糧（アレルギーや飲み込みやすさに配慮）・離乳食・ミルク・飲料水・使い捨て食器・カップ・割り箸・燃料（卓上コンロ・ガスボンベ） ・衣料（タオル、毛布・保温布等）・ティッシュペーパー・ゴミ袋等 ・トイレ（断水、停電に対応できる準備：手指消毒、大人用紙オムツ、乳幼児用紙オムツ、携帯用トイレ、瞬間消臭</p>	<p>1 保健、福祉、介護保険等各担当部署との連携による災害時要援護者の安否確認 ・平常時から対象者を整理する ・訪問、電話等により確認 ・救護所、避難所、医療機関、消防署等との連携により避難誘導及び処遇調整 ※安否確認の項目・着眼点の共有化</p> <p><b>保健分野</b> （福祉、介護保険分野、保健所等で把握している以外）：慢性疾患罹患者や精神障害者等で、自力で避難できないと判断される人（家族や親戚等頼る人がなく、自己判断が困難な人等）</p> <p><b>福祉分野</b> 一人暮らし高齢者、高齢者世帯について、高齢者福祉担当者と在宅介護支援センター、公民館長及び民生委員等との調整により確認。 その他知的障害</p>	<p>・市災害時医療救護活動マニュアル資料1</p> <p>・市災害応急対応マニュアル資料2</p> <p>・避難者名簿：市地域防災計画資料編（避難者カード）資料3</p>

	<p>剤、新聞紙、ゴミ袋等)、生理用品等(ショーツ含)、ストマ用品等</p> <p>5 避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のプライバシーの確保 要介護者、妊産婦、女性の着替え等の専用空間の設置</p> <p>6 避難所設置運営担当部署と連携し、マスク取材による住民不安への対応</p>	<p>者、身体障害者等：福祉担当者と各福祉施設等が連携し、支援及び処遇調整</p> <p><b>介護保険分野</b> 介護保険サービス利用者について、介護保険担当者と居宅介護支援事業所やサービス事業所等との調整により確認</p>	
--	--	--	--

**【留意事項】**

- ・ 自分の安否を上司や職員に自ら連絡する。
- ・ 対策本部に周辺の被災状況を確認すると共に、職場機能が保たれているかどうか確認する。
- ・ 救護所の設置に協力し、救護活動を最優先する。
- ・ 重症患者の搬送先病院との連絡、在宅酸素療法患者や人工透析患者等の医療の確保を図る。
- ・ 地域の医療機関状況を確認する。
- ・ 必要な役割・班編成を決めておく。
- ・ 外部の応援が得られたら、必要に応じ活動に組み込む。

## 「フェーズ1」 緊急対策期～生命・安全の確保（概ね災害発生後 72 時間以内）

救命・救護	避難所	自宅滞在者	参照資料
1 被災状況の確認及び救護所の設置・運営 2 要医療者への継続支援 ・慢性疾患患者の医療の確保と継続支援 (例) ・糖尿病 ・狭心症・心筋梗塞・高血圧 ・精神疾患 ・人工透析 ・在宅酸素 ・人工呼吸器装着 ・ストマ利用者等 3 要介護者、災害時要援護者の保護・支援 ・要介護者 ・障害者 ・難病患者 ・妊産婦 ・乳幼児 ・女性 等 ※在宅に孤立した高齢者や障害者等に注意 4 感染症拡大の防止策 ・医療チームとの連携 ・サーベイランス体制 ・隔離部屋の設置	1 避難所内マップ作成（巡回でフェースシートをとる） 2 避難者の健康管理及び処遇調整 ・日中不在者の健康相談の実施（夕方から夜間） ・調整の必要なケースが減り、落ち着き次第派遣保健師を健康相談に従事するような体制を検討 ・巡回相談時の必要物品等の担当者への引き継ぎ ・保健師による保健福祉視点でのトリアージ(大規模災害時における保健師の活動マニュアル P58 参照) 3 掲示板設置(情報共有) 4 衛生管理及び環境整備 ・オムツ、生理用品、消毒薬などの衛生資材等の調達について、災害対策本部との連携 5 生活用品の確保 6 避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のプライバシーの確保 ・必要に応じて高齢者や障害者（発達障害、身体・精神障害）、乳幼児等に対して専用の部屋を確保 7 避難所設置運営担当部署と連携し、マスコミ取材による住民不安への対応 8 こころのケア対策の検討 ・チラシ等による周知、時間・場所の設定（災害時のこころの変化等の知識の普及も含む） ・相談窓口の周知 ・専門機関との連携 ・専門スタッフによる相談の実施 9 保健、医療、福祉の情報提供（各担当部署との連携により健康教育等実施）	1 保健、福祉、介護保険各担当部署との連携による災害時要援護者の安否確認 2 健康相談(窓口、電話、訪問等)の実施 ・相談後の要フォロー者への支援及び医療機関、専門機関等との処遇調整 3 こころのケア対策の検討 ・チラシ等による周知、時間・場所の設定(災害時のこころの変化等の知識の普及も含む) ・相談窓口の周知 ・専門機関との連携調整 ・専門スタッフによる相談の実施 4 保健、医療、福祉の情報提供 ・感染症の予防策の徹底・手洗い、マスクの着用 ・エコノミークラス症候群の予防 ・介護予防（健康体操等）健康状況把握の為の検討及び準備 ・把握後の準備について ・健康調査等の実施（目的、項目、時期、従事	(全保) 避難所情報日報 様式 1・2 (全保) 健康相談票(共通様式) 様式 3・4 (全保) 災害時こころのチェックリスト 様式 5 (全保) 媒体例 ・インフルエンザ ・ノロウイルス ・食中毒 ・エコノミークラス ・震災後の心と体の変化 ・生活不活発病 ・介護予防 ・被災地の飲酒

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防策の徹底</li> <li>・手洗い、マスクの着用</li> <li>・エコノミークラス症候群の予防</li> <li>・生活不活発病の予防（健康体操、ダンベル体操など）</li> </ul>	者、調査用紙の作成等)	
--	--	-------------	--

### 【留意事項】

#### ア 保健福祉的視点でのトリアージと関係機関との連携

被災者の保健福祉的視点でのトリアージを行い、避難所や被災地の在宅生活が可能かを判断し、健康課題を把握することで、当面の対応策を決定する。（保健師による保健福祉的視点でのトリアージ）また、必要に応じて、医療機関、福祉避難所等との連絡・連携を行う。

#### イ 情報発信

- ・医療班に対して、刻々と変わる最新の情報を的確に発信できるよう、掲示板を活動するなど、情報発信の場所を決めておく、
- ・聴覚障害や視覚障害を有する人や外国人への情報発信の仕方を工夫する。

#### ウ 情報の共有

住民からの問い合わせがあった場合に即座に対応できるよう、職員が各情報提供窓口を理解しておく。

#### エ 災害時要援護者等への支援姿勢

高齢者、障害者や難病患者など介護を必要とする被災者には、プライバシーの確保をしながら、安心感を与え、繰り返しアプローチをする必要がある。

#### オ 地域全体の状況把握をしていく視点

- ・避難所に避難できない高齢者、障害者世帯などを特に注意しながら把握する。
- ・保健師が業務別に把握している健康課題を統合して、活動計画を考える。
- ・日々のミーティングを通して地域全体の状況を把握し健康課題を抽出する。

## 「フェーズ2」 応急対策期～生活の安定（避難所対策が中心の期間）

救命・救護	避難所	自宅滞在者	参照資料
1 被災状況の確認及び医療救護所の設置・運営 2 医療救護所の継続及び撤退について、医師会と協議、検討、決定 ・24時間体制での継続の必要性について ・救護所の撤退後の医療供給体制(受入可能な医療機関との連絡体制)の確認と周知	1 避難所内マップ修正、更新(巡回でフェースシートの修正、更新) 2 避難者の健康管理及び処遇調整 ・避難所責任者と連携し、なるべく早い時期から自主的な避難所運営に移行するよう支援する ・健康相談従事者を応援看護職に切り替えた場合、要フォロー者の引き継ぎ及び処遇調整 ・避難所から仮設住宅や自宅等に移る準備に向けて、新たに介護保険サービスの導入やその他要フォロー者の処遇調整 3 掲示板の設置(情報共有) 4 衛生管理者及び環境整備 ・防虫対策 ・消費期限切れの食品の回収、廃棄 ・入浴順序や送迎に係る調整支援 5 生活用品の確保 6 避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のプライバシーの確保、防犯体制の整備 7 避難所設置運営担当部署と連携し、マスコミ取材による住民不安への対応 8 こころのケア対策の検討 ・必要に応じて巡回型から相談場所設置型の相談体制に移行 9 保健、医療、福祉の情報提供(各担当部署との連携により健康教育等実施) 10 各種巡回サービスとの連携 ・避難者のうち医療、リハビリテーション、こころのケア等が必要な人を巡回し、適切なサービスに繋ぐ	1 フェーズ0で挙げた災害時要援護者の医療の継続支援、生活再建の支援調整(各担当部署が相互に連携して実施) 2 健康相談(窓口、電話、訪問等)の実施 ・健康教育の実施 3 こころのケア対策の検討 ・講演会等の実施(うつ、アルコール依存症、PTSD等) 4 保健、医療、福祉の情報提供 5 健康状況等の把握調査等の実施 ・要フォロー者への支援、医療等関係機関との調整	(全保) 災害時こころのチェックリスト様式5 (全保) 媒体例 ・震災後の心と体の変化について (全保) 媒体例 ・エコノミクス症候群予防のために

	11 健康教育の実施 ・エコノミークラス症候群等の予防、健康体操等  12 子どもの成長発達・学習への支援 ・子どもが遊び、学べる場の確保 ・学校、保育園、幼稚園、臨床心理士、ボランティア等との連携 相談場所設置型に相談体制を移行		
--	---	--	--

### 【留意事項】

#### ア 被災地自治体の医療調整班と保健班の役割分担

被災地の医療を支援するため、全国各地から応援の医療チームが到着し、現地の保健部署の職員は当初その調整に忙殺されがちになる。保健対策が立ち遅れないよう、医療調整班と保健班とは分けて対応するとよい。

#### イ 今後予測されることのチェックポイントの作成

- ・ 専門チーム（こころのケアチーム、栄養指導チーム、地域リハビリテーションチーム等）の活用調整
- ・ 避難所での健康管理、感染症予防、環境調整、食品衛生管理、集団生活によるストレス状況等への対応
- ・ 在宅ケースの状況把握
- ・ 慢性疾患のケースの状況把握（結核、難病の医療中断等）
- ・ 集団生活で健康を害しやすい災害要援護者のサポート、福祉分野との連携（福祉サービス事業所、《地域包括支援センター、地域生活支援センターなど）、なるべく早く被災前の生活に戻る工夫
- ・ 他の市町村に避難した住民にむけた情報発信

#### ウ 母子保健業務や予防接種等通常業務の再開

- ・ 母子保健業務や予防接種業務はできる限り早期に再開する
- ・ 再開に向けた関係機関との対策会議の開催
- ・ 体制移行にむけて被災地自治体保健師のマンパワーの確保

## 「フェーズ3」 応急対策期—生活の安定（避難所から概ね仮設住宅入居までの期間）

救命・救護	避難所～仮設住宅	自宅滞在者	参照資料
1 被災状況の確認及び救護所の設置・運営 2 救護所の継続及び撤退について、医師会と協議、検討、決定 ・救護所が撤退した後の医療供給体制（受入可能な医療機関との連絡体制）の確認と周知	1 避難所内マップ修正・更新 2 避難者の健康管理及び処遇調整 ・健康相談従事者を応援看護職員に切り替えた場合、要フォロー者の引継ぎ及び処遇調整 ・避難所から仮設住宅や自宅等に移る際に、要フォロー者の処遇調整（保健、福祉、介護の相互の連携により） 3 掲示板設置（情報共有） 4 衛生管理及び環境整備 5 生活用品の確保 6 避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のプライバシーの確保 7 避難所設置運営担当部署と連携し、マスコミ取材による住民不安への対応 8 こころのケア対策の検討 9 保健、医療、福祉の情報提供（各担当部署との連携により健康教育等実施） ・通常業務の復旧情報（乳幼児健診、予防接種、医療費補助制度等） ・医療機関、介護保険事業所等の復旧情報 ・生活再建策に関する情報や手続きの情報 ・福祉部門との連携により、生活不安の解消が必要 10 健康教育の実施 ・仮設住宅に移行してからの健康管理について ・地域リハビリテーション、こころのケアチーム、栄養指導チームな	1 フェーズ0で挙げた災害 ・災害時要援護者の医療の継続支援、生活再建の支援調整 ・孤立した地域の状況把握 ・災害時要援護者への継続的な配慮（高齢者・障害者等） 2 健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施 3 こころのケア対策の検討 4 保健、医療、福祉の情報提供 5 健康状況等の把握後のまとめ、データ整理 ・事後フォローが必要な人への支援との調整、名簿管理等	（全保） 応急仮設住宅入居者健康調査票 様式6・7 （全保） 災害時こころのチェックリスト 様式5 （全保） 媒体例 ・震災後の心と体の変化について ・被災地における飲酒について

	<p>どの協力を得て、豊富なメニューを工夫</p> <p>11 仮設住宅入居者の健康状況の把握のための検討及び準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・把握後のフォローについて</li> <li>・健康調査などの実施（目的の明確化と共有。項目、時期、従事者、調査用紙等の検討と作成）</li> </ul>		
--	--	--	--

#### 【留意事項】

- ・健康調査票や報告書は統一様式を活用する。
- ・健康調査実施後の継続支援ケースの基準、支援体制、集計、分析方法についてチーム全体で長期的な見通しをもって実施していく。
- ・被災した世帯の生活場所は時間の経過とともに移り変わる可能性がある。健康相談票や世帯調査票のデータは継続できるよう工夫する。
- ・地域の医療機関の復旧に伴い、救護所の閉鎖や医療費の無料対応が終了することにより、治療中断などが増えないよう注意する。
- ・応援・派遣保健師の撤退に向けて、継続支援ケースを被災地自治体保健師へ引き継いでいく。
- ・コミュニティの再生、新たなコミュニティ作りのため意見交換等を開催し、新たな生活のイメージをつくり、孤立しないような相互の関係性の構築を支援する。

「フェーズ4」復旧・復興対策期～人生の再建・地域の再建  
 (仮設住宅対策や新しいコミュニティづくりが中心の期間)

救命・救護	仮設住宅	自宅滞在者	参照資料
1 通常の医療体制に移行	1 健康状況の把握 ② 調査などの実施 ②把握後、要フォロー者への支援、医療機関、専門機関との調整  2 健康支援及び安否確認 ①健診及び相談会、訪問等により健康状況の確認、今後の不安、不眠、住宅の生活環境、人間関係の悩み等への対応 ②一人暮らし高齢者、高齢者世帯に対し、民生委員やともしびグループ、公民館等による安否確認(声かけ訪問) ③状況不明者については、他の訪問ボランティア・公民館と連携しながら早期に把握し、孤独死を予防する  3 生活用品の確保  4 こころのケア対策の実施 ①講演会等の実施(うつ、アルコール依存症、PTSD等)  5 入居者同士のコミュニケーションづくりの支援 ①仮設住宅単位での自主活動への支援 ②乳幼児の遊びの広場や高齢者等のサロン、つどい等 ③ まちづくり協議会・公民館長に被災者の健康状態など実態を報告し、自主的な見守り・声かけの必要性の認識を高め、関係部署と協力し、仕組みづくりを支援する  6 仮設住宅から自宅等に移る者への支援 ①要フォロー者の処遇調整(保健、福祉、介護の相互の連携により)  7 健康教育・健康情報誌の発行 ①広報誌の活用、チラシ・ポスターなど	1 フェーズ0で挙げた災害時要援護者の医療の継続支援、生活再建の支援調整(各担当部署が相互に連携して実施)  2 健康相談(窓口、電話、訪問等)の実施  3 こころのケア対策の検討  4 保健、医療、福祉の情報提供  5 健康状況の把握 要フォロー者の医療等への継続支援 ・埋もれた在宅被災者の把握、健康調査の実施 ・地域の民生委員、社会福祉協議会などと協力して、もれなく把握に努める ・サービスの格差を意識し活動を工夫する  6 新たな交流やコミュニティづくりの支援	(全保) 応急仮設住宅入居者健康調査票 様式6・7  仮設住宅入居世帯調査票 様式8  (全保) 災害時こころのチェックリスト 様式5  (全保) 媒体例 ・震災後の心と体の変化について ・被災地における飲酒について

	②様々な職種、支援団体、運動ボランティア、介護予防事業の活用		
--	--------------------------------	--	--

### 【留意事項】

- ・ 仮設住宅は被災前の住居とは異なる地域に建設される場合がある。そのため、被災前のコミュニティとは違った住民同士が居住することもあり、コミュニティの再生及び生活環境の調整に向けた支援を行う。
- ・ 優先的に高齢者、身体障害者、母子世帯が入居した仮設住宅は、要援護率が高く、保健・医療・福祉のニーズが一層高まることが予想される。
- ・ 健康調査をなるべく早く実施する。
- ・ 仮設住宅入居申し込み時の世帯構成・被災状況等基礎資料情報の共有が早期にできることで調査の負担が軽減する。
- ・ 地元看護協会、看護ボランティア等の受け入れは積極的に行い連携することで、きめ細かい支援ができる。また緊急雇用の予算、国の補助金等を活用して、臨時職員等の雇用等も検討する。
- ・ 要援護者等が気軽に相談できるように様々な職種のチームと連携し、各種健康相談等(医療・保健・栄養・歯科・こころのケアなど)で不安や要望に応える。
- ・ 健康相談やサロン活動を早期に実施できるよう、担当課との連携により、仮設住宅代表者へ住民の健康管理の必要性について協力・理解を求める。
- ・ 定期的な健康相談とともに、仮設住宅の集会所で、ボランティア、NGO等を活用したサロン活動を実施する。
- ・ 集会所がない場合、キャンピングカーやテントを活用し、健康相談を行う。
- ・ 要援護者の参加状況を確認し、ボランティアの協力を得て声かけすることで、孤独死や閉じこもりを予防する。
- ・ 在宅被災者は仮設住宅に比べ情報が入りにくく、特に高齢者や障害者世帯への情報提供に留意する。

**「フェーズ5-1」復興支援期・前期～コミュニティの再構築と地域との融合**  
**(復興住宅に移行するまでの期間)**

**【留意事項】**

- ア まち全体の復興
- ・産業振興と連携した取り組みが必要である。
- イ 関係機関との連携
- ・家族間のストレス解消方法へのアドバイス、様々な施策の活用など
  - ・こころのケアセンターとの連携により、継続支援ケースの引継ぎ
  - ・気軽に相談できる窓口の市民への周知
- ウ 地域コミュニティづくり
- ・地域のイベントや地元の祭り等をきっかけとした様々な団体との連携・協働
  - ・地域の中での「こころの居場所づくり」を意識した様々な世代の働きかけ
- エ 定期的な健康生活調査を実施するためのマンパワーの確保
- ・都道府県との連携の下、都道府県内市町村、看護協会などの協力を得て看護職の確保
- オ 復興住宅建設後の継続的な保健活動
- ・災害公営住宅集会所を利用した様々な世代への健康教育など
  - ・参加・継続しやすい工夫、参加型の要素を取り入れたレクリエーション、体操など
- カ 地域特性に応じた支援
- ・一般借り上げ住宅で暮らす高齢者世帯、母子父子家庭、障害者世帯などへの配慮

**「フェーズ5-2」復興支援期・後期～新たなまちづくり**

**【留意事項】**

- ア 産業振興を含めた地域づくり、まち全体を復興させる取り組みが必要である。
- イ 新たな市街地に形成されたコミュニティへの働きかけや、ソーシャルキャピタルの醸成が必要である。
- ・公民館、復興住宅集会所などを利用し、昼間は高齢者を中心とした健康教育などを継続的に開催することで閉じこもり、孤立を予防する。
  - ・様々な世代が継続して参加しやすい地域交流を意識したプログラムを工夫する。
- ウ 被災自治体として、保健活動のまとめ等の作成、活動の分析、振り返り、自治体内外への発信を行う。

災害発生時から復興期までの保健活動(地震を例に)

	フェーズ0 初期体制の確立 (概ね災害発生後24時間以内)	フェーズ1 緊急対策 —生命安全の確保— (概ね災害発生後72時間以内)	フェーズ2 応急対策 —生活の安定— (避難所対策が中心の時期) (概ね1日目から2週間まで)	フェーズ3 応急対策 —生活の安定— (避難所から概ね仮設住宅入居までの期間) (概ね2週間から2ヶ月まで)	フェーズ4 復興対策 —人生の再建・地域の再建— (仮設住宅対策や新しいコミュニティづくりが中心の時期) (概ね2ヶ月以降)	
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.施設設備の安全確保と執務体制の起動</li> <li>2.被災情報の収集と保健所・国への伝達</li> <li>3.被災地域における職員等の確保と整備</li> <li>4.厚生労働省等からの専門業者からの派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.広域内、総合的な災害に関する上方収集及び被災地への提供</li> <li>2.関係課との情報交換、連絡強化</li> <li>3.地域の保健・福祉活動への支援</li> <li>4.活動・派遣保健師の派遣計画の見直し</li> <li>5.活動・派遣の推進のために既決予算の活用等、予算措置を行う</li> <li>6.全国的な災害関係の会議及び研修会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.広域内、総合的な災害に関する上方収集及び被災地への提供</li> <li>2.関係課との情報交換、連絡強化</li> <li>3.地域の保健・福祉活動への支援</li> <li>4.活動・派遣保健師の派遣計画の見直し</li> <li>5.活動・派遣の推進のために既決予算の活用等、予算措置を行う</li> <li>6.全国的な災害関係の会議及び研修会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.広域内、総合的な災害に関する上方収集及び被災地への提供</li> <li>2.関係課との情報交換、連絡強化</li> <li>3.地域の保健・福祉活動への支援</li> <li>4.活動・派遣保健師の派遣計画の見直し</li> <li>5.活動・派遣の推進のために既決予算の活用等、予算措置を行う</li> <li>6.全国的な災害関係の会議及び研修会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.広域内、総合的な災害に関する上方収集及び被災地への提供</li> <li>2.関係課との情報交換、連絡強化</li> <li>3.地域の保健・福祉活動への支援</li> <li>4.活動・派遣保健師の派遣計画の見直し</li> <li>5.活動・派遣の推進のために既決予算の活用等、予算措置を行う</li> <li>6.全国的な災害関係の会議及び研修会の開催</li> </ul>	
保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.情報収集と支援方法の決定</li> <li>①管内の被災状況の把握</li> <li>②被災市町村の状況把握</li> <li>③被災市町村保健師の活動状況の把握</li> <li>2.人的支援の調整と派遣など</li> <li>3.担当ケースの安否確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.情報収集と支援方法の決定</li> <li>①被災市町村の活動状況把握</li> <li>②外部への派遣要請と調整</li> <li>③被災市町村災害保健活動計画作成の支援</li> <li>2.救命・救護</li> <li>①救護センターの設置、医療救護チームの派遣要請</li> <li>②災害規模に応じた救護所への人的支援、避難所及び救護所の必要人員の把握</li> <li>3.安否確認(担当ケース)</li> <li>4.こころのケアチームとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.活動計画の策定と実施</li> <li>※市町村災害保健活動計画に基づく支援</li> <li>①外部支援要請の確認</li> <li>②避難所での健康的な生活の確保(健康相談等)</li> <li>③被災地区住民の健康状況把握</li> <li>④平常時への回復支援</li> <li>⑤災害保健活動の統括</li> <li>2.こころのケアチームとの連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.こころのケアチームとの連携</li> <li>2.職員の情報管理</li> <li>3.定期的な管内市町村連絡会議の開催(健康相談)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.こころのケアチームとの連携</li> <li>2.住民の情報管理及び新しい生活への支援</li> <li>3.職員の情報管理</li> <li>4.保健活動のまとめと評価</li> <li>5.通常業務の再開</li> <li>6.災害に関与した研修会等の開催</li> </ul>	
いちき申木野市	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.緊急に「災害対策民生対策部」の設置・運営</li> <li>2.被災者の安全確保・緊急対応</li> <li>3.情報収集と災害時保健活動の方針決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.情報収集と災害対策保健活動の方針の決定</li> <li>2.通常業務の調整</li> <li>3.保健・医療関係係ボランティアの調整</li> <li>4.支援者の健康管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.情報収集</li> <li>2.活動計画の策定と実施・評価、経過に応じた見直し</li> <li>3.通常業務の調整</li> <li>4.保健・医療関係係ボランティアの調整及び派遣員撤退に向けて調整</li> <li>5.支援者の健康管理</li> <li>6.こころのケアの関係職員等の研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.情報収集</li> <li>2.活動計画の策定と実施・評価、経過に応じた見直し</li> <li>3.通常業務の調整</li> <li>4.保健・医療関係係ボランティアの調整及び派遣員撤退に向けて調整</li> <li>5.支援者の健康管理</li> <li>6.こころのケアの関係職員等の研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.情報収集</li> <li>2.活動計画の策定と実施・評価、経過に応じた見直し</li> <li>3.通常業務の調整</li> <li>4.保健・医療関係係ボランティアの調整及び派遣員撤退に向けて調整</li> <li>5.支援者の健康管理</li> <li>6.こころのケアの関係職員等の研修の実施</li> </ul>	
救命・救護	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.災害対策本部民生対策部医療班設置</li> <li>2.被災状況の確認及び医療救護所設置・運営等</li> <li>3.医療救護所設置、避難所設置について、住民に周知</li> <li>4.誰が支援者であるかを被災者に周知</li> <li>5.医療機関の診療把握を医師会事務局を通じて行う</li> <li>1.避難者の健康管理及び処遇調整</li> <li>2.指示板設置(情報共有)</li> <li>3.衛生管理及び環境整備</li> <li>4.生活用品の確保</li> <li>5.避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のフラインクシーの確保</li> <li>6.避難所設置運営担当部署と連携し、マスク取材による住民不安への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.被災状況の確認及び医療救護所設置・運営等</li> <li>2.要介護者への継続支援</li> <li>3.要介護者、災害時要援護者の保護・支援</li> <li>4.感染予防の防止策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.被災状況の確認及び医療救護所設置・運営等</li> <li>2.医療救護所の継続及び撤退について、医師会と協議、検討、決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.被災状況の確認及び医療救護所設置・運営等</li> <li>2.医療救護所の継続及び撤退について、医師会と協議、検討、決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.被災状況の確認及び医療救護所設置・運営等</li> <li>2.医療救護所の継続及び撤退について、医師会と協議、検討、決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.被災状況の確認及び医療救護所設置・運営等</li> <li>2.医療救護所の継続及び撤退について、医師会と協議、検討、決定</li> </ul>
避難所・仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.避難者の健康管理及び処遇調整</li> <li>2.指示板設置(情報共有)</li> <li>3.衛生管理及び環境整備</li> <li>4.生活用品の確保</li> <li>5.避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のフラインクシーの確保</li> <li>6.避難所設置運営担当部署と連携し、マスク取材による住民不安への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.避難所内マップ作成</li> <li>2.避難者の健康管理及び処遇調整</li> <li>3.指示板設置(情報共有)</li> <li>4.衛生管理及び環境整備</li> <li>5.生活用品の確保</li> <li>6.避難所設置運営担当部署と連携し、避難者同士のフラインクシーの確保</li> <li>7.避難所設置運営担当部署と連携し、マスク取材による住民不安への対応</li> <li>8.こころのケア対策の検討</li> <li>9.保健、医療、福祉の情報提供(各担当部署との連携により健康教育等実施)</li> <li>10.各種巡回サービスとの連携</li> <li>11.健康教育の実施</li> <li>12.子どもの成長発達・学習への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.避難所内マップ修正・更新</li> <li>2.避難者の健康管理及び安否確認</li> <li>3.生活用品の確保</li> <li>4.こころのケア対策の実施</li> <li>5.入居者同士のコミュニティづくりの支援</li> <li>6.仮設住宅から自宅等に移る者への支援</li> <li>7.健康教育・健康情報誌の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.避難所内マップ修正・更新</li> <li>2.避難者の健康管理及び安否確認</li> <li>3.生活用品の確保</li> <li>4.こころのケア対策の実施</li> <li>5.入居者同士のコミュニティづくりの支援</li> <li>6.仮設住宅から自宅等に移る者への支援</li> <li>7.健康教育・健康情報誌の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.避難所内マップ修正・更新</li> <li>2.避難者の健康管理及び安否確認</li> <li>3.生活用品の確保</li> <li>4.こころのケア対策の実施</li> <li>5.入居者同士のコミュニティづくりの支援</li> <li>6.仮設住宅から自宅等に移る者への支援</li> <li>7.健康教育・健康情報誌の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.避難所内マップ修正・更新</li> <li>2.避難者の健康管理及び安否確認</li> <li>3.生活用品の確保</li> <li>4.こころのケア対策の実施</li> <li>5.入居者同士のコミュニティづくりの支援</li> <li>6.仮設住宅から自宅等に移る者への支援</li> <li>7.健康教育・健康情報誌の発行</li> </ul>
自宅滞在者	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.保健、福祉、介護保険等各担当部署との連携による災害時要援護者の安否確認</li> <li>2.健康相談の実施</li> <li>3.こころのケア対策の検討</li> <li>4.保健、医療、福祉の情報提供</li> <li>5.健康状況把握のための健康及び準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.災害時要援護者の医療の継続支援、生活再建の支援調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.災害時要援護者の医療の継続支援、生活再建の支援調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.災害時要援護者の医療の継続支援、生活再建の支援調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.災害時要援護者の医療の継続支援、生活再建の支援調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.災害時要援護者の医療の継続支援、生活再建の支援調整</li> </ul>



**避難所情報 日報  
(共通様式)**

活動日	記載者(所属・職名)
年 月 日	

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

避難所の概況	避難所名	所在地(都道府県、市町村名)	避難者数	
	電話	FAX	昼: 人 夜: 人	
	スペース密度	過密・適度・余裕	施設の広さ	
	交通機関(避難所と外との交通手段)	施設の概要図(屋内・外の施設、連絡系統などを含む)		
組織や活動	管理統括・代表者の情報			
	氏名(立場)			
	その他			
	連絡体制 / 指揮・命令系統			
	自主組織	有( )・無		
	外部支援	有(チーム数: 、人数: 人)・無 有の場合、職種( )		
環境的側面	ボランティア	有(チーム数: 、人数: 人)・無 有の場合、職種( )		
	医療の提供状況			
	救護所	有・無 巡回診療 有・無		
環境的側面	現在の状況		対応	
	ライフライン	電気	不通・開通・予定( )	
		ガス	不通・開通・予定( )	
		水道	不通・開通・予定( )	
		飲料水	不通・開通・予定( )	
		固定電話	不通・開通・予定( )	
		携帯電話	不通・開通・予定( )	
	設備状況と衛生面	洗濯機	無・有(使用可・使用不可)	
		冷蔵庫	無・有(使用可・使用不可)	
		冷暖房	無・有(使用可・使用不可)	
		照明	無・有(使用可・使用不可)	
		調理設備	無・有(使用可・使用不可)	
		トイレ	使用不可・使用可( 箇所) 清掃・くみ取り 不良・普・良 手洗い場 無・有 手指消毒 無・有	
		風呂	無・有(清掃状況: )	
	生活環境の衛生面	喫煙所	無・有(分煙: 無・有)	
清掃状況		不良・普・良	床の清掃 無・有	
ゴミ収集場所		無・有	履き替え 無・有	
換気・温度・湿度等 空調管理		不適・適		
粉塵		無・有	生活騒音 不適・適	
寝具乾燥対策		無・有		
食事の供給	ペット対策	無・有	ペットの収容場所 無・有	
	1日の食事回数	1回・2回・3回		
	炊き出し	無・有	残品処理 不適・適	

様式2

**避難所避難者の状況 日報**  
(共通様式)

活動日	記載者(所属・職名)
年 月 日	

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

		本日の状態				対応・特記事項		
配慮を要する人	高齢者	人	うち65歳以上	人				
			うち要介護認定者数	人				
	妊婦	人	うち妊婦健診受診困難者数	人				
	産婦	人						
	乳児	人						
	幼児・児童		人	うち身体障害児	人			
				うち知的障害児	人			
				うち発達障害児	人			
	障害者		人	うち身体障害者	人			
				うち知的障害者	人			
				うち精神障害者	人			
				うち発達障害者	人			
		難病患者		人				
	在宅酸素療養者		人					
	人工透析者		人					
	アレルギー疾患児・者		人					
服薬者数	服薬者	人	うち高血圧治療薬	人				
			うち糖尿病治療薬	人				
			うち向精神薬	人				
有症状者数	人数の把握	総数	うち乳児・幼児	うち妊婦	うち高齢者			
	感染症症状	下痢	人	人	人	人		
		嘔吐	人	人	人	人		
		発熱	人	人	人	人		
		咳	人	人	人	人		
	その他	便秘	人	人	人	人		
		食欲不振	人	人	人	人		
		頭痛	人	人	人	人		
		不眠	人	人	人	人		
		不安	人	人	人	人		
防疫的側面	食中毒様症状(下痢、嘔吐など)							
	風邪様症状(咳・発熱など)							
	感染症症状、その他							
まとめ	全体の健康状態							
	活動内容							
	アセスメント							
	課題/申し送り							

様式3

健康相談票(共通様式)		方法	対象者	担当者(自治体名)				
初回・( )回		・面接 ・電話 ・その他 ( )	乳児 幼児 妊婦 産婦 高齢者 障害者 その他( )	相談日	年 月 日			
保管先				時間				
				場所				
基本的な状況	氏名(フリガナ)	性別	生年月日		年齢			
		男・女	M・T・S・H 年 月 日		歳			
	被災前住所	連絡先		避難場所				
	①現住所	連絡先		自宅 自宅外:車・テント・避難所 (避難所名: )				
	②新住所	連絡先		家族状況				
	情報源、把握の契機/相談者がいる場合、本人との関係・連絡先		独居・高齢者独居・高齢者のみ世帯 家族問題あり( )					
	被災の状況		制度の利用状況					
家に帰れない理由 自宅倒壊・ライフライン不通・避難勧告・精神的要因(恐怖など) その他( )		・介護保険(介護度 ) ・身体障害者手帳( 級) ・療育手帳( 級) ・精神保健福祉手帳( 級) ・その他( )						
身体的・精神的な状況	既往歴 高血圧、脳血管疾患、 高脂血症、糖尿病、 心疾患、肝疾患、 腎疾患、精神疾患、 結核、難病、 アレルギー、 その他 ( )	現在治療中の病気 高血圧、高脂血症、 糖尿病、心疾患、 肝疾患、腎疾患、 精神疾患、結核、 難病、アレルギー、 その他 ( )	内服薬 なし・あり(中断・継続) 内服薬名( )					
			医療器材・器具 在宅酸素・人工透析 その他( )	医療機関名 被災前: 被災後:				
			食事制限 なし あり 内容( ) 水分( )	血圧測定値 最高血圧: 最低血圧:				
	現在の状態(自覚症状ごとに発症時期・持続・転帰を記載)		具体的自覚症状(参考) ①頭痛・頭重②不眠③倦怠感④吐き気⑤めまい ⑥動悸・息切れ⑦肩こり⑧目の症状⑨咽頭の症 状⑩発熱⑪便秘/下痢⑫食欲⑬体重減少⑭精神 運動減退/空虚感/不満足/決断力低下/焦燥感/ ゆううつ/精神運動興奮/希望喪失/悲哀感⑮そ の他					
日常生活の状況	食事	保清	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	判断力・記憶	その他
	自立							
	一部介助							
	全介助							
備考 必要器具など								
個別相談活動	相談内容		支援内容					
			今後の支援方針					
			解決 継続					



## 〈参考〉災害時こころのチェックリスト

(厚生科学特別研究事業災害時地域精神保健医療活動ガイドラインを改変)

場所		面接日時	年 月 日		
			:	~	:
対象者氏名		年齢・性別	歳 (男・女)		
		電話番号			
記入者所属		記入者氏名			
		非常に	明らかに	多少	なし
①落ち着かない・じっとできない 「何か、行動をおこななければ」と、焦りの気持ちを持っていて、動作がせかせかしている。					
②話がまとまらない・行動がちぐはぐ 話題があちこちに飛び、用事を合目的に実行できない。					
③ぼんやりしている・反応がない 話しかけられてもなかなか返事ができず、上の空。甚だしい場合には、茫然自失。					
④怖がっている・おびえている 小さな物音を余震と間違えるなど、普段なら平気な対象を強く恐れる。					
⑤泣いている・悲しんでいる 一見落ち着いていても、ちょっとした声かけに、涙ぐむ場合もある。					
⑥不安そうである・おびえている 具体的に何かを恐れているのではなく、漠然と、現状や先行きを心配だと感じている様子。					
⑦動悸・息が苦しい・震えがある 他覚的に確認されるものでも、自覚的なものでも可。					
⑧興奮している・声大きい 威勢が良く、張り切っている。周囲の事によく気が付くが、イライラと怒りっぽくて、他者を叱責したり、指図したりする。					
⑨災害発生以降、眠れていない 疲れてはいるけれども、緊張や警戒心で寝付けない場合と、「眠らなくても平気」と感じている場合がある。					

様式6(初回)

現住所		Tel		前住所		入居期間		家族状況:母子 独居(若老) 高齢者のみ		訪問者サイン		面接日		年月日			
いちき串木野市 応急仮設住宅入居者健康調査票(初回)						入居期間		家族状況:母子 独居(若老) 高齢者のみ		訪問者サイン		面接日		年月日			
面接	氏名	年齢	職業	受診状況	健康状態	自覚症状	睡眠	飲酒	食生活	ばりあい	世代	状況	判断	健康	認知		
				特になし 通院中 ( ) 入院・入所 治療中断	健康 良くも悪くもない 体調が悪い 再掲 咳・痰 ( 日前から )	なし 循環器症状(めまい・動悸・胸痛・他) 消化器症状(下痢・便秘・胃腹痛・吐き気・他) 精神症状(ゆううつ・焦燥感・意欲の低下・興味の喪失・思考の抑制・他) 筋骨格系(肩こり・腰痛・他) その他(食欲の低下・疲れやすい・他)	良い 地震前/後 寝つきが悪い 途中/早朝覚醒 熟睡感がない 眠剤・安定剤 地震前/後	飲まない 時々 毎日 朝 昼 夜 量	三食 味噌汁 野菜・インススタント 外食 サプリメント		乳幼 学童 成人 高齢	健康 認知 妊婦 寝たがり 生活 精神 感染 身体 雑病 知的 その他( ) 再掲 介護保険	要対応 対応不要	健康	認知	要対応 対応不要	
		男															
		女															
		男															
		女															
ペット	犬	猫	緊急時連絡先:	1. 現在の自宅	2. 移転(場所を変えて自宅)	3. 公営住宅	4. 民間アパート	5. 未定	備考								再建困難要因
									(本人との関係)								

様式7(継続)

いちき串木野市 応急仮設住宅入居者健康調査票(継続)

現住所

TEL

AMI・PM・夜

前住所

高年齢者のみ

日記入日 年月日

家族状況：母子

年月日

年月日

入居日

年月日

職業

性別

氏名

生年月日

面接	氏名	性別	続柄	職業	受診状況	健康状態	震災後の心身の変化	飲酒	交流	食生活等	身体状況	判断
					特になし 通院中 ( ) 入院・入所 治療中断	健康 良くも悪くもない 体調が悪い 咳・痰 ( ) 前日から	食欲がない 血圧が高くなった 風邪をひきやすい 腰痛 耳鳴り アルコールの量が増えた 他( )	飲まない 時々 毎日 朝 屋 夜 量	今までどおり 疎遠になった	欠食 買い物 調理 ゴミだし 他( )	介護保険 精神障害 知的障害 身体障害 認知症 寝たきり	要 対 応 ・ 対 応 不 要
		MTSH			特になし 通院中 ( ) 入院・入所 治療中断	健康 良くも悪くもない 体調が悪い 咳・痰 ( ) 前日から	食欲がない 血圧が高くなった 風邪をひきやすい 腰痛 耳鳴り アルコールの量が増えた 他( )	飲まない 時々 毎日 朝 屋 夜 量	今までどおり 疎遠になった	欠食 買い物 調理 ゴミだし 他( )	介護保険 精神障害 知的障害 身体障害 認知症 寝たきり	要 対 応 ・ 対 応 不 要
		MTSH			特になし 通院中 ( ) 入院・入所 治療中断	健康 良くも悪くもない 体調が悪い 咳・痰 ( ) 前日から	食欲がない 血圧が高くなった 風邪をひきやすい 腰痛 耳鳴り アルコールの量が増えた 他( )	飲まない 時々 毎日 朝 屋 夜 量	今までどおり 疎遠になった	欠食 買い物 調理 ゴミだし 他( )	介護保険 精神障害 知的障害 身体障害 認知症 寝たきり	要 対 応 ・ 対 応 不 要
		MTSH			特になし 通院中 ( ) 入院・入所 治療中断	健康 良くも悪くもない 体調が悪い 咳・痰 ( ) 前日から	食欲がない 血圧が高くなった 風邪をひきやすい 腰痛 耳鳴り アルコールの量が増えた 他( )	飲まない 時々 毎日 朝 屋 夜 量	今までどおり 疎遠になった	欠食 買い物 調理 ゴミだし 他( )	介護保険 精神障害 知的障害 身体障害 痴呆 寝たきり	要 対 応 ・ 対 応 不 要
		MTSH			特になし 通院中 ( ) 入院・入所 治療中断	健康 良くも悪くもない 体調が悪い 咳・痰 ( ) 前日から	食欲がない 血圧が高くなった 風邪をひきやすい 腰痛 耳鳴り アルコールの量が増えた 他( )	飲まない 時々 毎日 朝 屋 夜 量	今までどおり 疎遠になった	欠食 買い物 調理 ゴミだし 他( )	介護保険 精神障害 知的障害 身体障害 認知症 寝たきり	要 対 応 ・ 対 応 不 要
犬					緊急時連絡先: (TEL	(本人との関係	今後必要な対応					
猫					他							

## 仮設住宅入居世帯調査票

調査年月日 平成 年 月 日 調査者名 \_\_\_\_\_

## 1 世帯の状況

仮設住宅名					仮設住宅入居日	年 月 日
TEL		FAX		被災状況	全壊(焼) ・半壊(焼)	
緊急連絡先	氏名	続柄	住所	TEL		
	氏 名	性別	続柄	生年月日	職業	健康状態(疾病、主訴)
家族 構成 ・被 調査 者 に ○ 印	A					
	B					
	C					
	D					
	E					
	F					
経済状況	年金・給与・生保( 福祉事務所・担当CW )					経済的に困っている・いない
震災の影響	家族状況変化 無・有( ) 仕事状況変化 無・有( ) その他( )					

## 2 近隣・社会との関係

交友関係	悩みを相談できる友人 有・無	仮設住宅での親しい友人 有・無
近所づきあい	全くない・あいさつする程度・会話をする程度・互いの家行き来する・用事をたのむ	
来訪者	有 親族(娘・息子・兄弟姉妹・嫁)・ボランティア・ヘルパー・その他 ・ 無	
自治会等役割	前住所では役員をしていた・現在はしていないが今後やりたい・何もしていない	
活動参加意向	サークルやグループに参加している・今後地域活動やサークルに参加したい・参加意向なし	

## 3 要援護者(上記世帯調査において3歳未満、病弱者、65歳以上、独居者については全て記入)

英 字	心身状況	受療状況等	社会資源活用状況

相談・要望等	総合所見 調査者の判断 A 要対応 B 対応不要

## 4-7 いちき串木野市災害時の保健活動「栄養・食生活支援マニュアル」

## 第1 災害時の食事や栄養補給の活動のながれ

フェイズ	フェイズ0		フェイズ1		フェイズ2		フェイズ3		
	災害発生から24時間以内		72時間以内		4日目～2週間		2週間以降		
栄養補給		高エネルギー食品の提供		→		たんぱく質不足への対応 ビタミン、ミネラルの不足への対応		→	
被災者への対応		主食（パン類、おにぎり）中心		炊き出し		弁当支給		→	
		水分補給 ※代替食の検討 ・乳幼児 ・高齢者（嚥下困難等） ・食事制限のある慢性疾患患者、糖尿病、腎臓病、心臓病、肝臓病、高血圧、アレルギー		巡回栄養相談		栄養教育（食事づくりの指導等） 仮設住宅入居前・入居後 被災住宅入居者		→	
場所	炊き出し	避難所		避難所、給食施設		避難所、給食施設		避難所、給食施設	
	栄養相談			避難所、被災住宅		避難所、被災住宅		避難所、被災住宅、仮設住宅	

## 第2 災害時の栄養・食生活支援活動

### (1) 各期における栄養・食生活支援

#### フェイズ0（概ね災害発生後24時間以内）初動体制の確立期

##### 【状況把握】

この時期は家庭での備蓄品以外は食料確保が難しく、住民のなかに食料への不安が広がる時である。被害の規模や状況を早期に把握し、直後の食生活支援の規模等を予測する。

- ・被災者数
- ・ライフラインの被害状況
- ・食料・水供給源の被害状況

##### 【食料・水供給の支援要請】

状況把握の結果から、必要な物資や人材を用意する。不足する場合は対策本部に支援を要請し、食料・水供給が円滑に行えるよう調整する。

##### 【支援物資搬入ルート及び保管場所の確保】

災害時には大量の支援物資が送られてくる。すぐに消費しなければならないおにぎりや弁当等は別にして、保存のきくカップ麺や菓子類も大量に送られてくる。

また、毛布や衣類等も送られてくるので、一時保管する場所が必要となる。

交流センターや体育館、学校等は避難所となる場合が多いので、支援物資を保管する場所の確保が必要となる。

##### 【備蓄食料品の活用・分配】

備蓄食料品の状況や配分方法について、食品班と情報交換を行っておく。

飲料水の配布とともに、ライフラインの状況をみて、最初は熱を加えなくてもよいものや調理しなくてよいもの（乾パン・缶詰・菓子類等）を優先的に配布する。避難所内の要配慮者に向けた「食事ほっとカード」を活用した非常食の工夫等やアレルギー、病気によって食事に特別な配慮が必要な人への対応も、地域の支援者（自主防災組織等）に情報発信できることが望ましい。

また、感染症予防や食中毒事故防止のため、備蓄している手指消毒用アルコールを避難所に配布する。

##### 【関係団体の調整等】

災害時に支援をしてもらえる関係団体（栄養士会、食生活改善推進員、NPO等）に対してすみやかに連絡をとり、必要な支援が得られるよう調整を行う。

**フェイズ1（概ね災害発生後72時間以内）緊急対策期****【状況把握】**

この時期には支援物資や備蓄食料品が避難所に配給されるようになるが、栄養面ではエネルギーと水分の確保が中心的な課題となる。

避難所での食料・水供給状況を確認し、被災者の栄養状態等を確認するための状況把握を行う。（様式）

また、避難所には、自宅に留まっている被災者も食料等の物資を求めてくるので、もれがちな在宅被災者への対応に留意する必要がある。

対応が困難な場合は災害対策本部へ支援を要請する。（被災者数、ライフラインの被害状況、食料・水供給源の被害状況等）

**【被災者の栄養管理の検討】****1 災害時要配慮者への対応**

平常時把握している災害時要配慮者の名簿や避難所等の状況等から、乳幼児用食品（ミルク、ベビーフード含む）、高齢者用食品、病態用食品、栄養補助食品、アレルギー用食品等が不足している場合には、関係部局（県や栄養士会等）と連携し、特殊栄養食品ステーションを設置するなどして確保する。

また、避難所の掲示板等に食事で困っている人は栄養士に申し出るようチラシ等で周知する。（様式）

**2 避難所における巡回栄養相談の計画**

避難所の食料供給状況把握から、栄養面の偏りによる被災者の健康状態の悪化が考えられる場合は、避難所における巡回栄養相談を計画する。（様式）

また、保健所等と連携し、災害時要配慮者の名簿の確認、医療チーム等のスタッフミーティングへの参画、普段の健康相談票等から栄養相談が必要な人の把握を行い、被災者の健康状況に即した栄養相談を行う体制を整える。

**3 炊き出しの実施・支援**

状況により被災地域で炊き出しを行うことが決まったら、平常時に整備した炊き出し体制をもとに、炊き出しを実施する。

自然発生的な支援活動も多数発生すると考えられる。被災者（避難所等）への配布方法、食事の管理方法（衛生面等）、炊き出しに係わる人材等も考慮した全体計画が必要である。

また、時間の経過とともに搬送ルートも確保され、ライフライン等の機能も徐々に回復するため、給食施設等での実施や弁当配布など体制が整った状態での炊き出しができるようになる。炊き出しの実施状況や内容を把握し、避難者全体に行き渡るように社会福祉協議会「災害ボランティア支援本部」等と連携調整が必要である。

**【食料・水供給の支援要請】**

避難所等の状況把握から必要に応じ、より被災者の健康に配慮した食料提供に努める。また外部からの支援（支援物資・炊き出し）を要請する際は、内容・場所・方法・期間などを決めて、過不足がないよう留意する。

<支援要請先例>

- ・災害対策本部民生対策部食品班
- ・自衛隊による炊き出しの要請

- ・関係機関・ボランティア団体への協力要請
- ・食料品関係業者への支援要請

#### <留意事項>

発生直後の対応であり、食料の絶対的不足や調理設備の損壊等により必要栄養量を確保することは困難であるが、LL牛乳や幕の内弁当等を活用し、可能な限り栄養面も考慮する。

#### 【食料の提供】

この頃になると、支援物資が到着したり、地域での炊き出しが始まったりするため、食料の提供はできるようになるが、食料品の種類は十分ではなく、栄養状態の偏りにつながる。備蓄品や支援物資を活用しながらもバランスの摂れた食事を提供していく必要がある。

##### 1 備蓄食料品の活用について

フェイズ0と同様とする。

##### 2 支援物資（食料品）の分配

レトルト食品、インスタント食品、飲料水、果物等の多種類の食料品が多数届くことが予想される。食料品の選択や配分状況によっては、避難所等における栄養状態の偏りへつながるため、主食や主菜、副菜、果物、牛乳等数種類の食料品を組み合わせるようにする。

#### <留意事項>

避難者のニーズや健康状態に合わせた適温の食事や安全な食事が提供できるよう配慮が大切である。

#### 【給食支援、給水支援場所の広報】

災害発生時にライフラインが寸断されると、自衛隊や市町村等により給水支援や給食支援が実施されるが、災害発生時には情報がうまく伝わらず、給水車が来ていることがわからなかったり、どこに来ているかわからなかったりという事態が発生するため、広報が重要である。

#### 【被災者の体調管理】

避難所では多数の被災者が狭いスペースで生活し、室温管理も十分に行えないこともあり、感染症が流行したり、体調を崩したりする人が増加する。また、災害が長期化すると自動車内で寝起きを行い、エコノミークラス症候群を発症するなど、健康面での問題が現れてくる。

#### 【プライバシーの保護】

避難所では多数の被災者が狭いスペースで生活し、プライバシーの保護が十分ではない。乳児を抱える母親の授乳場所や着替え用のスペースを確保する必要がある。

また、体育館等の広いスペースにおいても、ついたてになるようなものでプライバシーが確保できるような工夫が必要である。

#### 【関係者への情報提供】

フェイズ0と同様、関係機関やボランティア団体等に被災状況を提供するとともに、連絡を密にして連携を図り、支援を受けやすくするよう努める。

**フェイズ2（概ね4日から2週間まで）応急対策期****【状況把握】**

この時期には支援物資のおにぎりやパン等の主食類が余剰気味になってくる。栄養面ではエネルギーと水分確保が中心の時期から、たんぱく質やビタミン類等への配慮が必要となり、可能な限り主食・主菜・副菜がそろった食事が提供できるような調整が必要となる。

また、フェイズ1と同様に避難所を中心とした状況把握を行い、必要な食事計画（炊き出し、弁当、支援物資等）について調整を行う。

- ・避難所住民数
- ・避難所に避難せず自宅等に留まっている被災者数
- ・食料・水供給源の被災状況

**【被災者の栄養管理の実施支援】****1 災害時要配慮者への対応**

フェイズ1と同様

**2 避難所における巡回栄養相談の実施**

フェイズ1で把握された人（乳幼児、高齢者、慢性疾患患者等）は、通常の備蓄食料品、支援物資では適正な栄養確保が困難なため、受け入れ状態に合わせた食料品の選択や食事の組み合わせについて相談、助言を行う。

**【被災者の食生活支援】****1 避難所における被災世帯への食生活支援**

避難所生活の長期化が予測される場合には、避難所に調理スペースの確保や調理設備や器具等の整備を行うよう、避難所全体や家族単位で調理を実施するなど早期の食生活自立にむけての支援を行う。

**2 一般被災世帯への食生活支援**

地域においては、小売店の休業や廃業により以前と同様の食材の入手が困難になる場合もあり、入手しやすい食材を使った簡単な料理を紹介するなどの支援を行う。

**3 炊き出しの実施と栄養管理**

献立は支援物資の活用を図るとともに、配布される食事には不足している食料品の摂取や栄養状態の向上、適温食等ができるよう検討し、満足感のあるものになるよう配慮する。また、実施団体の全体状況を把握し、必要に応じて調整を図る。

**【被災者の体調管理】**

フェイズ1と同様、避難所入所者や、野外に避難し車上生活を続けている被災者等に対して、医師、保健師、看護師、管理栄養士等が巡回して体調のケアを実施する。

また、大規模災害時には、恐怖やショックから精神面の不調を訴えたり、不自由な生活でストレスを訴えたりする人が増えるので、精神面のケアも十分心がける。

**【関係者への情報提供・連携】**

フェイズ1と同様

**フェイズ3（概ね2週間以降）復旧・復興期****【状況把握】**

この時期になると、避難所から仮設住宅への移行が始まり、被災者それぞれの生活を取り戻す時期となる。生活が再度変化することで住民間の関係性が薄れたり変化することもある。

状況把握も地域全体の状況と被災者個々の状況と両者の把握が必要となる。

仮設住宅は、それまで住み慣れた住居とは異なる空間や地域であることから、食生活にも大きな影響を及ぼすことが調査の結果からも明確になっている。

そのため、仮設住宅の住居状況及び周辺の食環境についても十分状況把握をする必要がある。（仮設住宅世帯数、地域の食料供給源、被災世帯の状況等）

**【仮設住宅入居者への食生活支援】****1 環境の変化に対応するための支援**

仮設住宅では災害前と同等の調理設備を整えることは難しくなる。

また、長期にわたる避難生活による疲労や将来の不安等により調理意欲の減退が懸念されることから、一口コンロでも簡単に作れる料理、レトルト食品や外食の上手な活用方法、狭い台所を有効に活用する工夫を紹介するなどの支援を行う。

**2 訪問栄養指導の実施**

仮設住宅入居前の状況や巡回栄養相談の結果をもとに、訪問栄養指導計画を作成し、調理環境や食料品ルートの変化等を考慮した訪問栄養指導を実施する。

**3 食生活・運動相談の実施**

集会施設を利用した食生活相談や食事会を行い、入居者全体の食生活への意識向上を図るとともに、連帯感や仲間づくりに繋げる支援を行う。

**【被災地域全体への食生活支援】****1 地区健康教育の実施**

一般家庭における被災者も、被災による精神的なショックにより、食に対する関心が薄れがちになると考えられる。地区の集会施設等で簡単な調理のデモンストレーションを行うなど、料理の楽しみを実感させて調理意欲（食への意欲）を喚起する。また、集会施設へ足を運ぶことにより、高齢者や独居世帯の閉じこもりを防止することになる。

**2 災害時の食生活実態のまとめと活用**

災害時の食生活実態について、必要により調査等を実施し、得た情報をまとめて災害時の備えや個人・地域の今後の対応に活用していく。

## (2) 避難所・在宅への栄養・食生活支援

### 1 栄養ケア・マネジメント

#### ① 対象者の把握（スクリーニング）

避難所担当保健師等と連携し、栄養・食生活支援の必要な者のリストアップを行う。例えば、慢性疾患患者のうち腎臓病、アレルギー、糖尿病患者など避難所の普通の食事では対応が難しいケース、また、管理栄養士等が個別に関わった方がよいケース等についてリストアップを行う。

#### ② 対象者の栄養アセスメント

##### 栄養摂取量の把握

- ・おおよその栄養摂取量の過不足を推測するには、個々人の数日分の摂取量だけでなく室内に掲示された献立、食料品庫、配食現場、個々人が抱え持っている在庫、自前調達など
- ・昨日の食事は、この3日～4日と同じか
- ・体重と体重増減から、把握した摂取量に矛盾がないか
- ・記録していないもの
- ・被災前の食習慣で気をつけていたことは何か、今とどこが違うか
- ・把握する項目は、食事量・PFCバランス・栄養摂取量の推測・菓子類、アルコール、水分の摂取量等

#### ③ ケアプラン

ケアプランは、栄養素等摂取量の評価、摂取状況、意欲を考慮し作成する。

栄養素の過不足を評価し、経口栄養が困難、または少ない、食欲低下がある場合は、原因のアセスメントを行い対策につなげる。栄養素等摂取量の過不足は、過去の一時期か、それとも今後とも起きうるのか、主訴、症状が栄養によるものか、他の原因か等推測する。

また、避難所ごとに栄養指導が必要な人数をとりまとめ、管理栄養士等で対応する指導計画を立てる。市町村だけの対応が困難な場合、栄養指導が必要な人の情報（人数、疾病内容、避難所等）について保健所等に相談する。

#### ④ 継続支援の必要性

観察すべきこと、評価すべきことを書いて引き継ぎを行う。

### 2 食料供給と分配、保健機能食品の活用

避難所に保留している食料品は、生鮮・乾物・飲料・菓子等の一般食料品と、保健機能食品に仕分けして整理し、段ボールケース等の外側に内容物と賞味期限等を表示すると利用しやすくなる。

食料品は用途区分、また、賞味期限が近いものは手前に置いて取り出しやすく、優先順位づけをする。

賞味期限切れ食品は廃棄を検討するが、被災地ではゴミ回収をしていないため、腐敗していない限り献立作成のヒントを提供して早めの活用をすすめる。

使用用途がわからず倉庫に積まれている支援物資に、特定保健用食品、特別用途食品、栄養補助食品（経口保水液・サプリメント等）がある場合は、避難所管理者や炊事担当者に用途を説明する。

個別相談結果により、当該食品を提供することをすすめ、避難所管理者にも提供した状況を伝える。

当該食品の配布方法については、管理栄養士等や他県派遣管理栄養士と、配布する対象者、数量等をあらかじめ話し合っておく。

### 3 炊き出し

被災規模にもよるが、炊き出しの食数は災害直後から10日目位までが多く、救援体制が整うに従い徐々に減少し、そのあとは地元業者の弁当などに切り替わる。

- ・ ソフト面：食材の調達方法、調理法、栄養・衛生管理、人材確保方策
- ・ ハード面：熱源・調理機器等の確保方策（コンロ仕様、使い捨て食器）
- ・ 継続供給のためのシステム作り
- ・ 具体的な献立例の検討

### 4 衛生管理と食中毒予防

被災地全体の衛生状態が悪いこと、洗浄・殺菌の資材が不足すること、普段は大量調理をしていないスタッフが炊き出しをすること、食べる人自身の抵抗力が低下気味なことから、食中毒が発生しやすい状況にある。喫食者、食事担当スタッフ、調理者のそれぞれへ、水や殺菌のための資材の調達状況等にあわせて、注意を払う。

#### ① 喫食者

水が十分にある、または手指用の消毒剤がある場合は、食事の前に手洗い・消毒をして、食べ物に直接さわらずに、袋や包装物を持って食べるようにする。

配給された食べ物は、できるだけ早めに食べ、食べ残し等は食事担当スタッフに返す。

#### ② 食事担当スタッフ

配給する食品の消費期限を必ず確認し、先に届いたものから出す。（先入れ先出し）下痢や吐き気のある人は担当から外れるようにする。

#### ③ 食事担当スタッフのうち調理を担当する方

材料は消費期限を必ず確認する。

ノロウイルス等による食中毒の予防には、中心温度が85～90℃で90秒間以上の加熱が必要であり、中心までしっかり熱がとおるようにする。

おにぎりを作る時は、可能であればラップや使い捨て手袋を使用し、調理用ボウルや食器等もラップを敷くなど、できるだけ汚さないように工夫する。

使用した調理器具等はできるだけ洗浄し、清潔に保つようにする。

#### ④ 炊き出しの際の衛生管理

食事の準備前には水と石けんで手を洗う。水が無い場合は手指消毒剤を（持参するなどして）使用する。

調理場所は直射日光やほこりを避けるようにする（屋外では仮設テントの使用、必要に応じてビニールシート、台、すのこ等も使用）。容器や使用器具は、土ほこりがかからないようにビニール等で覆いをする。

保冷庫がある場合、保冷庫内では、生の肉・魚・卵とその他の食材を分けて保存する。これらの食料品を取り扱う従事者を限定し、取り扱う際には使い捨て手袋を使用する。また、これらの食料品を取り扱う場所は野菜を取り扱う場所から離れた場所にする。

保冷庫が無い場合は、断熱シートを活用するなどして食品の保管に配慮する。

また、炊き出しの容器は、衛生面の配慮から使い捨ての容器が望ましい。



(様式)

## 被災地状況把握シート

記入日 年 月 日

避難所名 ( ) 記入者氏名 ( )

避難所の状況	
ライフライン	水道 ( 使用可 ・ 使用不可 →給水車 ( 有 ・ 無 ) ) ガス ( 使用可 ・ 使用不可 ) 電気 ( 使用可 ・ 使用不可 ) 暖房器具 ( 使用可 ・ 使用不可 ) トイレ [ 使用可→施設のトイレ ( ) 個、仮設トイレ ( ) 個 使用不可 ( ) ]
支援スタッフ	医師 常駐 ( ) 名、巡回 ( 無 ・ 有 ) →週 ( ) 回 保健師 常駐 ( ) 名、巡回 ( 無 ・ 有 ) →週 ( ) 回 看護師 常駐 ( ) 名、巡回 ( 無 ・ 有 ) →週 ( ) 回 栄養士 常駐 ( ) 名、巡回 ( 無 ・ 有 ) →週 ( ) 回 その他 ( ) 名 ( )
支援物資	水 ( 無 ・ 有 ) → ( 十分 ・ 不十分 ) 水以外の飲料 ( 無 ・ 有 ) → ( 十分 ・ 不十分 ) 弁当 ( 無 ・ 有 ) → ( 十分 ・ 不十分 ) 食品 ( 無 ・ 有 ) → ( 十分 ・ 不十分 ) これまでに届いた食品 ( ) 栄養機能食品・特別用途食品 ( 無 ・ 有 ) → ( 十分 ・ 不十分 ) 医薬品 ( 無 ・ 有 ) → ( 十分 ・ 不十分 ) 毛布 ( 無 ・ 有 ) → ( 十分 ・ 不十分 ) 提供主体 ( 行政 ・ 自衛隊 ・ ボランティア )
炊き出し	( 行っていない ・ 行っている ) → (開始日 令和 年 月 日) 調理者 ( 行政 ・ 自衛隊 ・ ボランティア ・ 避難住民 )
食事内容	(主食 ・ たんぱく質を多く含む食品(肉、魚、卵、乳類等) ・ 野菜 ・ 果物) ※記入日またはここ2-3日の状況をご記入下さい。
避難住民の状況	
避難所住民数	収容人数 ( ) 名 男女比 (男 : 女 ) 年齢層 ( )
特別な配慮が必要な方	乳幼児 ( いる ・ いない ) ( ) 名 妊産婦 ( いる ・ いない ) ( ) 名 高齢者等嚥下困難な方 ( いる ・ いない ) ( ) 名 慢性疾患等で食事制限が必要な方 ( いる ・ いない ) ( ) 名 食物アレルギーがある方 ( いる ・ いない ) ( ) 名 対応状況 ( おおむね対応できている ・ 対応できていない ) 理由 ( )
自由記載欄 (困っていること等)	

## 被災者健康相談票

相談日 年 月 日

No	担当者名
種別	・面接→避難所名又は住所（ ） ・TEL（電話番号： ） ・その他（ ）
相談者氏名	
対象者	・本人 ・本人以外→氏名（ ）（続柄： ）
※以下は、対象者の方についてご記入下さい。	
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生（ ）歳
対象者属性	・乳幼児 ・妊婦 ・授乳婦 ・食物アレルギー
現病歴	・糖尿病 ・高血圧 ・腎臓病 ・その他（ ）
現病歴の治療状況	現在の服薬状況 （ 中断 ・ 継続 ） 薬品名（ ）
これまでの食事制限	食事制限（ 有 ・ 無 ） 具体的な制限内容（ ）
現在の自覚症状	・発熱 ・吐き気 ・便秘 ・下痢 ・口腔内症状（ ） ・歯に関する症状 ・その他（ ）
現在の食事内容	乳児の場合（ 母乳 ・ 粉ミルク ・ 混合 ） 離乳食（ 開始 ・ 未開始 ）
	子ども・成人・妊婦・授乳婦・高齢者の場合 （主食 ・ たんぱく質を多く含む食品（肉、魚、卵、乳類等） ・ 野菜 ・ 果物） 具体的な食事内容（ ）
	1日の食事回数（ 1回 ・ 2回 ・ 3回 ・ その他（ ） ）
	食欲（ 有 ・ 無 ）
	水分摂取状況（ ml）
身体活動	（ 1日座位、寝ていることが多い ・ 身体を動かしている ）
相談内容	
指導内容	
今後の支援計画	（ 解決 ・ 継続 ）
自由記載欄	

## 被災者栄養相談票（経過用紙）

救護場所	氏名	No	
令和 年 月 日 相談方法	相談内容	指導内容	担当者



